

**平成 25 年度開発援助調査研究業務
「主要援助国および主要国際援助機関
における NGO 支援策の比較調査」**

報告書

平成 26 年 3 月

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社

目 次

1	調査の趣旨	1
1.1	調査の背景・目的	1
1.2	調査の対象国・対象機関	2
1.3	調査の実施方法と手順	5
1.3.1	調査方針の検討・調査分析枠組みの設定	5
1.3.2	文献調査	5
1.3.3	質問票調査・国内ヒアリング	6
1.3.4	比較分析	6
1.3.5	報告書作成	6
1.4	調査実施上の制約	7
1.5	調査実施体制	7
2	米国	8
2.1	NGO 支援の概要	8
2.1.1	NGO の定義	8
2.1.2	NGO との連携	8
2.2	開発援助分野における NGO に対する支援	10
2.2.1	NGO 支援担当部署	10
2.2.2	NGO の連合体	11
2.2.3	資金申請から契約までのプロセスと申請団体の資格	11
2.2.4	経費規定	14
2.2.5	実施案件のモニタリング・事業終了後のチェック体制	16
2.3	緊急人道支援分野における NGO に対する支援	16
2.3.1	緊急人道援助に対する取り組み	16
2.3.2	予算	17
2.3.3	緊急人道援助全体に占める NGO 支援額の割合	17
2.3.4	自国 NGO 支援制度の概要	17
2.3.5	緊急人道援助スキームの具体的内容	18
2.3.6	ジャパン・プラットフォームに相当する組織の有無とその運営体制	20
2.3.7	安全確保のための措置	20
3	カナダ	22
3.1	NGO 支援の概要	22
3.1.1	NGO の定義	22
3.1.2	ODA に占める支援額の割合	22
3.1.3	NGO 支援額に占める自国 NGO に対する支援額の割合	23

3.2	開発援助分野における NGO に対する支援	24
3.2.1	NGO 支援担当部署	24
3.2.2	ドナーと連携関係にある NGO 連合体の概略	25
3.2.3	資金申請から契約までのプロセスと申請団体の資格	25
3.2.4	経費規定	26
3.2.5	実施案件のモニタリング・事業終了後のチェック体制	28
3.2.6	安全確保のための措置	28
3.3	緊急人道支援分野における NGO に対する支援	28
3.3.1	緊急人道援助に対する取り組み	28
3.3.2	予算	29
3.3.3	緊急人道援助全体に占める NGO 支援額の割合	29
3.3.4	自国 NGO 支援制度の概要	29
3.3.5	緊急人道援助スキームの具体的内容	30
3.3.6	ジャパン・プラットフォームに相当する組織の有無とその運営体制	32
3.3.7	安全確保のための措置	32
4	英国	34
4.1	NGO 支援の概要	34
4.1.1	NGO の定義	34
4.1.2	NGO との連携	34
4.2	開発援助分野における NGO に対する支援	36
4.2.1	NGO 支援担当部署	36
4.2.2	ドナーと連携関係にある NGO 連合体の概略	36
4.2.3	資金申請から契約までのプロセスと申請団体の資格	37
4.2.4	経費規定	42
4.2.5	実施案件のモニタリング・事業終了後のチェック体制	44
4.3	緊急人道支援分野における NGO に対する支援	45
4.3.1	緊急人道援助に対する取り組み	45
4.3.2	予算	46
4.3.3	緊急人道援助全体に占める NGO 支援額の割合	46
4.3.4	自国 NGO 支援制度の概要	47
4.3.5	緊急人道援助スキームの具体的内容	47
4.3.6	ジャパン・プラットフォームに相当する組織の有無とその運営体制	52
4.3.7	安全確保のための措置	52
5	フランス	55
5.1	NGO 支援の概要	55
5.1.1	NGO の定義	55

5.1.2	NGO との連携.....	55
5.2	開発援助分野における NGO に対する支援.....	56
5.2.1	NGO 支援担当部署.....	56
5.2.2	ドナーと連携関係にある NGO 連合体の概略.....	56
5.2.3	資金申請から契約までのプロセスと申請団体の資格.....	56
5.2.4	経費規定.....	60
5.2.5	実施案件のモニタリング・事業終了後のチェック体制.....	61
5.2.6	安全確保のための措置.....	62
5.3	緊急人道支援分野における NGO に対する支援.....	62
5.3.1	緊急人道援助に対する取り組み.....	62
5.3.2	予算.....	63
5.3.3	緊急人道援助全体に占める NGO 支援額の割合.....	63
5.3.4	自国 NGO 支援制度の概要.....	63
5.3.5	緊急人道援助スキームの具体的内容.....	64
5.3.6	ジャパン・プラットフォームに相当する組織の有無とその運営体制.....	64
5.3.7	安全確保のための措置.....	64
6	ドイツ.....	65
6.1	NGO 支援の概要.....	65
6.2	開発援助分野における NGO に対する支援.....	66
6.2.1	NGO 支援担当部署.....	66
6.2.2	ドナーと連携関係にある NGO 連合体の概略.....	66
6.2.3	資金申請から契約までのプロセスと申請団体の資格.....	67
6.2.4	経費規定.....	69
6.2.5	実施案件のモニタリング・事業終了後のチェック体制.....	70
6.2.6	安全確保のための措置.....	70
6.3	緊急人道支援分野における NGO に対する支援と課題.....	70
6.3.1	緊急人道援助に対する取り組み.....	70
6.3.2	予算.....	72
6.3.3	緊急人道援助全体に占める NGO 支援額の割合.....	73
6.3.4	自国 NGO 支援制度の概要.....	73
6.3.5	緊急人道援助スキームの具体的内容.....	73
6.3.6	ジャパン・プラットフォームに相当する組織の有無とその運営体制.....	74
6.3.7	安全確保のための措置.....	74
7	スウェーデン.....	75
7.1	NGO 支援の概要.....	75
7.1.1	NGO の定義.....	75

7.1.2	NGO との連携.....	75
7.2	開発援助分野における NGO に対する支援.....	76
7.2.1	NGO 支援担当部署.....	76
7.2.2	ドナーと連携関係にある NGO 連合体の概略.....	77
7.2.3	資金申請から契約までのプロセスと申請団体の資格.....	78
7.2.4	経費規定.....	79
7.2.5	実施案件のモニタリング・事業終了後のチェック体制.....	81
7.2.6	安全確保のための措置.....	81
7.3	緊急人道支援分野における NGO に対する支援と課題.....	81
7.3.1	緊急人道援助に対する取り組み.....	81
7.3.2	予算.....	82
7.3.3	緊急人道援助全体に占める NGO 支援額の割合.....	82
7.3.4	自国 NGO 支援制度の概要.....	82
7.3.5	緊急人道援助スキームの具体的内容.....	83
7.3.6	ジャパン・プラットフォームに相当する組織の有無とその運営体制.....	84
7.3.7	安全確保のための措置.....	84
8	EU.....	85
8.1	NGO 支援の概要.....	85
8.1.1	NGO の定義.....	85
8.1.2	NGO との連携・支援.....	85
8.2	開発援助分野における NGO に対する支援.....	86
8.2.1	NGO 支援担当部署.....	86
8.2.2	ドナーと連携関係にある NGO 連合体の概略.....	87
8.2.3	資金申請から契約までのプロセスと申請団体の資格.....	87
8.2.4	経費規定.....	89
8.2.5	実施案件のモニタリング・事業終了後のチェック体制.....	91
8.2.6	安全確保のための措置.....	91
8.3	緊急人道支援分野における NGO に対する支援.....	91
8.3.1	緊急人道援助に対する取り組み.....	91
8.3.2	予算.....	91
8.3.3	緊急人道援助全体に占める NGO 支援額の割合.....	93
8.3.4	NGO 支援制度の概要.....	93
8.3.5	緊急人道援助スキームの具体的内容.....	95
8.3.6	ジャパン・プラットフォームに相当する組織の有無とその運営体制.....	95
8.3.7	安全確保のための措置.....	96
9	UNICEF.....	97

9.1 NGO 支援の概要.....	97
9.2 開発援助分野における NGO に対する支援.....	98
9.2.1 NGO 支援担当部署.....	98
9.2.2 資金申請から契約までのプロセスと申請団体の資格.....	98
9.2.3 経費規定.....	99
9.2.4 実施案件のモニタリング・事業終了後のチェック体制.....	100
9.2.5 安全確保のための措置.....	101
9.3 緊急人道支援分野における NGO に対する支援.....	101
9.3.1 緊急人道援助に対する取り組み.....	101
9.3.2 予算.....	101
9.3.3 緊急人道援助スキームの具体的内容.....	102
9.3.4 安全確保のための措置.....	102
10 UNDP.....	103
10.1 NGO 支援の概要.....	103
10.2 開発援助分野における NGO に対する支援.....	106
10.2.1 NGO 支援担当部署.....	106
10.2.2 ドナーと連携関係にある NGO 連合体の概略.....	106
10.2.3 資金申請から契約までのプロセスと申請団体の資格.....	107
10.2.4 経費規定.....	108
10.2.5 実施案件のモニタリング・事業終了後のチェック体制.....	108
10.2.6 安全確保のための措置.....	109
10.3 緊急人道支援分野における NGO に対する支援と課題.....	109
10.3.1 緊急人道援助に対する取り組み.....	109
10.3.2 予算.....	110
10.3.3 緊急人道援助全体に占める NGO 支援額の割合.....	110
10.3.4 自国 NGO 支援制度の概要.....	110
10.3.5 緊急人道援助スキームの具体的内容.....	110
10.3.6 ジャパン・プラットフォームに相当する組織の有無とその運営体制.....	111
10.3.7 安全確保のための措置.....	112
11 UNHCR.....	113
11.1 緊急人道支援分野における NGO に対する支援.....	113
11.1.1 緊急人道援助に対する取り組み.....	113
11.1.2 予算.....	114
11.1.3 緊急人道援助全体に占める NGO 支援額の割合.....	114
11.1.4 NGO 支援制度の概要.....	115
11.1.5 緊急人道援助スキームの具体的内容.....	116

11.1.6 安全確保のための措置.....	116
12 ADB.....	118
12.1 NGO 支援の概要.....	118
12.1.1 NGO の定義.....	118
12.1.2 NGO との連携.....	119
12.2 開発援助分野における NGO に対する支援と課題.....	120
12.2.1 NGO 支援担当部署.....	120
12.2.2 ドナーと NGO の連携概略.....	120
12.2.3 資金申請から契約までのプロセスと申請団体の資格.....	121
12.2.4 経費規定.....	122
12.2.5 スキームの概況と一例.....	122
12.2.6 実施案件のモニタリング・事業終了後のチェック体制.....	122
12.2.7 安全確保のための措置.....	123
13 考察.....	124
13.1 開発援助・緊急人道支援実施のパートナーとして NGO の役割の確立.....	124
13.2 連携する CSO の判断基準.....	124
13.3 支援スキーム.....	125
13.4 間接費の取り扱い.....	126
13.5 緊急人道支援のためより迅速な対応ができるメカニズムの構築.....	127
参考文献.....	132

図 表 目 次

図 1.1	各援助国・援助機関の開発援助額（億米ドル）（2012年）	2
図 1.2	各援助国・援助機関の人道支援額（億米ドル）（2012年）	4
図 2.1	USAIDによるPVOへの支援における割合（2011年）	9
図 2.2	米国PVOと国際PVOの収入の比較	9
図 2.3	USAIDの組織図	10
図 2.4	契約のプロセス	13
図 2.5	米国の人道支援に占めるNGO・市民社会経由の割合（2012年）	17
図 2.6	米国における人道支援の対応	18
図 3.1	カナダの組織別ODA支援比率（2011）	23
図 3.2	カナダの目的別人道支援比率	29
図 4.1	英国の二国間援助の内訳とCSOへの拠出割合	36
図 4.2	PPA公示から資金提供まで（2011-14年ラウンドの実例）	40
図 4.3	人道支援の拠出先 2009/2010	46
図 4.4	緊急人道支援の際の申請からプロジェクト完了まで	51
図 5.1	I-ONGの経費申請プロセス	58
図 8.1	EUにおける無償資金申請プロセス	88
図 8.2	ECHOの予算推移	92
図 8.3	ECHOの予算配分（2012年）	92
図 8.4	パートナー別資金供与割合（2012年）	93
図 8.5	ECHOから供与を受けたNGO国籍別（2012年）	94
図 11.1	UNHCRの支出割合（2012年）	114
図 11.2	UNHCRにおけるパートナー別拠出割合（2012年）	115
表 1.1	各援助国・援助機関の開発援助額（100万米ドル）	3
表 1.2	各援助国・援助機関の人道支援額（100万米ドル）	5
表 2.1	USAIDにおけるNGOの種類	8
表 2.2	PVOとしての認定条件	12
表 2.3	実施案件における報告書	16
表 2.4	人道支援における経費のサンプル	20
表 3.1	DFATDの国際支援額（拠出先別）（2011）	23
表 3.2	DFATDのCSO向け拠出額（CSOの種類別）（2011）	24
表 4.1	DFIDによるCSOへの主要資金提供スキーム（2013年5月時点）	37
表 4.2	GPAFの概要	42
表 4.3	DFIDによる人道支援方法	47

表 4.4	RRF 活用のためのプロセス	50
表 5.1	評価基準	59
表 5.2	I-ONG の「一般利益イニシアティブ」における計上可能な費目	60
表 5.3	I-ONG の「フィールド・イニシアティブ」における計上可能な費目	61
表 5.4	FUH 資金供与法別（2012 年）	63
表 6.1	人道支援に係るドイツ連邦政府の実施体制	72
表 8.1	EU における NGO が利用可能なスキーム	86
表 8.2	CONCORD 加盟の国際 NGO ネットワークおよびアソシエート会員	87
表 8.3	国籍要件	88
表 8.4	単純費用方法	89
表 8.5	予算計上可能費用	90
表 8.6	供与の対象となる直接費用	95
表 9.1	パートナーシップの形態	98
表 9.2	PCA の予算の構成	100
表 10.1	UNDP による NGO への支援形態別オペレーション	105
表 10.2	UNDP 緊急人道支援分野の拠出内訳（スキーム・分野別）（2011 年度）	110
表 12.1	ADB における CSO の類型	118
表 13.1	主要援助国・主要機関による NGO 支援の概要	128

略 語 表

略語	正式名	日本語訳
ADB	Asian Development Bank	アジア開発銀行
AFD	Agence Française de Développement	フランス開発庁
BCPR	Bureau for Crisis Prevention and Recovery	危機予防復興支援局 (UNDP)
CBHA	Consortium of British Humanitarian Agencies	英国人道支援団体の連合体
CCCs	Core Commitments for Children	子供のための中核コミットメント (UNICEF)
CCIC	Canadian Council for International Cooperation	カナダ国際協力協議会
CDC	Centre de Crise	危機センター (仏国)
CERF	Central Emergency Response Fund	中央緊急対応基金
CIDA	Canadian International Department Agency	カナダ国際開発庁
CPCC	Canadian Peacebuilding Coordinating Committee	カナダ平和構築調整員会
CSD	Civil Society Department	市民社会部 (英国)
CSHGP	Child Survival and Health Grants Program	子供の生存と保健無償プログラム (米国)
CSO	Civil Society Organization	市民社会組織
DAC	Development Assistance Committee	開発援助委員会
DCHA	Bureau for Democracy, Conflict, and Humanitarian Assistance	民主主義・紛争・人道支援局 (米国)
DFATD	Department of Foreign Affairs, Trade and Development	カナダ外務貿易開発省
DFID	Department for International Development	英国国際開発省
DGM	Direction générale de la mondialisation	国際総局 (仏国)
DGP	Development Grant Program	開発無償プログラム (米国)
DMC	developing member country	開発途上加盟国 (ADB)
DPA	Department of Political Affairs	政治局
DPKO	Department of Peacekeeping Operations	PKO 局
DPO	Division du Partenariat avec les ONG	NGO パートナーシップ部 (仏国)
DSPC	Direct Programme Support Costs	直接プログラム・サポート費用 (UNICEF)
ECHO	Humanitarian Aid Office	人道援助局 (EU)
EDF	European Development Fund	欧州開発基金 (EU)

略語	正式名	日本語訳
EMOPS	Office of Emergency Programms	緊急プログラム室 (UNICEF)
ERCC	Emergency Response Coordination Centre	緊急対応調整センター (EU)
ERF	Emergency Response Fund	緊急対応基金 (英国)
EU	European Union	欧州連合
FFP	Food for Peace	平和のための食糧
FISONG	Facilité d'innovation sectorielle pour les ONG	NGO のためのセクター・イノベーション・ファシリティ (仏国)
FPA	Framework Partnership Agreement	パートナーシップ枠組み合意 (EU)
FUH	Fonds d'urgence humanitaire	緊急人道支援ファンド (仏国)
GCH	Groupe de concertation humanitaire	人道対話グループ (仏国)
HACT	Harmonized Approach to Cash Transfers	協調現金給付制度
ICAI	Independent Commission for Aid Impact	援助インパクトのための独立委員会 (英国)
IDEA	Office of Innovation and Development Alliances	変革・開発アライアンス室 (米国)
IDRC	International Development Research Centre	カナダ国際開発研究センター
IHA	International Humanitarian Assistance Directorate	国際人道支援課 (カナダ)
INCAF	International Network on Conflict and Fragility	紛争と脆弱性に係る国際ネットワーク
I-ONG	Initiatives ONG	NGO イニシアティブ支援 (仏国)
IP	Implementing Partner	実施パートナー (UNHCR)
IPR	Independent Performance Review	外部からの業績レビュー
JFPR	Japan Fund for Poverty Reduction	貧困削減日本基金 (ADB)
JPF	Japan Platform	ジャパン・プラットフォーム
MDGs	UN Millennium Development Goals	国連ミレニアム開発目標
MOSS	Minimum Operational Security Standards	最低安全基準 (UNICEF)
MoU	Memorandum of understanding	枠組み合意
NGO	Non Governmental Organization	非政府組織
NGOC	NGO and Civil Society Center	NGO・市民社会センター (ADB)
NICRA	Negotiated Indirect Cost Rate Agreement	間接費率合意 (米国)

略語	正式名	日本語訳
NUOI	Direction des Nations Unies, des Organisations Internationales, des droits de l'homme et de la francophonie	国連・国際機関・人権・フランコフォニー局（仏国）
OCHA	Office for Coordination of Humanitarian Affairs	国連人道問題調整事務所
ODA	Official Development Assistance	政府開発援助
OECD	Organisation for Economic Cooperation and Development	経済協力機構
OFDA	Office of U.S. Foreign Disaster Assistance	海外災害援助局（米国）
OMB	Office of Management and Budget	連邦行政管理予算局（米国）
PCA	Programme Cooperation Agreement	プログラム協力合意（UNICEF）
PPAs	Programme Partnership Arrangements	プログラム・パートナーシップ取決め（英国）
PVO	Private Voluntary Organization	民間ボランティア組織（米国）
PWCB	Partnerships with Canadians Branch	カナダ支部とのパートナーシップ
RRF	Rapid Response Facility	即時対応スキーム（英国）
Sida	Swedish International Development Cooperation Agency	スウェーデン国際開発協力庁
SSFA	Small-scale funding agreement	小規模資金供与合意（UNICEF）
UKAM	UK Aid Match	英国エイド・マッチ
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
UNHCR	United Nations High Commissioner for Refugees	国連難民高等弁務官事務所
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金
USAID	United States Agency for International Development	米国国際開発庁
VFM	Value for Money	投資に見合う価値
WFP	World Food Program	世界食糧計画

1 調査の趣旨

1.1 調査の背景・目的

近年、開発支援および緊急人道支援において多様化する課題解決に向けた国際社会の取り組みの中で、政府開発援助（Official Development Assistance：ODA）と非政府組織（Non-governmental organizations：NGO）との連携強化の重要性が強く認識されるようになった。この背景には、開発途上国の地域社会が有する多様性に配慮しながら、地域関係者とともに支援のあり方を模索する NGO のアプローチや NGO が有するノウハウが、既存の政府による ODA を補完し、地域社会の発展や支援の持続性に相乗効果をもたらすことを期待されていることがある。

日本においても、NGO は途上国の草の根レベルに対するきめ細かい援助の実施や緊急人道支援活動での迅速・柔軟な対応ができるとの認識の下、外務省は資金協力や NGO の能力強化のための支援を行う他、日本の NGO との定期協議会を開催し、意見交換を実施している。2003年8月に改訂された ODA 大綱においては、政策立案・実施にあたっての連携先のひとつとして NGO が挙げられている。その後も、2006年には「NGO との戦略的連携・活用に向けた5ヶ年計画」において NGO の ODA 参画促進や能力強化等が掲げられている。また、日本「NGO と ODA の連携に関する中期計画」の策定過程においては、NGO の ODA 本体事業への参入の拡大も要請されている。

国際社会においては、主要な援助機関および国際機関が近年援助政策の方向転換や組織変更を実施している。日本においても、このような国際的な援助の潮流と協調し、また、国際的視野に立った効果的な我が国 ODA と NGO との連携について検討した上で、「NGO と ODA の連携に関する中期計画」に反映させることが喫緊の課題となっている。特に、上記「中期計画第一回タスクフォース」において、NGO 側からの具体的な要望として、事業実施の際にオーバーヘッド（一般管理費）の定率と適用の拡大が取り上げられている。現在 NGO 連携無償資金協力案件では、一定の条件を満たした案件には直接事業費の5%を一般管理費として認めているものの、その定率と適用の拡大を検討するためには、欧米援助機関および国際機関の最新の状況を把握しておくことが必要である。

このような状況を背景に、本調査では、今後の NGO との連携を効率的かつ効果的に実施するための検討に資することを目的に、主要援助国および主要国際機関がどのように NGO との連携および支援を行っているか、調査・分析を実施した。

1.2 調査の対象国・対象機関

本調査で対象とする援助国および援助機関は、次の通りである。

- | | |
|----------|----------|
| • 米国 | • EU |
| • カナダ | • UNICEF |
| • 英国 | • UNDP |
| • フランス | • UNHCR |
| • ドイツ | • ADB |
| • スウェーデン | |

各章では各国の通貨および会計年度による報告書や統計を基に記載しているが、ここでは、全体を横断的に検討する観点から、OECD のデータベース（CRS 統計）を基に、2008 年から 2012 年の 5 年間の対象国・援助機関における開発および人道支援のコミットメント額について比較した。

2012 年の各援助国・援助機関の開発分野でのコミットメントは、米国が最も多い 133 億米ドルを約束し、続いて EU の 70 億米ドル、日本の 44 億 7,000 万米ドルとなっている。NGO・市民社会経由の割合をみると、2012 年では、フランスが最も少ない 1.5% であり、続いて日本の 6% となっている。米国は、15.2% と割合は大きくないが、全体の支援額が大きいため、NGO 経由の資金供与額は、他の国の供与額を上回っている（図 1.1）（表 1.1）。

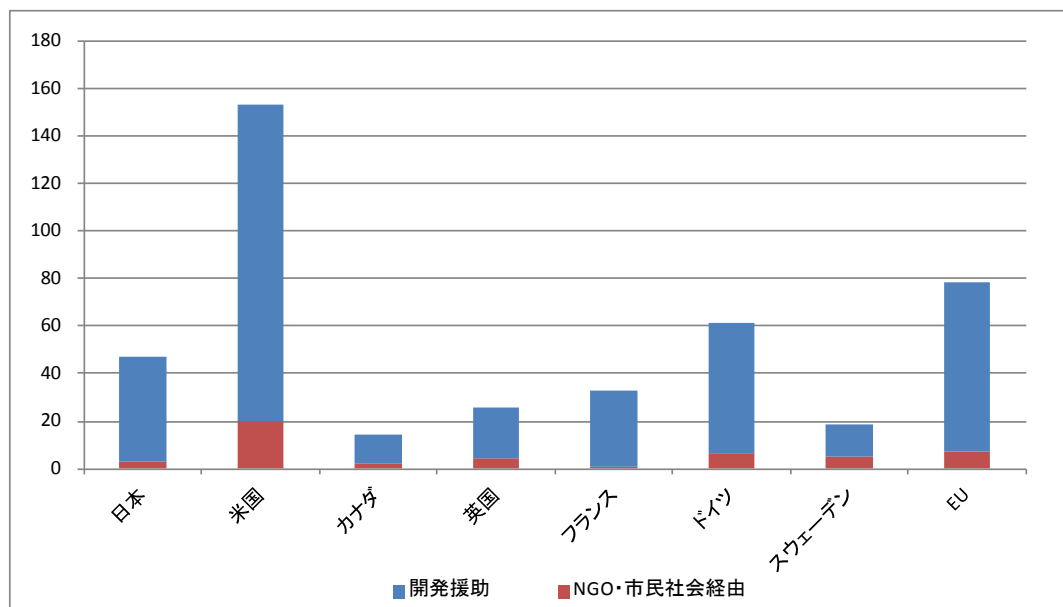


図 1.1 各援助国・援助機関の開発援助額（億米ドル）（2012 年）

（注）コミットメント、暦年ベース

開発援助に含まれるセクター：CRS 統計のコードの「700：人道支援」、「910：ドナーの間接費」、「930：ドナー国における難民支援」、「998：その他」を除く、開発支援

（出所）OECD データベース（2014 年 3 月 17 日アクセス）

また 2008-2012 年の 5 年間の平均をみると、最も NGO・CSO 経由での支援の割合が高かったのは、スウェーデンの 43%であり、続いてカナダの 26.4%、英国の 18.9%であった。最も割合が小さかったのは、フランスの平均 1.5%であった。日本は、平均 3.4%であった。

表 1.1 各援助国・援助機関の開発援助額 (100 万米ドル)

		2008	2009	2010	2011	2012	合計	平均
日本	開発援助	3,125.0	4,258.3	3,942.1	3,822.8	4,470.0	19,618.1	3,923.6
	NGO・市民社会経由	12.6	36.2	176.1	180.4	268.5	673.8	134.8
	割合	0.4%	0.8%	4.5%	4.7%	6.0%	3.4%	3.4%
米国	開発援助	16,014.0	15,367.3	16,082.3	15,663.0	13,320.4	76,447.1	15,289.4
	NGO・市民社会経由	1,567.3	2,130.2	2,275.1	1,906.3	2,022.6	9,901.5	1,980.3
	割合	9.8%	13.9%	14.1%	12.2%	15.2%	13.0%	13.0%
カナダ	開発援助	1,579.1	1,975.7	1,566.8	1,895.5	1,167.1	8,184.3	1,636.9
	NGO・市民社会経由	276.8	617.6	430.6	598.2	239.0	2,162.2	432.4
	割合	17.5%	31.3%	27.5%	31.6%	20.5%	26.4%	26.4%
英国	開発援助	3,991.3	5,050.7	1,823.7	1,576.3	2,113.0	14,555.0	2,911.0
	NGO・市民社会経由	1,028.1	719.1	244.8	297.9	468.3	2,758.2	551.6
	割合	25.8%	14.2%	13.4%	18.9%	22.2%	18.9%	18.9%
フランス	開発援助	3,047.4	3,498.1	3,276.1	2,629.0	3,245.6	15,696.2	3,139.2
	NGO・市民社会経由	29.2	31.5	75.2	45.7	48.4	230.0	46.0
	割合	1.0%	0.9%	2.3%	1.7%	1.5%	1.5%	1.5%
ドイツ	開発援助	4,487.2	4,692.5	4,448.0	4,983.3	5,502.6	24,113.5	4,822.7
	NGO・市民社会経由	664.6	665.4	588.6	633.9	648.0	3,200.5	640.1
	割合	14.8%	14.2%	13.2%	12.7%	11.8%	13.3%	13.3%
スウェーデン	開発援助	1,089.5	974.6	1,312.4	1,137.5	1,303.9	5,818.0	1,163.6
	NGO・市民社会経由	403.0	439.0	643.2	492.1	522.4	2,499.6	499.9
	割合	37.0%	45.0%	49.0%	43.3%	40.1%	43.0%	43.0%
EU	開発援助	5,269.7	5,414.8	5,413.1	6,638.5	7,085.6	29,821.6	5,964.3
	NGO・市民社会経由	101.5	254.3	713.1	774.0	742.8	2,585.8	517.2
	割合	1.9%	4.7%	13.2%	11.7%	10.5%	8.7%	8.7%
UNICEF	開発援助	402.6	390.9	398.3	462.2	383.1	2,037.1	407.4
UNDP	開発援助	265.5	392.9	352.3	287.9	264.2	1,562.7	312.5

(注) コミットメント、暦年ベース

開発援助に含まれるセクター：CRS 統計のコードの「700：人道支援」、「910：ドナーの間接費」、「930：ドナー国における難民支援」、「998：その他」を除く、開発支援

UNICEF、UNDPについては、NGO・市民社会経由のデータがないため、本表では割愛。

(出所) OECD データベース (2014 年 3 月 17 日アクセス)

2008 年から 2012 年を通して、最も人道支援額が多い国は、米国であり 2012 年には 41 億米ドルを超える金額をコミットしている。続いて、EU の額が多く、拠出額も 2008 年から 2012 年にかけて増加し、2012 年では約 19 億米ドルを超える資金を約束した。日本の支援額は EU に次いで多く、2012 年は 7 億 4,000 万米ドルであった。

2012 年の NGO・市民社会経由の支援の割合でみると、同割合が最も大きかったのはスウェーデンの 45.8%であり、続いてフランスの 40.9%、英国の 32.8%である。また、米国は 26%である。

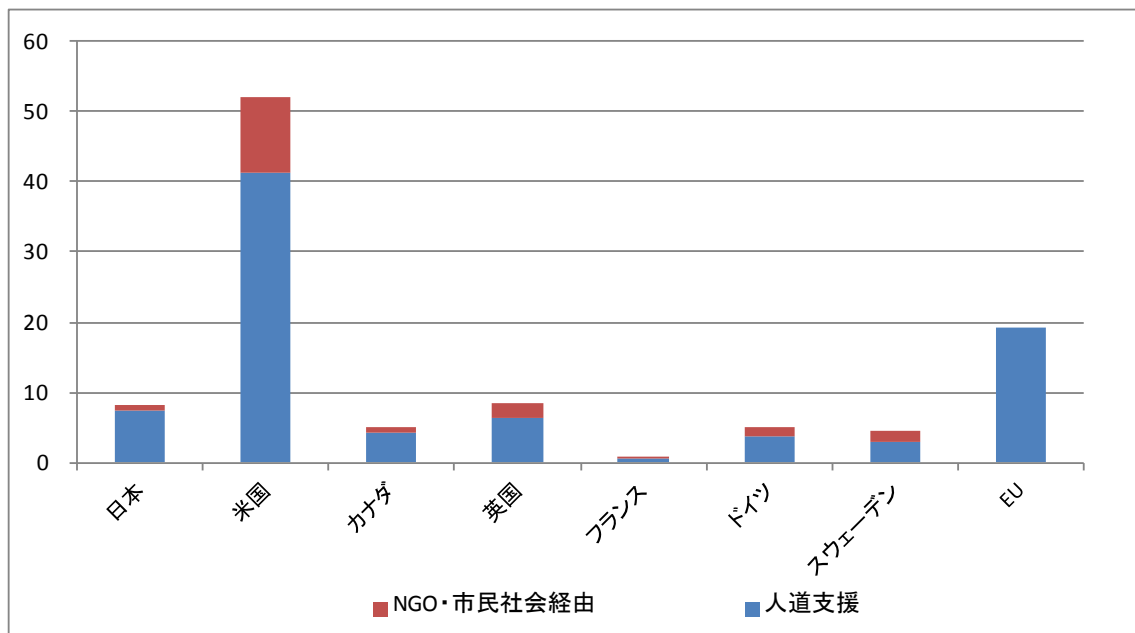


図 1.2 各援助国・援助機関の人道支援額（億米ドル）（2012年）

（注）コミットメント、暦年ベース

人道支援のセクター：CRS 統計のコードの「700：人道支援」

EU については、援助のチャネルについて「その他」に分類される人道支援が多いため、NGO・市民社会経由の額を示していない。

（出所）OECD データベース（2014年3月17日アクセス）

2008-2012年の5年間の平均をみると、スウェーデンは46.8%がNGO・CSO経由と最も割合が高かった。続いて高かったのは、英国の31.4%であった。米国においても、平均25.4%の支援をNGOやCSO経由で実施している。

表 1.2 各援助国・援助機関の人道支援額（100 万米ドル）

		2008	2009	2010	2011	2012	合計	平均
日本	人道支援	342.8	333.8	719.8	894.4	740.2	3,031.0	606.2
	NGO・市民社会経由	14.1	27.5	97.1	90.9	88.7	318.2	63.6
	割合	4.1%	8.2%	13.5%	10.2%	12.0%	10.5%	10.5%
米国	人道支援	4,418.7	4,700.6	5,612.2	4,096.7	4,134.9	22,963.1	4,592.6
	NGO・市民社会経由	1,240.0	1,126.2	1,369.9	1,034.3	1,073.1	5,843.5	1,168.7
	割合	28.1%	24.0%	24.4%	25.2%	26.0%	25.4%	25.4%
カナダ	人道支援	346.8	313.2	524.2	513.1	424.4	2,121.7	424.3
	NGO・市民社会経由	97.0	91.4	193.2	251.0	82.7	715.4	143.1
	割合	28.0%	29.2%	36.9%	48.9%	19.5%	33.7%	33.7%
英国	人道支援	406.5	739.6	388.8	408.1	645.6	2,588.7	517.7
	NGO・市民社会経由	126.3	235.5	133.3	105.5	212.0	812.6	162.5
	割合	31.1%	31.8%	34.3%	25.8%	32.8%	31.4%	31.4%
フランス	人道支援	26.5	24.1	57.8	82.6	47.2	238.1	47.6
	NGO・市民社会経由	0.3	2.4	13.9	15.2	19.3	51.1	10.2
	割合	1.1%	9.9%	24.0%	18.4%	40.9%	21.5%	21.5%
ドイツ	人道支援	343.0	406.7	383.0	417.7	375.9	1,926.3	385.3
	NGO・市民社会経由	119.1	112.7	112.1	108.9	118.7	571.5	114.3
	割合	34.7%	27.7%	29.3%	26.1%	31.6%	29.7%	29.7%
スウェーデン	人道支援	330.8	433.5	360.4	529.1	305.4	1,959.1	391.8
	NGO・市民社会経由	116.0	216.3	138.9	306.1	139.7	917.0	183.4
	割合	35.1%	49.9%	38.6%	57.8%	45.8%	46.8%	46.8%
EU	人道支援	1,516.1	1,604.7	1,652.2	1,784.4	1,908.5	8,465.9	1,693.2
UNICEF	人道支援	39.9	33.2	28.2	41.6	21.1	164.0	32.8
UNDP	人道支援	32.9	55.5	60.6	40.9	30.7	220.5	44.1
UNHCR	人道支援	-	-	-	343.3	321.7	665.0	332.5

（注）コミットメント、暦年ベース

人道支援のセクター：CRS 統計のコードの「700：人道支援」

UNICEF、UNDP、UNHCR については、NGO・市民社会経由のデータがないため、本表では割愛。また、EU については、援助のチャネルについて「その他」に分類される人道支援が多いため、本表では割愛。

（出所）OECD データベース（2014 年 3 月 17 日アクセス）

1.3 調査の実施方法と手順

本調査は平成 26 年 2 月 10 日から 3 月 31 日までを調査期間とし、国内にて文献調査やインタビュー調査により情報収集し、分析した上、最終報告書を作成した。調査手順は以下のとおりである。

1.3.1 調査方針の検討・調査分析枠組みの設定

まず、調査開始にあたって、調査方針を検討し、調査分析枠組みの設定を行った。

1.3.2 文献調査

調査対象主要国および主要国際機関の年次報告書、統計資料、NGO 支援に対する戦略文書、支援スキームに関するガイドラインや申請様式等、ウェブサイトを中心に公開情報により情報を収集した。これら情報により、2003 年度版の報告書¹のアップデートを行うとともに、不足している情報を明らかにした。

¹ 外務省、「主要援助国および主要国際援助機関における NGO 支援策の比較調査」、2004 年 3 月

1.3.3 質問票調査・国内ヒアリング

1.3.2 の文献調査を踏まえ、必要な情報に関し質問票調査を行った。質問票は、収集すべき情報を全て網羅した「マスター質問票」を作成の上、上記において確認できなかった点について今次調査において重要な点を強調しつつ、国・機関によって内容の調整を行った。質問票送付に当たっては、在京大使館・国際機関を窓口とした。

文献調査における公開情報および質問票からの回答に加え、更に東京に所在する在京大使館、国際機関へヒアリングを実施した。また、必要に応じ日本の NGO や NGO のアンブレラ組織、有識者等にメールにて照会を行った。質問票・ヒアリングを実施した対象国・機関は、米国、カナダ、英国、スウェーデン、UNICEF、UNHCR、UNDP である。また、NGO 側の意見を聴取するため、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、ADRA、国境なき医師団日本および米国 NGO (Mercy Corps) へのインタビュー調査も実施した。

1.3.4 比較分析

上記の方法で収集した情報に関し、NGOへの支援方針、戦略、支援窓口、支援方法、実績、経費規定、自国NGOへの支援策、NGO連合体の有無、モニタリング・評価体制、安全確保の措置等に関し整理、分析を行った。分析にあたっては、分類できる場合は開発支援と緊急人道支援に分けて、また近年援助政策の方向転換や組織変更を実施していることから、新しい戦略や担当部署の変更、先進的なスキームなどに留意した。さらに、日本における今後の検討に資するよう、人道支援に関しては、日本のジャパン・プラットフォーム (Japan Platform : JPF) ²に相当する組織の有無などについても調査した。また、調査の背景にもある間接費の部分は特に重点的に調査を行い、日本のNGO連携支援無償資金協力と比較を提示した。

1.3.5 報告書作成

本調査は、現在も継続実施されているNGOとODAの連携に関する検討に資することを一義的な目的とする。そのため、報告書の構成・内容・記載方法は、参照に供した際に利用しやすいという点を最大限重視し、対象各国・機関とも可能な限り同じ項目で取りまとめ、比較しやすいように記した。また、執務参考資料として見やすくするため、主要国・機関のNGOをめぐる支援や連携を最後に一覧表にとりまとめた³。

² 紛争や自然災害などの発生時に求められる緊急人道支援に NGO が迅速に対応できるように 2000 年に組織された特定非営利活動法人 (NPO)。JPF は緊急人道支援において初動から復旧期にかけて日本の NGO が迅速に質の高い支援を実施するための活動資金を提供し、また個別 NGO どうしの調整役、または NGO の代表としての役割を担っている。この目的のため、NGO、政府、経済界、アカデミア、有識者が集まり政府資金と民間資金の流れを作り、NGO による人道支援活動の質を上げるため体制と仕組みを作ってきたものが JPF である。現在加盟 NGO は 40 団体におよび、40 か国以上の国で支援プログラムを実施している。

³ 本報告書に参考文献や資料として記載されたウェブサイトへの最終アクセス日は特に記載がない限り、2014 年 3 月 24 日である。

1.4 調査実施上の制約

本調査期間は2月中旬から3月までと限られた時間の中での実施であったため、公開情報以外からの情報収集の時間に限界があり、公開情報より詳しい情報が入手できなかった国・機関もある。特に、経費等の取決めに関しては、NGOとケースバイケースで協議している国も多く、可能な範囲で情報収集を務めたが、比較分析の判断材料になる情報が乏しかった。さらに、統計資料に関しては、各国の集計方法（会計年度か暦年）や分類が異なり、自国NGOへの支援等の割合等を算出していない国もあるなど、全てを並べて比較できるような情報が集まらなかった。

1.5 調査実施体制

本調査の構成メンバーは以下のとおりである。

総括/調査分析： 渡邊恵子 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 国際研究部 副主任研究員
副総括/調査分析： 前村明佳子 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 国際研究部 研究員
調査分析： 国松麻季 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 経済・社会政策部 主任研究員
調査分析： 伊佐 紫 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 国際研究部 研究員
調査分析： 近藤 碧 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 国際研究部 準研究員

2 米国

2.1 NGO 支援の概要

2.1.1 NGO の定義

米国国際開発庁（United States Agency for International Development : USAID）において、NGO は重要な開発パートナーとして位置づけられている。USAID では NGO を大きく 5 種類に分けている。

表 2.1 USAID における NGO の種類

NGO のタイプ	内容	対象プログラム
共同組合組織 (Cooperative organizations)	NGO が共同組合組織を設置することを支援	- 共同組合開発プログラム (Cooperative Development Program) - 「農家から農家」プログラム (Farmer-to-Farmer Program)
財団 (Foundations)	米国や国際的な慈善財団との協力	特にプログラムはなし
現地・地域組織 (Local and Regional Organizations)	途上国の現地 NGO の能力強化	- USAID の現地オフィスが提供する 開発無償プログラム (Development Grants Program : DGP) - その他
民間ボランティア 団体 (Private Voluntary Organizations)	免税、非営利の団体。米国 PVO または国際 PVO がある。	USAID が資金拠出を行うプログラムを実施
米国および国際機関 (U.S. and International Organizations)	国連機関、宗教団体なども含まれる。	資金調達や技術・専門性面での協力など

(出所) USAID ウェブサイト (<http://www.usaid.gov/partnership-opportunities/ngo>)

日本の NGO にあたる組織は、米国においては民間ボランティア団体 (Private Voluntary Organization : PVO) を指す。PVO は、本部組織の設立場所および設立準拠法などにより、米国の PVO と国際 PVO の二種類に分かれており、2013 年の USAID の報告書によると、米国 PVO は 595 団体、国際 PVO は 112 団体が登録されている⁴。

2.1.2 NGO との連携

2011 年度では、USAID に登録した米国 PVO に対して、USAID からは総額約 31 億米ドルの支援が実施されている。他方、国際 PVO への USAID による支援は 2 億 3,600 万米ドル超にのぼった。USAID による PVO への支援を合計すると、約 33 億 2,700 万米ドルとなるが、米国 PVO への支援は全体の 93% を占めている (図 2.1)。

⁴ USAID, 2013 VOLAG, Report of Voluntary Agencies, p.5

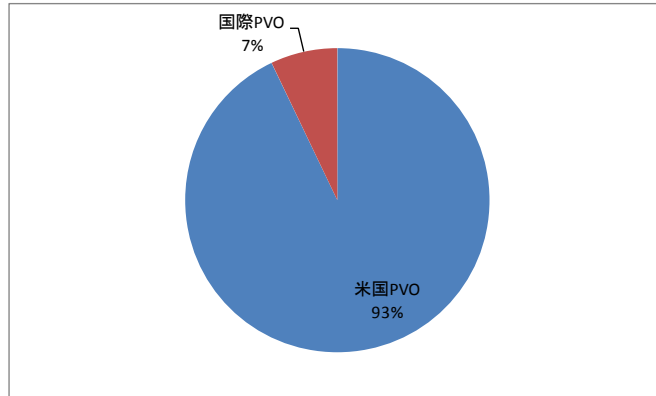


図 2.1 USAID による PVO への支援における割合 (2011 年)

(出所) USAID, 2013 VOLAG, Report of Voluntary Agencies, p.137, p.197 より作成

米国PVOは、米国政府以外からの支援も多く受けており、同年度では総額 211 億米ドルの支援を受けた。また、USAID以外の米国政府機関や国際機関からの支援から 3 億米ドルの支援を受けている⁵。他方、国際PVOでは、民間からの支援の割合が米国PVOより少ない(図 2.2)。

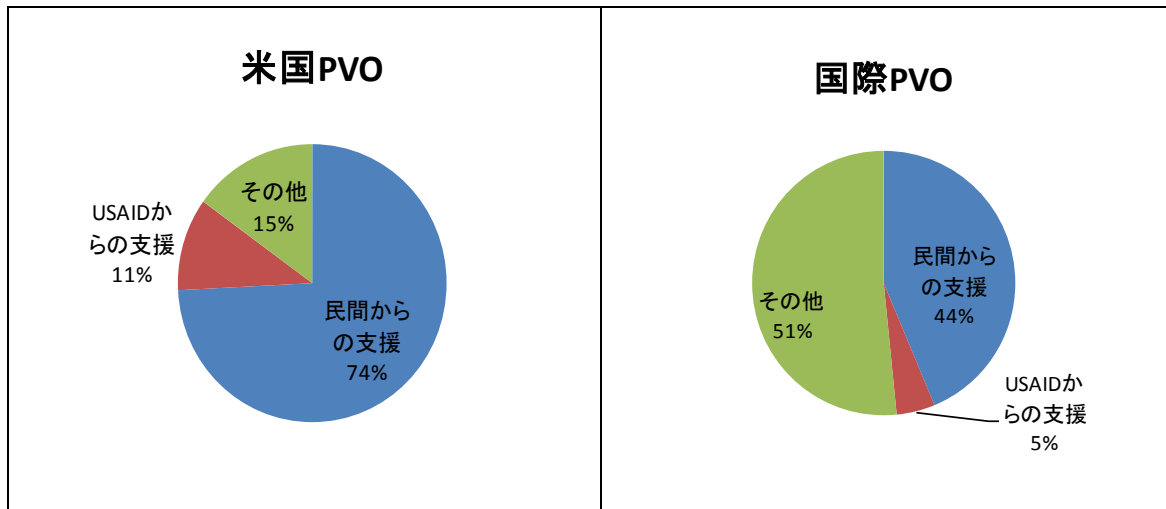


図 2.2 米国 PVO と国際 PVO の収入の比較

(出所) USAID, 2013 VOLAG, Report of Voluntary Agencies, p.137, p.197 より作成

2011 年度の USAID の活動費用 (net cost of operations) は、開発支援および人道支援も含めて、112 億 4,369 万 3,000 米ドルであった。したがって、活動予算全体に占める PVO への支援の割合はおおよそ 26%を占めており、PVO への支援が USAID にとって大きな位置を占めていることが分かる。

USAID による NGO に対する資金拠出は 3 種類の方式ある。一つは契約方式であり、これ

⁵ USAID, 2013 VOLAG, Report of Voluntary Agencies, p.137, p.197

は連邦政府との間で、物品またはサービスの提供を直接行う場合に用いられる。二番目が外国支援法（Foreign Assistance Act）の目的や公共の利益のためのプログラム実施のための無償の資金供与（Grants）である。USAID はプロジェクトの内容に関して主体的に関わることはない。三番目は、無償資金供与と近いが、USAID がより実質的に内容に係る共同契約（cooperative agreement）があり、これもいわゆる無償支援に分類される。契約方式の場合は、契約の相手方に対する USAID の管理・監督は厳しくなるが、無償支援の場合は USAID の管理・監督度合いが少なくなる。USAID の管理・監督の程度という観点からは、共同契約は、無償資金供与と契約方式の間に位置する。

2.2 開発援助分野における NGO に対する支援

2.2.1 NGO 支援担当部署

USAIDの変革・開発アライアンス室（Office of Innovation and Development Alliances: IDEA）は、持続可能な開発と援助効果拡大の実現のため、伝統的なパートナーや新しいパートナーとのパートナーシップを発展させていくことを目的として、2011年に設置された。IDEAのローカル・サステナビリティ部（Local Sustainability Division）が米国PVOおよび国際PVOの登録にあたっての担当部局となっている。同部では、PVO登録のための審査に加えて、PVOとUSAIDのパートナーシップの強化活動も行っている。さらに、現地・地域組織のためのDGPも実施している⁶。

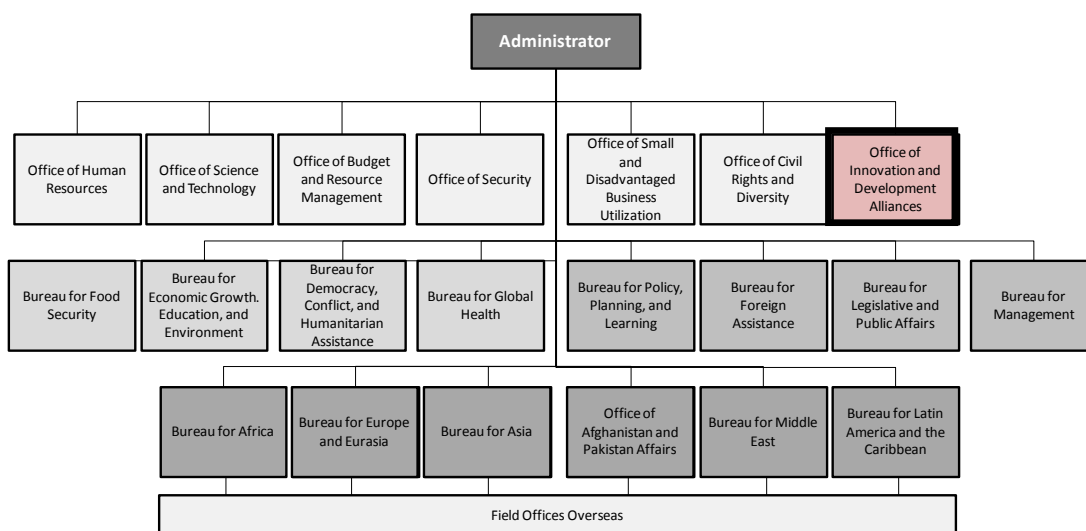


図 2.3 USAID の組織図

（注）2013年9月24日現在の図

（出所）USAID, USAID FY Agency Financial Report, p.4

⁶ USAID ウェブサイト参照

(<http://www.usaid.gov/who-we-are/organization/independent-offices/office-innovation-and-development-alliances>)

2.2.2 NGO の連合体

ワシントン DC に、米国に組織を置く国際 NGO のアライアンス組織である **Inter Action** があり、開発援助や人道支援に従事する 180 以上の NGO が加盟している。**Inter Action** は、開発プロジェクトや人道支援の直接の実施していない。**Inter Action** は米国議会や政府に対するアドボカシー活動を実施するなど、政策面でのロビー活動を行っており、国際的な場においても米国の NGO を代表する組織として、国連機関との政策協議や対話へ参加している。さらに、**Inter Action** では加盟している NGO の能力強化のため、様々な研修も実施している。

2.2.3 資金申請から契約までのプロセスと申請団体の資格

(1) PVO 認定基準

PVO の認定基準は連邦政府の法律によって定められ、以下の 8 つの項目を満たす必要があり、米国組織であるか、国際組織であるかによって、条件が若干異なる。特に米国の組織の場合は、設立の準拠法が米国の法律であり、本部も米国に所在する必要がある。他方、国際組織の場合には、当該組織が所在する国の法律に従って設立されていること、および同国に本部が所在している必要がある。また、国連組織などの国際機関は、**USIAD** においては、公的国際組織 (**Public International Organization**) とされている。

表 2.2 PVO としての認定条件

	米国の組織	国際組織
1. 組織の場所	米国の法律に沿って設立されていること	所在する国の法律に沿って組織されていること
	米国に本部があること	当該国に本部が所在すること
2. 民間	非政府組織であり、米国の一般市民からの寄付による活動を実施していること	一般の人々からの寄付により活動を実施していること
3 自発的組織	非営利であり、内国歳入法 (Internal Revenue Code) のセクション 501(C)(3)による免税組織であること	非営利団体であり、所在国の法律により免税となっている
	次の組織でないこと：大学、カレッジ、学位授与教育組織、民間財団、病院、政党により設立された団体、米国議会により設立された団体、研究機関、教会、シナゴグ、モスクなどその他宗教組織	USAID により公的国際組織 (Public International Organization) と認定されていないこと
4 海外における活動	海外支援法および法律の目的に適合的な海外支援活動を実施、または実施予定であること	海外支援法および法律の目的に適合的な海外支援活動を 1 カ国以上の国で実施、または実施予定であること
5 理事会	執行組織があり、少なくとも年 1 回の会合があり、理事職から報酬を受けておらず、理事の大多数が当該組織のメンバーによっては構成されていないこと	
6. 財政状況	米国で一般に公正妥当と認められた会計原則 (GAAP) に基づく会計を実施健全な財政状況であること 要求に応じた財政状況の開示を行うこと 18 か月以上法人格を有していること	
7. 支援活動および事務	支援活動報告に従った支出を実施していること	
	総支出の 40% を超える額をサポート費用に支出していないこと USAID への登録を維持するには過去 3 年間に国際的な活動を実施している必要がある	
8. 一般的な事項	米国政府から停止・禁止処分を受けていないこと テロリスト組織に指定されていないこと 国防や国家安全保障や米国の外国政策の利益に反さないこと	

(注) シナゴグ：ユダヤ教の会堂

(出所) USAID 公開資料より作成

(2) 資金供与のプロセス

USAID の無償資金供与を受けるために、必ずしも PVO 認定を受けている必要はなく、高等教育機関、病院、非政府組織、営利団体であっても無償資金を受けることは可能である⁷。ただし、USAID の無償支援を得るためには競争率が高いことから、PVO として認定を受けていることが望ましい。

無償資金および共同契約の申請に対する審査では、次の点が対象となる⁸。

⁷ 303.1, ADS (Automated Directives System) 303 Grants and Cooperative Agreements to Non-Governmental Organizations, ADS は USAID の組織、機能に加えてプログラムや活動の政策や手続きについて定めた規則である。

⁸ ADS Chapter 303. p.21

- 申請者の技術的な長所
- 費用効果および費用の現実性
- 申請者の過去の実績
- USAID 実施のプロジェクトであることを示す計画（Branding and Marking Plan）

なお、USAID実施のプロジェクトであることを示す計画とは、外国支援法により定められている要求事項であり、USAIDが一部もしくは全ての資金を拠出しているプロジェクトにおいて、USAIDからの支援で実施されていることを示す必要があるというものである⁹。

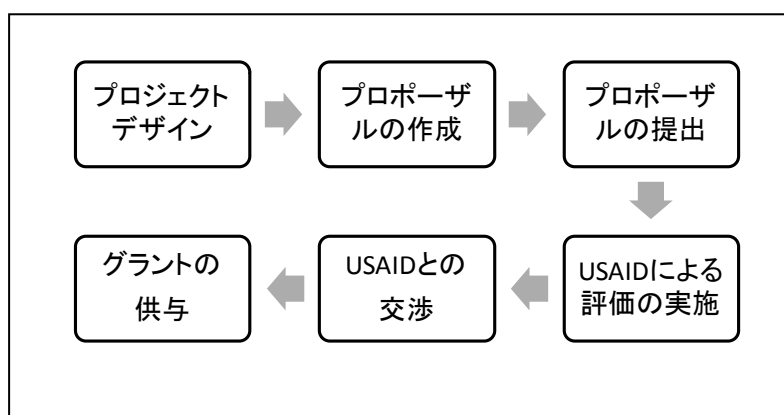


図 2.4 契約のプロセス

（出所）USAID ウェブサイト

無償資金の供与に関しては、米国政府のウェブサイト¹⁰に公示が出され、プロポーザルを提出するために必要な関係書類がダウンロードできるようになっている。

(3) 資金供与のスキーム

① 開発無償プログラム

NGOsに対して設けられている無償資金プログラムの一つに、2008年に設置された開発無償プログラム（Development Grant Program : DGP）がある¹¹。DGPは、USAIDの無償資金を受けた経験が少ない米国PVOおよび現地NGOを対象とした小規模の無償プログラムであり、米国PVOや現地NGOとのパートナーシップを拡大させていくことを目的としている。DGPは最大5年間の期間で実施され、上限供与額は200万米ドルである。DGP供与には、米国PVOおよび現地NGOはUSAIDを含む米国政府から500万米ドルを超える支援を過去5年間の間に受け取っていないという条件が付けられている。

⁹ Section 641, Foreign Assistance Act of 1961, as amended, and 22 CFR 226.91 (ADS Chapter 303. pp.23-24.)

¹⁰ Grants.gov (<http://www.grants.gov>)

¹¹ USAID ウェブサイト参照。(<http://www.usaid.gov/partnership-opportunities/ngo/development-grants-program>)

②子供の生存と保健無償プログラム

子供の生存と保健無償プログラム（Child Survival and Health Grants Program : CSHGP）は米国 PVO と非営利組織、さらに現地でのパートナーを対象とした無償プログラムであり、コミュニティを基礎とした母子保健プログラムの支援を実施している。

③食糧支援

平和のための食糧（Food for Peace : FFP）では、開発のための食糧支援を実施している。USAID で食糧支援を担当している部署は、民主主義・紛争・人道支援局（Bureau for Democracy, Conflict, and Humanitarian Assistance : DCHA）内の平和のための食糧部（Office of Food for Peace）である。食糧支援には、食糧安全保障の安定のための開発援助の他、洪水や干ばつなどの自然災害緊急時における食糧支援も含まれる。食糧支援の無償資金供与は、平和のための食糧法（Food for Peace Act）や USAID の規則に基づいて実施される。

FFP を供与される団体は、PVO か共同組合、または世界食糧計画（World Food Program : WFP）などの国際機関とされ¹²、NGO 以外の組織もこのスキームに申請することができる。

2.2.4 経費規定

USAID の NGO を含む PVO への間接費供与は、USAID の独自規定ではなく、連邦政府の省庁間で統一された基準に基づいている。具体的には連邦行政命令集（Code of Federal Regulations）の Title 2、Subtitle A、第二章、230「非営利組織に対する費用の原則に関する」が規定している¹³。この規定は、もともと連邦行政管理予算局（Office of Management and Budget : OMB）によるサーキュラー A-122 であったが、無償資金供与や契約などのガイダンスを集約、簡素化するために、連邦行政命令集の中に、現在組み込まれている。当該規定 230 は、サーキュラー A122 を内容変更もなく引き継ぐ形で、2005 年 8 月 31 日から発効している¹⁴。

連邦行政命令集 Title 2、Subtitle A、第二章、230 に従って、各非営利団体は、年に一度交渉を行い、間接费率合意（Negotiated Indirect Cost Rate Agreement : NICRA）を締結する。NICRA を決定する際には、監査を受けた前年度の当該団体の会計に基づいて、当初暫定の間接费率（provisional rate/billing rate）が決定される。しかし、プロジェクト実施中に、団体の間接費に変動があった場合には、最終率（final rate）が算出され、支払いはこの最終率に基づいて実施される。

NICRA の割合は、組織によって異なるが、例えば大学など建築物やスタッフを多く抱える場合には、50% に上る場合もある。国際 NGO の場合も組織によって異なっている。例え

¹² F Madagascar and Malawi, *FP Development Food Assistance Programs for Burundi*, FY2014 RFA, p.7

¹³ Part 230, Cost Principles for Non-Profit Organizations (OMB Circular A-122), Title 2, The Code of Federal Regulations, Subtitle A, Chapter II

¹⁴ Federal Register, Vol.70, No.168, Wednesday, August 31, 2005/Rules and Regulations, p.51927 (http://www.whitehouse.gov/sites/default/files/omb/assets/omb/fedreg/2005/083105_a122.pdf)

ば、約 21%程度の間接費率の国際 NGO もあるが、例えば国連組織との活動を多く実施する NGO の場合は、国連組織における間接費率が 7%であるため、組織の間接費率を 7%に押し込んでいる場合もある。

(1) 直接費

規定 230 では、直接費を「最終的な特定の費用目標 (cost objective) (特定のアワード、プロジェクト、サービス、その他団体の直接的な活動) に結びつけることのできる費用」と定義している。また、場合によっては直接費を間接費として計上することができるが、このような会計上の措置を行うことができるのは、これらの措置が常に一貫して適用できるときに限られている。また、直接費として計上可能な費目には、当該非営利組織のメンバー、顧客、一般に向けたサービス活動が挙げられ、具体的には以下の項目がある。

- ・ 会員維持、入会、冊子等の管理費
- ・ 会員、立法府、行政府、一般へのサービス・情報提供
- ・ 促進活動、ロビー活動などの広報活動
- ・ 会合・会議の開催 (組織の一般的業務のための会合を除く)
- ・ 組織の運営以外に使われる特定基金 (投資等)
- ・ 会員または顧客のための、生命保険や病院保険、年金、退職金、財政援助などの福利厚生費用

(2) 間接費

間接費は、「共同の費用目標のために発生する費用で、特定の費用目標に結びつけることができない費用」と定義されている。また、前述のとおり、小額の直接費も条件を満たせば、間接費と扱うことが可能である。当該規定においては、非営利組織の性格や会計慣習が異なるため、どのような費用が間接費用になるのか、全ての場合にあてはまるような分類はできないとしている¹⁵。ただし、典型的な例としては以下の費目が挙げられている。また、間接費は設備費と管理費の二つに分類される。

- ・ 建物や機材の減価償却費や賃貸料
- ・ 設備の運営・維持管理費
- ・ 執行者 (executive officer)、人事、会計関係の給与を含む諸経費などの一般管理費 (general administration) および一般的支出 (general expenses)

¹⁵ Section C.2 Part 230, Cost Principles for Non-Profit Organizations (OMB Circular A-122), Title 2, The Code of Federal Regulations, Subtitle A, Chapter II

2.2.5 実施案件のモニタリング・事業終了後のチェック体制

DGP では、複数の報告書の提出が義務付けられている。プログラムの開始時には、年次計画（Annual Work Plan）を提出し、これはその後も年ごとに提出する。四半期ごとに会計報告および進捗報告を行う必要がある。この進捗報告には、実施活動に関する説明の記述を行うことが定められている。また、無償資金供与期間終了後の 90 日以内に、最終報告書を提出する。

USAID 側からのモニタリングは、中間評価（Mid-term evaluation）および終了時評価の 2 回が実施される。中間評価は無償資金を受けた側が調達を行う。一方で、終了時評価は USAID の現地ミッションが実施する。そのため、無償資金を申請する際には、経費の中に中間評価を計上しておく必要がある。

表 2.3 実施案件における報告書

報告の種類	内容
1. 年次計画	開始年およびその後毎年提出
2. 年 2 回の報告書	6 ヶ月間期間終了後 1 カ月以内に提出
3. 財政報告書（四半期ごと）	各四半期終了後、45 日以内に提出
4. 中間評価	双方の合意に基づく
5. 終了時評価	無償資金供与完了後、1 年以内
6. アセスメント、評価、マニュアル、研修計画等	双方の合意に基づく
7. 発生主義的会計の報告書	各四半期が終了する最低 10 日前
8. 指標に対する達成状況	UEAID の求めに応じる。

（出所）USAID, Development Grants Program, Request for Applications, p.42

2.3 緊急人道支援分野における NGO に対する支援

2.3.1 緊急人道援助に対する取り組み

米国における人道支援は、普遍性、中立性、および人間の尊厳といった原則に基づき、ニーズに応じた拠出を実施している¹⁶。

緊急人道支援は、USAIDの海外災害援助局（Office of U.S. Foreign Disaster Assistance: OFDA）が実施している。2012 年では、54 カ国の計 63 の人道危機に対して支援を実施した¹⁷。また、OFDAは、米国政府の人道援助における調整を行う役目も担い、技術専門職を含む 300 名以上のスタッフを有している。また、世界の各地に地域オフィスも設置されている。

OFDA が実施している人道支援は、洪水などの自然災害、食糧安全保障に係る食糧支援、

¹⁶ Department of State - USAID Joint Summary of Performance and Financial Information, Fiscal Year 2012, p.22

¹⁷ Office of U.S. Foreign Disaster Assistance, USAID, *Annual Report for Fiscal Year 2012*, p.6

紛争時の人道支援などである。

2.3.2 予算

2012年度は人道支援に関して41億4,300万米ドルの予算が充てられた¹⁸。そのうち、OFDAでは7億1,700万米ドルの人道支援を実施した。地理的には、全体の支援の約60%がアフリカ地域への支援に充てられている。国別でもっとも支援が多い国は順に、スーダン、南スーダン、ソマリア、コンゴ民主共和国、エチオピア、アフガニスタン、イエメン、ケニア、シリア、パキスタンとなっている¹⁹。

2.3.3 緊急人道援助全体に占める NGO 支援額の割合

OECDの統計によると、2012年の米国政府の人道支援（コミットメント）は、41億9,400万米ドルであり、約26%にあたる8,800万米ドルがNGO・市民社会経由で実施されている。

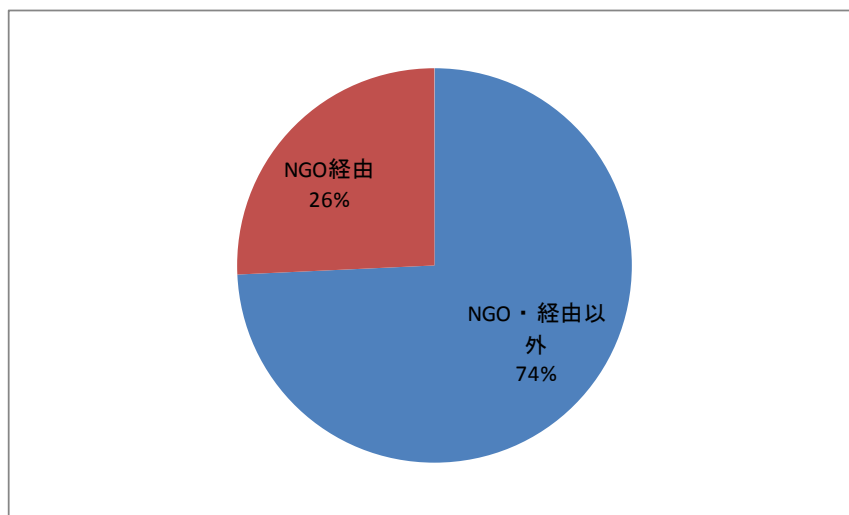


図 2.5 米国の人道支援に占める NGO・市民社会経由の割合（2012年）

（注）暦年ベース、コミットメント

人道支援のセクター：CRS統計のコードの「700：人道支援」

（出所）OECDデータベース（2014年3月17日アクセス）

2.3.4 自国 NGO 支援制度の概要

OFDAにおいては、特に米国PVOを優遇する制度は設けておらず、国籍に関係なくNGOは支援を申請することができる。

¹⁸ Department of State - USAID Joint Summary of Performance and Financial Information, Fiscal Year 2012, p.22

¹⁹ OFDA, Annual Report 2012, pp.6-7

2.3.5 緊急人道援助スキームの具体的内容

USAIDのウェブサイトには、人道支援におけるプロポーザル提出のためのガイドライン、必要なテンプレートやサンプルがウェブサイトに掲載されている²⁰。

OFDAの人道支援のプロポーザル作成ガイドラインでは、緊急プログラムのファンドは、1回につき1年までとされている。それより長い計画の必要性がある場合には、プロポーザルに盛り込むことが必要となっている²¹。プロポーザルの審査を含めて資金の拠出の段階に至るまでには、約45日間がかかる²²。

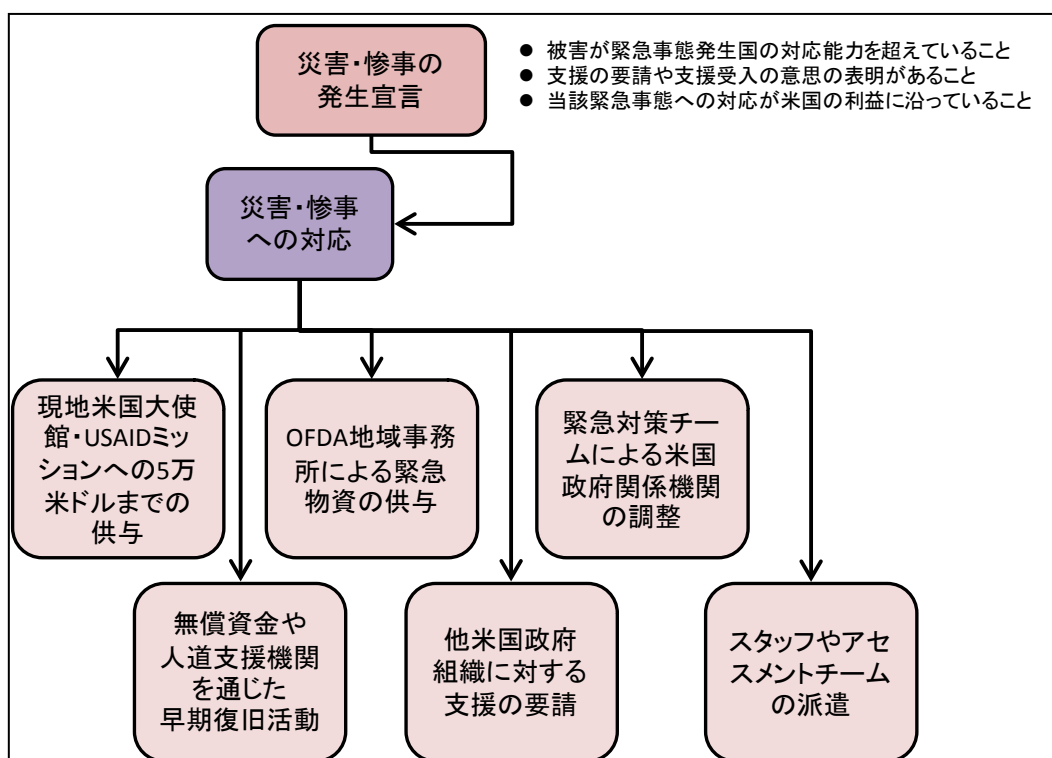


図 2.6 米国における人道支援の対応

(出所) Office of U.S. Foreign Disaster Assistance, USAID, *Annual Report for Fiscal Year 2012*, p.105 より作成

OFDA では、継続的に災害などをモニタリングしており、災害や惨事が発生した際には、様々な米国の政府組織と連携して迅速な活動を取っている。災害・惨事が発生した場合、被害が緊急事態発生国の対応能力を超えていること、支援の要請や支援受入の意思が当該受入国から表明されていること、当該緊急事態への対応が米国の利益に沿っているか、といった基準に照らして、災害・惨事への対応措置が採られる。例えば、現地米国大使館や

²⁰ USAID ウェブサイト、Guidelines for Proposals

(<http://www.usaid.gov/what-we-do/working-crises-and-conflict/crisis-response/resources/guidelines-proposals>)

²¹ USAID Office of U.S. Foreign Disaster Assistance, *Guidelines for Proposals*, October 2012 A. Programme Duration, p.8

²² USAID Office of U.S. Foreign Disaster Assistance, *Guidelines for Proposals*, October 2012, C. Proposal Review and Award Process, p.8

USAID のオフィスでは、5 万米ドルまでの供与が可能となっている。また、OFDA のスタッフやアセスメントチームが派遣され、災害地域におけるアセスメントを実施したり、ニーズ・アセスメントの実施や、技術協力の供与などの活動を行う。

経費に関しては、人道分野でも、開発分野における費用規定と同様に CFR230 が適用される。間接費の割合については、NICRA、もしくは会計監査を受けた財務報告書および間接費の計算書を提出しなければならない。

次の表は、USAIDのウェブサイトに掲載されている予算項目のサンプルから例として計上されている費目を示している²³。スタッフの人件費としては、現地（外国人および現地）および本部の人件費、さらにFRINGE・ベネフィットについても、外国人、現地、本部に関わらず、全てのスタッフについて経費として計上されている。また、このサンプルにおけるNICRAで定められた間接費は13%となっている。

²³ 実際に見積もりを作成する際は、案件に合わせる必要があると記載されている。

表 2.4 人道支援における経費のサンプル

直接費	1. 人件費
	1.1 フィールド・スタッフ 外国人 (Expatriates) 現地スタッフ
	1.2 本部スタッフ
	2. フリンジ・ベネフィット
	外国人 (Expatriates) 現地スタッフ 本部スタッフ
	3. その他の短期スタッフ
	4. 旅費および交通
	4.1 国際航空旅費 4.2 国内航空旅費 4.3 日当 (国際旅費) 4.4 日当 (国内旅費) 4.5 国内陸上移動費
	5. 海外手当
	5.1 居住費 5.2 危険対応費
	6. プログラム支給物品・設備 (5,000 米ドル未満)
	7. その他直接費
	オフィス運営費 (オフィス賃貸、オフィス設備、オフィス水道・光熱費、通信費、倉庫レンタル費、セキュリティ費用、パソコン類、自動車用ガソリン、自動車メンテナンス、自動車保険等) 物品運搬費 (トラックレンタル代、トラックガソリン代、トラック保険費用)
8. 研修	
9. USAID のブランド・マーキング	
10. 外部委託、サブ・grant	
現地 NGO への外部委託 コミュニティプロジェクトへの小額の無償資金	
11. 5,000 米ドル以上の設備	
発電機、自動車	
12. 監査費用 (NICRA で支払われない場合)	
間接費	13. 間接費 (直接費に対する割合、NICRA によって決定される)

(出所) USAID ウェブサイト公開資料 (Sample Budget Sheet for OFDA Funding) 参照

2.3.6 ジャパン・プラットフォームに相当する組織の有無とその運営体制

開発援助と同様、InterAction が人道支援分野についても活動を行っているが、資金を加盟団体に振り分けるといった活動は行っていない。

2.3.7 安全確保のための措置

USAID/OFDA のプロポーザルのガイドラインには、実施団体が事業実施に係るリスクを最小限とするための必要な注意を払っているかどうかを重視しており、プロポーザル提出段階において、実施団体および案件実施地域の実態に即したセキュリティの体制をプロポーザルに盛り込むことを義務付けている。これは、一般的なセキュリティのハンドブックや方針を示した文書ではなく、実質的な計画であり、外部委託者も含めた事業に係るスタ

ップやプログラムに実質的貢献を行うパートナーもカバーしなければならない。セキュリティ計画作成時は、具体的に以下の項目を盛り込むことが求められている²⁴。

- ・ 状況分析
- ・ 脅威分析
- ・ 脆弱性分析
- ・ 予期され得る非常事態に対する計画
- ・ リスクの緩和措置

²⁴ USAID Office of U.S. Foreign Disaster Assistance, *Guidelines for Proposals*, October 2012, C. Proposal Review and Award Process, p.52

3 カナダ

3.1 NGO 支援の概要

3.1.1 NGO の定義

カナダではNGOは市民社会団体（Civil Society Organization : CSO）と定義される。CSOとは、カナダの法人格を有する国内の非営利団体、途上国の非営利団体、本部のある国で活動する非営利団体をいう。広義には、NGOのほか、ボランティア協力団体、連合、慈善団体、教育・政策機関などを含む²⁵。カナダ政府はCSOとの間に1999年の社会団体に関する枠組み協定、2001年のカナダ政府とボランティアセクター間の同意を締結している。カナダ政府は政策決定過程においてCSOを政策決定機能の一端に組み込み、市民社会団体と協働している。この点でカナダにおいて政府とCSOとの関係は成熟しているといえる²⁶。

3.1.2 ODA に占める支援額の割合

カナダの2011年度国際支援総額は57.0億加ドル（57.6億米ドル）²⁷である²⁸。そのうちODA総額は51.6億加ドル（52.2億米ドル）である。ODAの実施機関は主に外務貿易開発省（Department of Foreign Affairs, Trade and Development : DFATD）²⁹、財務省（Ministry of Finance）等である。（図 3.1）

2011年のDFTAD（2011年時点はカナダ国際開発庁（Canadian International Development Agency : CIDA））の国際支援額は36.9億加ドル（37.3億米ドル）（ODAとその他の公的支援を含む）である。このうち、NGOを含むCSO向けの支援額は6.7億加ドル（6.8億米ドル）で全体の18.2%を占める³⁰。（表 3.1 参照）

²⁵ *Statistical Report on International Assistance, 2011-2012 p.38*

²⁶ アイ・シー・ネット株式会社「主要援助国および主要国際援助機関における NGO 支援策の比較調査」外務省委託調査、2004

²⁷ 2011年の対米ドルの平均為替レートは、0.99(加ドル/米ドル)である。(出所は世界銀行 World Development Indicators)

²⁸ 同上 p.3

²⁹ カナダ国際開発庁（Canadian International Department Agency : CIDA）と外務国際貿易省（Department of Foreign Affairs and International Trade）は2013年6月に統合した。2012年のデータは統合前のそれぞれの機関の数値。

³⁰ *Statistical Report on International Assistance, 2011-2012 p.19*

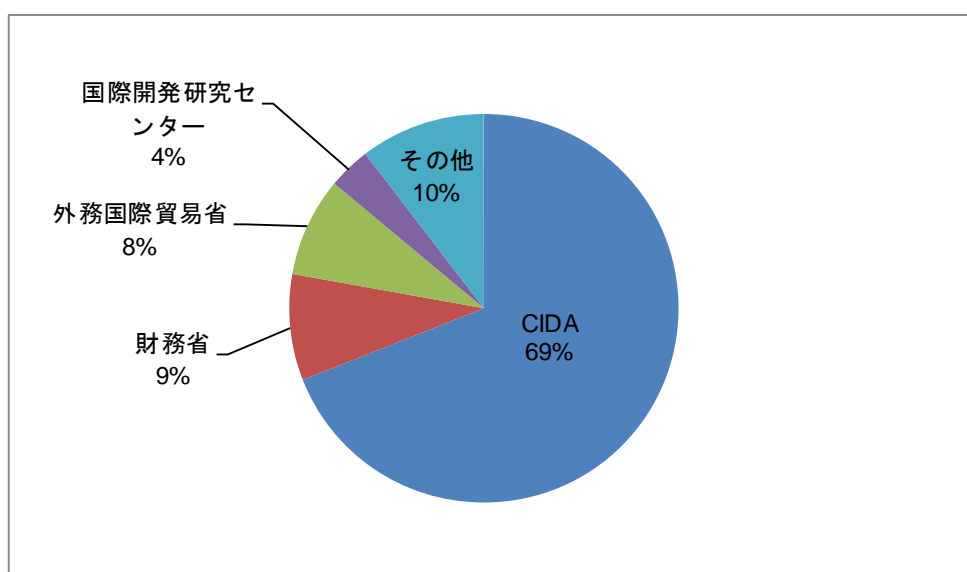


図 3.1 カナダの組織別 ODA 支援比率 (2011)

(注) CIDA と外務国際貿易省は 2013 年 6 月より統合された。

(出所) *Statistics Report 2011-2012, DFATD, 2012*

表 3.1 DFATD の国際支援額 (拠出先別) (2011)

拠出先	支援額 (百万加ドル)	%
CSO (NGO を含む)	672.5	18.2%
外国政府	442.6	12.0%
民間セクター	116.0	3.1%
国際機関・国連機関	2,462.4	66.7%
合計	3,694.1	100.0%

(注) 2011 年度は CIDA としての統計データ。国際支援額は ODA とその他の公的支援を含む。

(出所) *Statistics Report 2011-2012, DFATD, 2012*

3.1.3 NGO 支援額に占める自国 NGO に対する支援額の割合

NGOを含むCSOへの拠出額のうち、カナダのCSO (NGOを含む) への拠出額は全体の約 8割となる 5.6 億加ドル (5.7 億米ドル) に上る。これに対し国際CSOへの拠出額は 1.1 億加ドル (1.1 億米ドル) にとどまる。よって、DFATDがカナダのCSOを中心に支援を実施していることがわかる。また、CSO向け支援拠出額の過半数はカナダのNGOがアクセスできるカナダ支部とのパートナーシップ (Partnerships with Canadians Branch : PWCB)³¹と呼ばれる協カイニシアティブを通じて実施される。

³¹ PWCB にアクセスできる団体には、NGO の他、教育機関、専門家等のカナダの民間およびボランティア組織が含まれる。

表 3.2 DFATD の CSO 向け拠出額（CSO の種類別）（2011）

CSO の種類	支援額（百万加ドル）	%
カナダ CSO（NGO を含む）	558.9	83.1%
国際 SCO	113.6	16.9%
合計	672.5	18.2%

（注）2011 年度は CIDA としての統計データ。

（出所）Statistics Report, 2011-2012

自国 NGO に対する支援方針の有無、概要

カナダ政府は開発支援の重点分野と定める食糧安全保障の増大、子どもの将来の安全、持続的経済発展の分野にて NGO をパートナー³²と位置付け、協働する姿勢を表明している。パートナーへの支援は、上述の PWCB 協カイニシアティブを通じて実施される。2012 年には PWCB を通じて 2.3 億加ドル（2.3 億米ドル）が NGO に支援された。

3.2 開発援助分野における NGO に対する支援

3.2.1 NGO 支援担当部署

カナダの開発援助分野の実施機関であった CIDA は、2013 年 6 月に外務国際貿易省と統合し、外務貿易開発省（Department of Foreign Affairs, Trade and Development : DFATD）となった。統合に伴い、2013 年 6 月以降、CIDA が実施してきた開発援助支援は全て DFATD の下で実施されている。開発支援に関わる情報はすべて DFATD のウェブサイト上から入手できる³³。

支援スキーム

DFATD の主流な開発支援スキームとして国際開発プロジェクト基金（Funding for International Development Project）がある³⁴。この基金を通じた DFATD の NGO 支援スキームには、主に要請型（Call For Proposal）と呼ばれる特定のテーマに併せて要請されるプロジェクト型の支援方法と、非要請型（Unsolicited Proposal）と呼ばれる資金用途を予め限定しない形で NGO の要望に沿う支援方法とがある。要請型にはカナダの営利並びに非営利の法人³⁵のみが応募できる。カナダの NGO がこのスキームに応募する場合、個別の応募要件に基づき提案を行う必要がある。一方、非要請型にはカナダの法人（NGO を含む）のみならず、国際組織も応募することができる。申請者がこれらのスキームに応募する場合、プロジェクトの目的が DFATD の開発支援目的に合致する内容でなければならない。具体的には、開発自体がプロジェクトの目的であること、DFATD の開発優先地域を対象としていることプロジェクトは非営利目的であること等が求められる。DFATD には国際開発プロジェクト

³² パートナーには NGO のほか、国際機関、国連機関、民間組織が含まれる。

³³ DFATD ウェブサイト (<http://www.acdi-cida.gc.ca/workingwithcida>)

³⁴ DFATD ウェブサイト (<http://www.acdi-cida.gc.ca/applyforfunding>)

³⁵ 法人には、NGO のほか、個人経営者、共同経営者、大学、カレッジ、病院が含まれる。

基金の他に、現地イニシアティブのためのカナダ基金（Canada Fund for Local Initiatives）と呼ばれる在外の大使館ベースで実施する途上国の現地組織による小規模プロジェクトに特化した支援スキームが用意されている。また、DFATD以外には、国際開発研究センター（International Development Research Centre : IDRC）によるカナダ国内および途上国の国際開発分野の研究者育成のための支援スキームもある。

3.2.2 ドナーと連携関係にある NGO 連合体の概略

NGOのネットワーク団体としてカナダ国際協力協議会（Canadian Council for International Cooperation : CCIC）がある。CCICは国内外で活動するカナダのNGOの連携を支持し、開発、人道支援、その他あらゆる国際協力に携わるNGO間の関係強化を図る。現在、90 団体がメンバーに登録されている³⁶。

3.2.3 資金申請から契約までのプロセスと申請団体の資格

申請のプロセス

国際開発プロジェクト基金に応募する申請者はDFATDに提案書を提出する。申請書は所定の様式があり、DFATDのウェブサイトよりダウンロードできる³⁷。申請者はDFATDが重点分野に掲げる分野および地域の開発政策目的に沿う形でプロジェクトの企画、提案、実施を行うことを求められる。DFATDは一旦申請書と附属書類を受け取ると、提案書の目的と合わせ、プロジェクトが費用対効果のある持続可能なものであるか等について評価基準をもとに審査する。

評価基準は原則として上述の2つの支援スキームに共通である。ただし、要請型の場合、応募ごとに申請者に課される要件やプロジェクト実施にかかる要件が追加されることがある。所定の申請書に加え、組織の法律上のステータス（法人格であるかどうか等）、財務諸表、反汚職宣言等の一連の書類を提出する。

提案書の提出期限については、非要請型の場合、DFATDの開発目的と合致する提案内容であれば随時受け付けられる。プロジェクトに必要な資金の申請額について下限額や上限額は定められていない。このため申請者はプロジェクトの必要性に応じて予算を申請することができる。他方、要請型の場合、申請書の提出締め切りや資金の申請額は個別の応募内容に従うこととなる。

上述のとおり、この支援スキームにはカナダのNGOだけでなく、DFATDの申請の基準を満たせば国際NGOも応募することができる。国際NGOが応募する場合、自国の法人格と財務状況を証明することが求められる。なお、国際NGOはカナダのNGOと合同で応募することができる。ただし、国際NGOが単体で申請の基準を満たしていれば単独でもよい。

³⁶ CCIC ウェブサイト (http://www.ccic.ca/about/membership_e.php)

³⁷ DFATD ウェブサイト

([http://www.acdi-cida.gc.ca/INET/IMAGES.NSF/vLUIImages/forms-1/\\$file/2520e-unsolicited.pdf](http://www.acdi-cida.gc.ca/INET/IMAGES.NSF/vLUIImages/forms-1/$file/2520e-unsolicited.pdf))

申請の基準

提案されたプロジェクトの内容は以下の評価基準を満たす必要がある。

- ・ 現地のニーズに合った開発であること
- ・ 成果管理と危機対応ができること
- ・ プロジェクトの実効性、実現性がありスケジュール管理が的確であること
- ・ 環境への影響
- ・ ジェンダー格差への取り組み
- ・ ガバナンス、人権問題についての明確な説明
- ・ 現地パートナーの能力向上
- ・ 十分な資金を有していること
- ・ 組織能力、人事管理、財務管理

3.2.4 経費規定

NGO がカナダ政府と協働し国際開発プログラムを実施する場合には、サービス提供の委託契約あるいはコントリビューション契約を締結することが多い。コントリビューション契約とは日本の無償資金協力にあたる。

間接費率に関する基本方針は、2008年のCIDAのカナダ組織とのコントリビューション契約のための間接費方針（Overhead Compensation Policy for CIDA's Contribution Agreements with Canadian Organizations）³⁸に詳細が定められる。基本方針には、間接費は組織の運営や事業にとって必要であり、DFATDはコントリビューション契約の一部としてその組織の間接費を一部支払うと記載される。この基本方針はNGOがDFATDとのコントリビューション契約を締結する際のDFATDの間接費の負担方法を示すものである。従って、カナダのNGOはこの基本方針に従わなければならない。一方、国際NGOにはこの方針は適用されない。国際NGOの間接比率はDFATDによるプログラムの承認後、コントリビューション契約交渉を行う際に個別に交渉する。なお、交渉による間接費の上限は設定されておらず、ケースにて決めることができる。

間接費の適用範囲

間接費はDFATDと締結するコントリビューション契約の範囲内で適用される。間接費率は2008年以降、プロジェクトの直接費の一律12%までとされる。また、海外活動に従事するカナダ人ボランティアについては、みなし現物支給額（一日あたり200ドルに労働日数を乗じた金額）の12%まで申請できる。当該海外ボランティアにかかる間接費を申請する場合には、別途、監査記録を提出することが求められる。

³⁸ DFATD ウェブサイト (<http://www.acdi-cida.gc.ca/acdi-cida/acdi-cida.nsf/eng/STE-320155313-SMQ>)

間接費支払いの基準

間接費計算に含まれる直接費の例は 12 項目が挙げられる。

- ① プログラム/プロジェクトに関わるスタッフに支払われる給料（スタッフにはカナダ人スタッフ、現地スタッフ、DFATD に認められた人員）および同意書で認められたFRINGE・ベネフィット
- ② コンサルタント料と再委託費
- ③ プログラム/プロジェクトにかかる旅費、宿泊費、日当および雑費
- ④ プログラム/プロジェクトの実施に必要なと DFATD が判断する海外費用（家賃、借家修繕費、事務所経費、光熱費、事務所のコンピューター、維持管理費）
- ⑤ プログラム/プロジェクトの実行に必要な銀行振り込み手数料
- ⑥ プログラム/プロジェクトの報告に係る費用（報告書作成費や翻訳）
- ⑦ プログラム/プロジェクトの実行に係る長距離通信費（郵便代、配送費）
- ⑧ プログラム/プロジェクトの実行にかかる技術支援と会合費。ただし、フロー・スルー（最終受取者への送金手続き以外の合意書に含まれる財務管理上の費用）は除く。
- ⑨ 物品調達に関する輸送費（梱包費、コンテナ輸送費、輸送保険料）
- ⑩ コントリビューション契約の条件の下で組織が引き受ける建設費（資材、設備、建設関連の労働）。プロジェクトにおける DFATD の資金の 20%以内とする。
- ⑪ 長期現地任務および DFATD の技術支援ハンドブックに定める事例の範囲内での短期の移住に係る支出
- ⑫ DFATD の提供する開発支援講座のマニュアル本の費用その他会計上プログラム/プロジェクトの実施に CIDA が必要と認める直接費

また、間接費に適用されない直接費の例として以下の 4 項目が挙げられる。

- ① フロー・スルー（最終受取者への送金手続き以外の合意書に含まれる財務管理上の費用）に係るお金
- ② プログラム/プロジェクトを実行する際の費用（食糧や医療品の大量購入、固定資産減価に含まれる支出、リース代（機械や医療機器、10 万加ドル以上）
- ③ 建設費（資材、建設にかかる労働費で、プロジェクトにおける DFATD の支出額の 20%を超えるもの）
- ④ DFATD がコントリビューション契約で間接費支援率の計算に含めないとする費用

なお、国際開発プロジェクト基金への予算申請書の一例は別添 3-1 を参照。この例から直接費の 12%が間接費として計上されている。またカナダ人ボランティアに関しても、ボランティア人件費の 12%が追加で間接費として計上されている。

3.2.5 実施案件のモニタリング・事業終了後のチェック体制

カナダの NGO の間接費率の基本方針は内部監査機関（Internal Audit function of Agency）により審査される。また、財務コンプライアンス・ユニット（The Finance Compliance Unit, Finance Division）は定時監査を通じて間接費の実施状況を監査する。間接費の計算方法は、上記の両機関と DFATD の人事課が文書化し通知する。これに従い、カナダの NGO は会計モニタリングや事業資金の出納記録を提出する。

3.2.6 安全確保のための措置

プロジェクトに申請する NGO は提案書の提出時に安全確保のための措置を講じていることを証明する必要がある。

3.3 緊急人道支援分野における NGO に対する支援

カナダ政府は食糧の安全保障を開発重点分野に位置付け、その一環として緊急食糧支援に重きを置いている。また、食糧安全保障のほか災害発生時の緊急支援や復旧支援においても国際機関や NGO と積極的に協働している。DFATD は 2012 年にカナダ赤十字と人道危機への対応能力向上のための戦略的パートナーシップを締結した。また、前述の協力イニシアティブ（PWCB）を通じて NGO との協働を推進している³⁹。

3.3.1 緊急人道援助に対する取り組み

カナダ政府は人道支援の原則は人間性、公平性、中立性、独立性を保つことと定めている。具体的には、①人間性とは生命の重要性と苦痛の軽減であること、②公平とは人道的活動が国籍、人種、性別、宗教、階級、政治的見解に関わらず災害の緊急性に応じて迅速に実行されること、③中立性とは人道的活動が武力紛争の大きさに関係なく実行されること、④独立性とは人道的活動が実施される地域における政治的、経済的、軍事的またはその他の目的から独立していること、である。

これらの原則に従い、カナダ政府は食糧支援、物資供給、災害対応、災害防止支援、復旧・再建事業などを実施している。2012 年にはカナダ政府は、西アフリカサハラ地域にて WFP と共同の食糧支援プログラムを通じて約 600 万人に食糧・栄養支援を提供した。また、DFATD と NGO 等のパートナーおよび UNICEF との合同プロジェクトにより 85 万人の子供達に急性栄養失調対策支援を実施した⁴⁰。

人道支援の担当部署は、これまで CIDA の多国間プログラム局内の人道支援と平安安全保障部国際人道援助課が担当していた。現在は DFATD の国際人道支援課（International Humanitarian Assistance Directorate : IHA）が担当している。

³⁹ Report to parliament on the government of Canada's official development assistance, 2012-2013 p.8-9

⁴⁰ 同上 p.9

3.3.2 予算

2011年度のカナダ政府全体のODA支援額 57 億加ドル (57.6 億米ドル) のうち、人道支援額は約 10%にあたる 6.0 億加ドル (6.1 億米ドル) を拠出している。内訳は緊急食糧支援が 2.94 億加ドル (2.97 億米ドル) と最も多く、次いで物資供与が 2.36 億加ドル (2.39 億米ドル) となっている⁴¹。

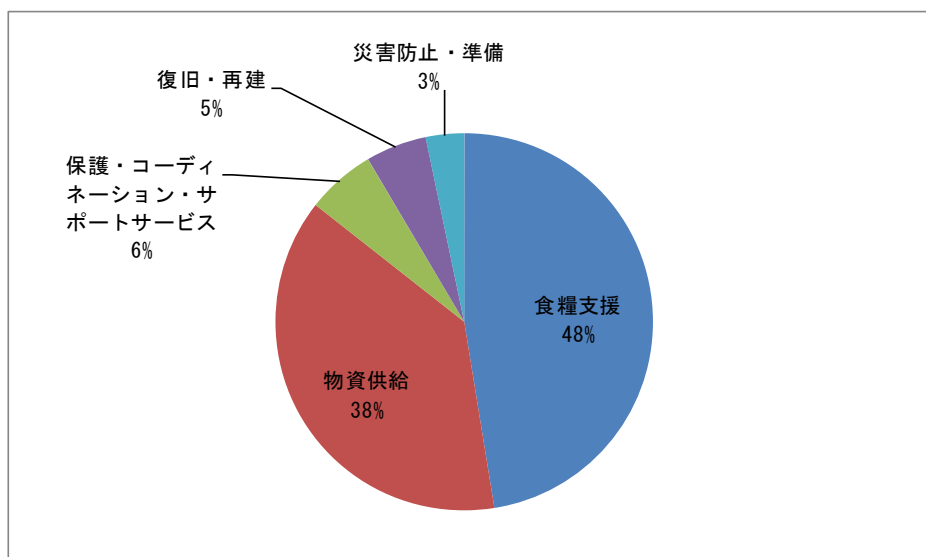


図 3.2 カナダの目的別人道支援比率

(出所) *Statistics Report 2011-2012*, DFATD, 2012

3.3.3 緊急人道援助全体に占める NGO 支援額の割合

2011年の人道支援額 (6.0 億加ドル) (6.1 億米ドル) の多くは国際機関を通じて実施された。NGOを通じた支援額は約 10%を占める 6,000 万加ドル (6,067 万米ドル) であった。その内訳は災害復旧・再建支援や災害防止支援が中心である⁴²。

3.3.4 自国 NGO 支援制度の概要

カナダ政府は緊急事態の発生時に、既に現場に入っている NGO と協働し緊急事態に対応する。こうした対応を実現するために通常 1 年以内の短い期間でプロジェクトを実施する短期対応型支援スキームを実施している。このスキームは人道支援を適切、迅速且つ効果的に行うことを目的とする。対象機関は NGO に限定される。特にカナダの NGO のみを対象とするわけではない。プロジェクトを実施する NGO は国際機関、国連機関、国際赤十字などと協力して活動する。

⁴¹ *Statistical Report on International Assistance, 2011-2012* p.16

⁴² 同上 p.16

3.3.5 緊急人道援助スキームの具体的内容

DFATD の IHA を通じて資金供与される外務貿易開発省人道支援資金スキーム (DFATD-IHA Funding) と呼ばれるスキームがある。同スキームの基準や手続等については「NGOのための資金申請ガイドライン」(Funding Application Guidelines for Non-Governmental Organizations) (2013年8月6日改訂)⁴³に詳細な規定がある。

DFATD-IHA Funding には2つの種類がある。一つは「年間資金」(Annual Funding) と呼ばれる緊急人道支援スキームである。このスキームにおいて NGO は、国連機関、国連人道機関、国際赤十字・赤新月運動などと協力して活動する。もうひとつは「その他の資金」(Other Funding) と呼ばれるスキームで、自然災害などより緊急性の高い事態に対応する。このスキームでは NGO は主に国連機関や国際赤十字と活動することが多い。

申請手続き

DFATD-IHA Funding への資金供与申請を行う NGO は、予め以下の10項目の最低要件を満たしていることを証明することが求められる。なお、登録は3年ごとに更新する必要がある。

- ① 法人格を有すること。
- ② NGO (カナダの NGO に限定しない) であって、非営利団体として登録されていること。
- ③ 組織上、理事会またはこれに相当する機構を備えていること。
- ④ カナダ反テロリズム法令上の要件を満たす措置が取られていること。
- ⑤ 過去3年間の財政報告書 (監査を経たもの) を提出すること。
- ⑥ 過去3年間、年間平均50万加ドル以上の国際人道支援資金を扱ってきたこと。
- ⑦ 国際人道支援分野で5年以上の経験を有すること。これが少なくとも3か国での活動で裏付けられること。
- ⑧ 国際赤十字委員会等の国際団体が規定する行動規範に従うこと。
- ⑨ 国際人道支援政策における質と説明責任の向上に真剣に取り組む姿勢を示す (例えば SPHERE 基準⁴⁴への準拠を目指すこと)。
- ⑩ 現場での調整実績を示すこと。

審査プロセス

国際人道支援課は NGO より提出された書類を審査し、上記の要件が満たされているかどうかを判定する。これに認定された NGO のみが事業計画提案および資金供与申請に応募す

⁴³ DFATD, “Funding Application Guidelines for Non-Governmental Organizations” ([http://www.acdi-cida.gc.ca/INET/IMAGES.NSF/vLUIImages/Funds/\\$file/funding-application-guidelines-for-non-governmental-organizations-eng.pdf](http://www.acdi-cida.gc.ca/INET/IMAGES.NSF/vLUIImages/Funds/$file/funding-application-guidelines-for-non-governmental-organizations-eng.pdf))

⁴⁴ SPHERE とは人道憲章と人道対応に関する最低基準をいう。人道支援の現場で最低限満たされるべき条件 (例えば、水・衛生、シェルターなど) で、国際赤十字・赤新月運動が NGO とともに策定した基準である。

る資格を得る。NGO からの提案書に関し、IHA が個別に審査しプロジェクトの採否を判断する。

資金供与申請を審査するにあたり IHA が考慮する基準の中には、提案された計画の妥当性、その効果に関する挙証材料、期待される結果、NGO の現地における調整能力や技術的能力などが含まれる。

審査過程には大きく分けて 6 つの段階がある。

- ステップ1 DFATD-IHA Funding に応募を検討する NGO は上記の最低要件を満たすかを確認する。
- ステップ2 NGO は上記の最低要件を満たしていることを証明するため、組織のガバナンス能力や人道支援経験を記載したプロフィールを IHA に提出する。
- ステップ3 IHA は NGO より提出された書類を審査し、上記の要件が満たされているかどうかを判定する。要件に満たない場合、どの項目が満たないのかを特定する。
- ステップ4 HA により最低要件を満たすと判定された NGO は提案書を提出する。
- ステップ5 IHA は NGO 提案書と同課の人道支援目的とを照合し審査する。
- ステップ6 IHA は審査の結果を NGO に通知する。

なお、DFATD-IHA Funding は以下の NGO の活動に対しては資金提供しない。

- ・ 平和構築、長期にわたる開発事業
- ・ 食糧支援
- ・ 捜索・救助活動
- ・ 確立された国際人道支援システムの外で活動する個人の起用
- ・ カナダから支援対象地域への物資の輸送
- ・ 災害準備対策

間接費

間接費率はプロジェクトの直接費の一律 7.5%までとされる。

間接費支払いの基準

間接費計算に含められる直接費の例として以下が挙げられる。

- ・ 人件費（給与、保険料、FRINGE BENEFIT 等）
- ・ プロジェクト実施に必要な物品
- ・ 輸送費その他物流にかかる費用
- ・ 事務所経費
- ・ プロジェクトの人材育成に係る費用

- ・ プロジェクト評価に係る費用
- ・ プロジェクト実施に関連する安全確保のための費用（物品資源、人材教育等）

モニタリングの実施

NGO は IHA の要請に応じてプロジェクトの実施状況を随時報告するよう求められる。IHA からの要請は携帯電話等で急に告げられる。NGO はこれに応じて人道支援の状況や緊急性について迅速に報告をする必要がある。

また、NGO はプロジェクト終了時に成果と組織の実効性についてまとめた報告書を IHA に提出することが求められる。IHA は報告書をもとに今後の支援内容を検討する。このためプロジェクトの妥当性や課題についてなるべく実態に則して記載するよう求められる。

3.3.6 ジャパン・プラットフォームに相当する組織の有無とその運営体制

NGOのみを傘下にしているのではないが、人道支援に関する調整組織として、カナダ平和構築調整委員会（Canadian Peacebuilding Coordinating Committee : CPCC）がある。CPCCは、人道支援、災害支援、平和維持活動、復興支援等の分野で活動するNGO、研究機関、学者、政府、個人を連携する包括的な組織である。CPCCはカナダのNGOと政府機関との対話の場の設立や、カナダのNGOと国際NGOとの情報交換の促進活動を行う。組織は理事と登録したNGOから年会合にて選出された7名の代表者からなる。その他、コーディネーターと呼ばれる委員が登録メンバー間の全体調整の役割を担う⁴⁵。

3.3.7 安全確保のための措置

DFATD-IHA Funding の実施にあたり、NGO は安全確保のために必要な危機管理能力を有することを求められる。危機管理能力とはプロジェクトの運営、財政上の管理、安全危機管理等をいう。人事管理の対象者は契約したNGO職員に限らず、外部契約機関の職員も含まれる。現地組織と提携する場合は、安全確保の手段について企画書に予め記載する必要がある。

⁴⁵ Canadian Peacebuilding Coordinating Committee ウェブサイト (<http://www.peacebuild.ca/en/>)

国際開発プロジェクト基金（(Funding for International Development Project)）の経費申請書の一例

Direct Program/Project Costs Eligible for Application of the Overhead Rate	CIDA's Contribution	Organization's Contribution	Program/Project Total
Personnel in Canada and on a short-term assignment in the field (4 consecutive months or less)	\$610,000		\$610,000
Canadian personnel on a long-term assignment in the field (12 consecutive months or more)	\$250,000		\$250,000
Locally engaged personnel	\$600,000		\$600,000
Canadian volunteers sent overseas (25 volunteers x 100 working days)		\$875,000	\$875,000
Travel, accommodation, per diem, and incidentals-according to Treasury Board's <i>Travel Directive</i> and <i>Special Travel Authorities</i>	\$420,000		\$420,000
Office rent, expenses, and security in the field	\$313,300		\$313,300
Communication costs (long distance calls related to the execution of the program/project)	\$110,000		\$110,000
Vehicles	\$125,000		\$125,000
Education and training	\$641,450	\$267,907	\$909,357
Subtotal - Direct Program/Project Costs Eligible for the Application of the Overhead Rate	\$3,069,750	\$1,142,907	\$4,212,657
Overhead Compensation on Eligible Direct Program/Project Costs (\$3,069,750 @ 12%)	\$368,370		\$368,370
Overhead Compensation on In-Kind Value of Canadian Volunteers ((25 vol. x 100 working days x \$200) @ 12%)	\$60,000		\$60,000
Direct Program/Project Costs Ineligible for the Application of the Overhead Rate			
Flow-through funds	\$358,973		\$358,973
Total	\$3,857,093	\$1,142,907	\$5,000,000

(出所) *Funding Application Guidelines for Non-Governmental Organizations* (2013年8月6日改訂)

4 英国

4.1 NGO 支援の概要

4.1.1 NGO の定義

英国の開発援助を実施している英国国際開発省 (Department for International Development : DFID) は、開発途上国の支援を行ういわゆる NGO を市民社会 (Civil Society) の一部として捉えている。DFID は、市民社会 (Civil Society) を「世帯と国家と民間セクターとの間に位置するグループまたは組織」として定義し、NGO を含め、慈善団体、シンクタンク、労働組合、宗教団体、社会運動組織、地域組織など、幅広いグループや組織を含んでいる。従って、以下における英国の NGO 支援は、狭義の NGO ではなく、広義の CSO として記す。

4.1.2 NGO との連携

CSO は貧困削減に重要な役割を担い、政府や民間セクターが実施する活動を補完するという認識から、DFID は市民社会との連携を重視しており、CSO と連携することは DFID の開発アプローチにとって不可欠であるという立場をとっている。DFID は CSO と連携する目的として以下 5 つを挙げている。

- ① 貧困層、特に届けにくいところへのモノ・サービスの提供
- ② 途上国の人々が自分たちの生活に影響を及ぼすような決定に意見し、自国政府に責任を問うことができるようエンパワーメントする支援
- ③ 貧困層の自活支援
- ④ 国際開発活動に対する英国国民からの支援の確立
- ⑤ 活発な市民社会の育成の奨励

英国政府は、市民社会と政府との関係を規定する「コンパクト(協定)」を策定しており⁴⁶、DFIDとCSOが連携するにあたってはこの「コンパクト」に基づき、「結果重視」(Result oriented)、「投資に見合う価値の発現」(Value for Money : VFM)、「透明性の確保」(Transparency)を重視した活動を行うこととしている。2012/13年のDFIDの年次報告によると、途上国のローカルNGOも含めると 1,000 以上のCSOへ様々なスキームを通じて資金供与を実施している。英国は政権交代により様々な改革を行っているが、CSOへの支援についても 2010 年からの変化がみられる。一つは、DFID本部からのCSO支援において、小規模CSOに対しても支援を実施するスキームを確立したこと (後述する「世界貧困アクション基金」等)、本部ベースで契約するCSOに対しては、契約前に民間コンサルタント (KPMG) による企画書や

⁴⁶ 1998年にブレア政権時に政府と英国のCSOとの関係をより有効なものとするために作られた自由意思による協定である。英国政府は、2010年により使いやすく、わかりやすいものとなるよう、またキャメロン連立政権が提唱する「大きな社会 (Big Society) の構築」に沿うものに改訂しており、特に連立政権が重視している説明責任と透明性に関する指針なども同時に発表されている。

予算書の精査を実施し、不正や誤用に関する管理を強化することが挙げられる。

2012年度の英国のODA総額は87億6,600万ポンド（約139億ドル）⁴⁷であり、世界第2位の位置を占める。そのうちの約87%にあたる79億5,300万ポンドをDFIDが実施しており、二国間援助に約60%、国際機関を通じた援助に約40%を配分している。NGO等CSOへの拠出の多くは二国間援助から実施されており、2012年度では、DFIDの二国間援助の約20%がCSOに拠出されたと報告している⁴⁸。DFIDが実施する開発援助を評価する英国の独立行政機関である「援助インパクトのための独立委員会」（Independence Commission for Aid Impact : ICAI）が2013年5月に実施した調査⁴⁹によると、2011/12年はCSOに対し合計で約8億8,000万ポンドを拠出している。これはODA総額の約11.8%にあたる。内訳は、二国間援助から79%（6億9,400万ポンド）、残りの21%（1億8,600万ポンド）は国際機関を通じた援助により拠出された。CSOへ拠出した総額のうち、3億3,600万ポンド（CSO向け支援額の38%）が英国ベースのNGO向けとなっていた⁵⁰。

二国間援助では、在外のDFID事務所から3億2,700万ポンド（支援額の37%）、DFID本部から3億6,700万ポンド（支援額の42%）が拠出されている。これらの約60%が脆弱国家といわれる紛争経験国や貧困国などガバナンスが弱い国に向けられている。在外の資金では約47%がアフリカ、約31%が南アジア、その他は、パキスタン、アフガニスタン、イエメン、リビアなどの紛争経験国で占められている。また、DFID本部からの拠出は、DFIDの重点国や人間開発指標の下位50か国向けに拠出されている。本部でCSOへの拠出を行っているのは、CSOの担当部署である「市民社会局」（Civil Society Department : CSD）が所属する政策部が大部分の約72%を実施しており、その他、紛争・人道・安全保障部（Conflict, Humanitarian, Security Department : CHASE）、調査部、アフリカ地域部等から拠出されている。

二国間援助からのCSO向け資金の推移を図4.1に示した。二国間援助におけるCSOを通じた支援額および割合⁵¹は、2007/08年度の約3億ポンド（10.2%）から年々増加傾向にあり、2011/12年度においては約7億3,900万ポンド（17.6%）に達している。金額では4年間で倍以上に増加していることから、DFIDがCSOとの連携を益々重視していることが伺える。

⁴⁷ 2012年の対米ドル年平均為替レートは1ドル=0.63ポンド。参考値として、2009年は0.64ポンド、2010年0.65ポンド、2011年0.62ポンドであった（世界銀行 World Development Indicators）。

⁴⁸ DFIDは、2013年度より統計の集計方法を変えており、OECD/DACのDACの統計方式に合わせ、ODA額は純ODA額（Net ODA）を暦年で集計することとし、分類、集計に関してもDAC統計を基本としている。この変更により、これまでCSOへの拠出を出していた統計資料もなくなり、CSOへの拠出は官民連携プロジェクト（PPP）、研究機関、多国間機関への拠出と一緒に分類され、CSOの拠出のみの統計データは公表していない。DFIDが発行している2013年度以前のODAの内訳に関する統計は、主に開発支援にかかる総公共支出額（Gross Public Expenditure on Development : GPEX）を基にしており、また会計年度ごとに集計したものであった。なお、純ODA額とGPEXでのODA額の差はそれ程大きくはない。

⁴⁹ ICAI, *DFID's Support for Civil Society Organisations through Programme Partnership Arrangements*, 2013

⁵⁰ ICAI, *Terms of Reference, Evaluation of DFID's Support for Civil Society Organisations through Programme Partnership Agreement*

⁵¹ 同上。DFIDによるGPEXを基にした統計資料。

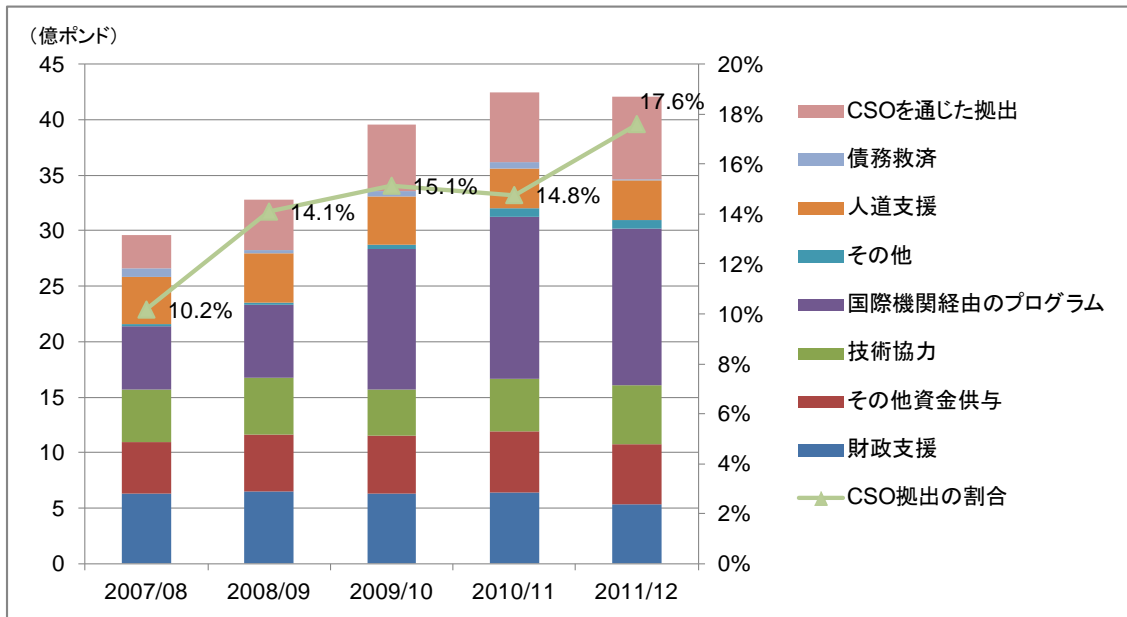


図 4.1 英国の二国間援助の内訳と CSO への拠出割合

(出所) *Statistics on International Development 2007/08 – 2011/12*, DFID, 2012 を基に作成

4.2 開発援助分野における NGO に対する支援

4.2.1 NGO 支援担当部署

上述したように、DFID からの資金は在外事務所および本部の様々な部署から拠出されており、それぞれのプロジェクトやプログラムによって担当部署は違う。しかし、CSO に対する全体的な政策の責任を持っているのは、DFID の「市民社会部」(CSD) である。その他、緊急人道支援向けの資金に関しては紛争・人道・安全保障部 (CHASE) が管轄している。

CSD の役割は、①CSO への資金管理、②CSO に対する政策的インプット、③DFID 各部署に対し CSO に関する情報の提供、④CSO に関する対外的な窓口、である。

4.2.2 ドナーと連携関係にある NGO 連合体の概略

国際開発に関わる英国ベースの NGO が加盟している連合体として「BOND」がある。BOND は当初 61 の NGO が加盟していたが、現在では 400 以上の大小様々な団体が加盟している (2011/12 年度では 48% が小規模、38% が中規模、14% が大規模の団体)⁵²。BOND は、NGO 代表として政府の活動や政策決定者に影響を与えるような政策の提示やロビー活動の実施、NGO 向けの各種研修の実施、NGO への情報提供、ネットワーキング活動等を実施している。BOND の運営活動費は、加盟団体からの加盟料や研修料金の他、DFID やビル&メリンダ・

⁵² 団体の前年度支出額により団体の規模を分類。年間 50 万ポンド以下の団体を小規模、年間 50 万~200 万ポンドを中規模、200 万ポンド以上を大規模団体とし、規模によりメンバーシップ料を決めている。

ドイツ財団からも支援されている。加盟団体は、開発に限らず人道緊急支援を実施するNGOも含まれる。

4.2.3 資金申請から契約までのプロセスと申請団体の資格

DFID により現在実施されている主な CSO 向けの資金スキームは以下の表 4.1 のとおりである。CSO への資金提供は、「英国チャリティ法」により①「用途を制限された資金 (restricted funds)」と②「用途を制限しない資金 (unrestricted funds)」の2種類に大別される。DFID から CSO へ拠出される資金のほとんどは①の用途を制限する資金 (合意された目的以外には使えない資金) となっている。

表 4.1 DFID による CSO への主要資金提供スキーム (2013 年 5 月時点)

	スキーム名	目的	コミットメント額	受託団体数	資金提供期間	使用制限 ①あり ②なし
1	Programme Partnership Arrangements (PPAs)	DFID と CSO との間で相互に合意したアウトカムのための戦略的な資金供与	£1 億 2,000 (2011~14 ラウンド)	41	2011.4~2014.3 (2016 年まで延長する団体あり)	②
2	Strategic Grant Arrangements (SGAs)	英国ボランティアサービス団体 (VSO) および BOND (NGO コンソーシアム) への拠出 (2011-2014 年)	3 年間で £7,900 万	2	VSO (£7,800 万) BOND (£543,520)	①、②
3	Governance and Transparency Fund (GTF)	途上国の政治における説明責任および市民参加の向上 (KPMG が DFID より委託され基金管理を実施)	5 年間で £1 億 3,000 万 (£21 百万 (2012/13 年)、£600 万 (2013/14))	38	2008.12~2013.11 新期募集なし	①
4	Girls' Education Challenge Fund (GECF)	女子児童の就学を支援する NGO、民間セクター等への基金	£9,000 万	15	2012.5~2016.3	①
5	Global Poverty Action Fund (GPAF)	貧困削減に寄与する革新的な活動を実施するプロジェクトへの支援	最初の 3 年間で毎年 £4,000 万を実施。7 年間で合計 £1 億 2,000 万拠出予定。	2011 年は 6 団体に実施	2010~13	①
6	Civil Society Challenge Fund (CSCF)	途上国の市民社会の強化のためのプロジェクトを支援する基金。(英国ベースの CSO を対象) (Triple Line Consulting が DFID より委託され基金管理を実施)	£1,400 万 (2010/11) 以下予定 £1,220 万 (2012/13) £700 万 (2013/14) £350 万 (2014/15)	58	2000~2015 新規募集なし	①
7	Global Resilience Action Programme (G-RAP)	災害弱者になりそうな人々への抵抗力を高めるための支援	£4,000 万	0	2013~2016	①
8	Common Ground Initiative (CGI)	アフリカの小規模団体およびディアスポラ団体への支	£40 百万のうち、DFID は £2,000 万	35	2011~2014	①

		援。	支援。£ 667 万実施。			
9	Responsible and Accountable Garment Sector (RAGS)	アジア・アフリカの繊維産業で働く弱者の労働環境改善のための資金。	£ 300 万	CSO と民間セクター2 団体	2010.11~2013.7	①
10	Disability Rights Fund (DRF)	障害者支援のための需要ベースの基金。豪州 AusAID とのプールファンド。	£ 55 万	61	2013.7 終了 2013-16 年分の新規募集予定。	①
11	UK Aid Match (UKAM)	貧困削減に寄与するプロジェクトまたは団体に対し、団体から英国市民に対し最大 3 ヶ月間寄付を呼びかけ、集まった献金 1 ポンドに対し DFID から 1 ポンド助成するスキーム。DFID からは最大 500 万ポンド助成。(英国ベースの CSO を対象)	第 1 ラウンド： 18 団体に £ 4,200 万 (2011~13) * 第 2 ラウンド：£ 1 億 2,000 万 (2014~2016) 募集中	18 (第 1 ラウンド)	2011~2013	①、②
12	Rapid Response Facility (RRF)	人道緊急ニーズ発生後 72 時間以内の即時対応用のスキーム (4.3.5 に詳述)	これまで £ 200 万支出	N/A	2012 年 4 月より開始	①

(注) *2014 年 3 月時点での情報
(出所) ICAI (2013)

上記の中でも主要なスキームである「プログラム・パートナーシップ取決め (Programme Partnership Arrangements (PPAs))」、2011 年に新設された革新的なアプローチである「英国エイド・マッチ (UKAM)」、長年続いた NGO への支援スキームである「市民社会チャレンジ基金」が終了する中、右スキームの目的を包括し今後も募集が続けられる「世界貧困アクション基金 (GPAF)」の 3 つのスキームに関し、スキームの内容、申請プロセス、申請資格団体、経費の取決め、モニタリング・評価等について以下に詳述する。

(1) プログラム・パートナーシップ取決め(PPAs)

DFID による CSO への支援としては一番中心となるスキームであり、CSO と個別に通常 3-4 年の複数年契約を結ぶ包括的パートナーシップの取決めである。PPA 自体は 2000 年より開始され、第 4 期となる今期ラウンド (2011-14 年) の取決めでは、毎年 1 億 2,000 万ポンド (3 年で 3 億 6,000 万ポンド) の予算を計上している。今期ラウンドでは、41 団体が承認を受けている⁵³。各団体への配分方法については明確なガイドラインはないが、今期においては年間 15 万ポンドの団体から 1,100 万ポンドまでと幅があるが、少ない団体でも年間約 2,500 万円の資金供与を受けており、CSO にとっては大きな資金源になっていると言える。拠出金額の条件としては、団体が DFID に過度に依存しないために、DFID からの拠出の上限は団体の収入の 40% までとしている。

基本的に「開発」に分類されるプロジェクトへの資金であるが、PPA 予算の 1 億 2,000 万

⁵³ 詳細については DFID のウェブサイト参照。(<https://www.gov.uk/programme-partnership-arrangements-ppas>)

ポンドの内、2,000 万ポンドは人道支援向けの「紛争、人道、安全保障、正義PPA」に最初から配分されており、この資金はCSDではなく、CHASEが管轄している。拠出は、複数年契約であるが支払は毎年四半期毎に行われる。PPAは、より柔軟性の高い資金取決めであり、間接費や直接費の区別も含め資金使途に関して特に細かい制約を定めていない。DFIDが目的とする途上国の貧困削減や国連ミレニアム開発目標（MDGs）達成を支援するために貢献するという広い目的達成が条件となっているため、その目的に沿ったものである限りどのようなプロジェクトを実施するかは団体の裁量に任されているという点で、使途の制限をしない資金（unrestricted fund）に分類されている⁵⁴。そのため、アカウントビリティの観点からPPAパートナーになれる団体は、援助事業実施および資金管理においてキャパシティの高い団体であることが条件の一つとなっているが、逆に、CSOのキャパシティ・ビルディングにもつながるスキームとなっている。

申請資格団体

英国以外のCSOも対象とする。前回のラウンドまでは英国ベースのCSOに限られていたが、今期ラウンドより英国以外のCSOにも門戸を広げている。今期採択された41団体のほとんどは英国ベースのNGOであるが、ノルウェーのNorwegian Refugee Council、ベルギーのAvocats Sans Frontieres、南アフリカのGender Links、国際NGOであるAsia Foundationなどにも拠出されている。

申請プロセス

図 4.2 に 2011-2014 年の PPA の申請プロセスを示した。PPA 申請はラウンド毎に 1 回だけである。図に示したとおり、申請は 2 段階で査定され、PPA 基金に対する公示に対し、まずコンセプトノートを提出し、ショートリストされた団体は詳細な企画書を提出して決定される。今期ラウンドでは、450 団体の応募があり、109 団体がショートリストに残り、最終的に 41 団体が採択された。詳細な企画書においては、資金を受ける理由や意義、団体のビジョン、モニタリング・評価体制、団体の能力、VFM をいかに発現できるか、透明性とアカウントビリティ等につき示し、また想定されるアウトプットを示した提案プログラムのログフレームが義務づけられている。企画書の査定は、書類審査のみであり公正さを保つため、査定をする DFID の CSD 職員はその間関係者には会わないこととなっている。コンセプトノートを提出してから最終結果まで約 3 か月、実際の資金供与には約 1 年を要する。また、DFID は会計事務所大手の KPMG に企画書および予算書の精査等プロジェクトのマネジメントを委託しており、最終審査で選定された後契約までの間に、各団体は予算書、企画書の精査を受け、調達プロセスの確認、リスク管理、パフォーマンス指標の改善など、

⁵⁴ 2010 年に成立した保守党と自由民主党の連立政権では、それまでに比べて新しい国際開発大臣は CSO への資金供与に関し、特定のアウトプットやアウトカムを目指した「制限のある資金」を優先しており、PPA は今期ラウンドで終了する見込みである。今期ラウンドについては、団体からの申請が承認されれば 2016 年までの延長を認めており、2016 年以降については未定となっている。

より実現性およびアカウンタビリティの点で精査される。KPMG の精査が完了して初めて契約となるため、場合によっては資金供与に1年以上の時間を要することもある。

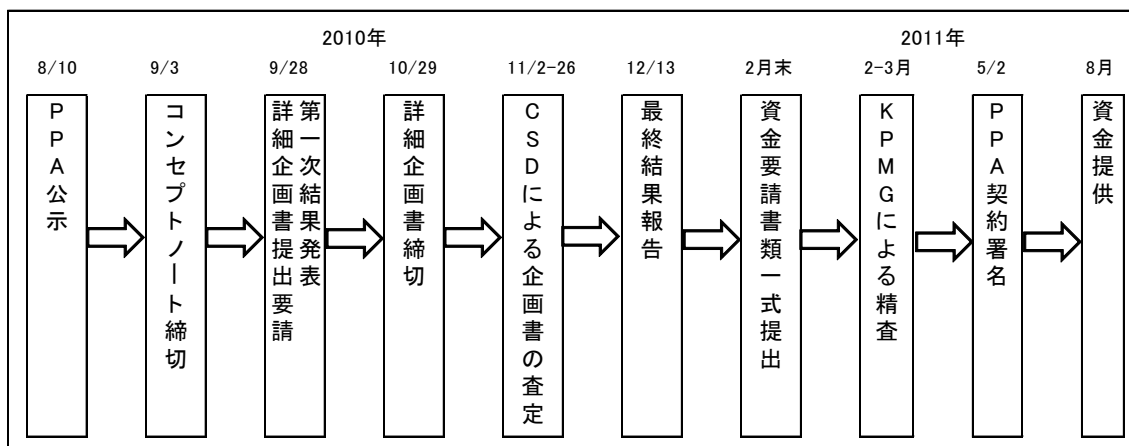


図 4.2 PPA 公示から資金提供まで（2011-14 年ラウンドの実例）

（出所）ICAI（2013）を基に作成

(2) 英国エイド・マッチ(UKAM)

2011 年から試行的に始まった資金スキームであり、英国国民に団体が提案するプロジェクトに対し一定期間（最大3か月）に寄付を募り、集まった額と同額をDFIDから無償供与するという革新的なスキームである。対象は、英国の非営利団体に限定され、英国国民に直接働きかけることで、国民の声をODA事業に直接関与させることができるとともに、途上国の開発や英国のODAに対し関心を高めることを意図している。2011年から2013年のパイロットフェーズでは、18団体が合計4,200万ポンドの供与を受けた⁵⁵。パイロットフェーズの成功を受けて、2014年現在、UKAM第2フェーズの募集が始まっている。新フェーズにおいては、3年間で1億2,000万ポンドの予算を計上している。募集は、1年に2回実施され、各回の上限を2,000万ドルとしている。このうち、小規模団体に対しては各回100万ポンド分を配分しており、小規模団体の参加も奨励している。DFIDからの各団体への拠出金の上限は500万ポンドであるが、PPAと同様に、団体の年収の40%以下でなければならない。

申請団体の資格

対象途上国⁵⁶における貧困削減に寄与する英国ベースのNPOを対象としている。寄付を呼びかける際には、コミュニケーションパートナー（新聞、雑誌、ラジオ、テレビ、イベント）

⁵⁵ 詳細な採択された団体リストは以下参照。

(https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/245382/UK_Aid_Match_Summary_of_Pilot_Phase_Appeals.docx)

⁵⁶ 対象国はアジア・アフリカの26か国。

ト等)を通じて行うこととし、通常の団体サポーターの他に最低でも英国国民 40 万人がアピール情報を受け取れるような方法を実施できることが条件となっている。また、最低 10 万ポンドの寄付を集めることが期待されている。また、UKAMは緊急人道支援のための資金ではないが、災害による長期的な復旧・復興活動に対しては考慮している。

途上国の貧困削減に関する活動を実施している非営利団体を対象としており、シンクタンク、研究機関、大学、政府・国際機関は除外している。

申請プロセス

年 2 回の募集を行っているが、申請プロセスは基本的には PPA と同様であり、まずコンセプトノートを提出し、書類選考に通過した場合に本格申請（申請書、ログフレーム、コミュニケーション計画、活動計画（ガントチャート）、予算書、プロジェクト機構図等）を提出する。PPA と同様、採択された後、KPMG より企画書および予算に関する精査および団体の能力評価を受けて正式契約となる。申請書提出から最終結果まで約 18 週間を予定している。

(3) 世界貧困アクション基金(GPAF)

貧困削減および MDGs の達成に寄与し、目に見える変化を貧困層にもたらすようなプロジェクトを実施するため助成する基金である。プロジェクトにより、サービスの提供、住民のエンパワーメントや政府のアカウンタビリティの向上、紛争、安全保障、正義に関する変化をもたらすことが期待されている。2013 年 12 月に募集されたものは、MDG1（極度の貧困や飢えの根絶）を対象としているため、具体的には、零細企業育成や貧困層の市場へのアクセス改善、金融サービスへのアクセス改善、生産のための技術向上、会計技術の研修などを通じて家計の所得向上や緊急事態への弾力性を高めるプロジェクトを想定している。また、貧困層の中でも特に脆弱層への支援に関心を持っている。MDG1 への寄与を目的としているため、保健や教育セクターなど他の MDGs を主要な目的とするプロジェクトは除外される。支援プロジェクトは、貧困に対するインパクト、アウトプットやアウトカムの明確性、Value for Moneyに見合っているか、ジェンダー配慮等を考慮して選択される。

GPAF には 2 つの仕組みがあり、英国ベースの小規模 CSO を対象とし、提案したプロジェクト費用の 100%を助成する「GPAF-コミュニティパートナーシップ」と、英国の中規模 CSO および特定国の現地 CSO を対象とし、プロジェクト費用の 75%までを助成する「GPAF-インパクト」の 2 種類がある。2 つの GPAF について表 4.2 GPAF に示した。

表 4.2 GPAF の概要

	「GPAF-コミュニティ パートナーシップ」	「GPAF-インパクト」
予算配分	GPAF 予算の 10%	GPAF 予算の 90%
目的	貧困削減 (MDG1) に寄与	貧困削減 (MDG 1) に寄与
対象国	58 か国 ⁵⁷	58 か国 ⁵⁸
資金サイズ	年間 1 プロジェクトあたり 25 万ポンドまで。1 団体につき 2 プロジェクトまで申請可能。	最低年間 25 万ポンド 最高年間 400 万ポンド (団体の年間収入の 40%以内、1 団体につき 3 プロジェクトまで申請可能)
プロジェクト 期間	3 年まで	3 年まで
他資金との組 み合わせ	特に制約なし	プロジェクト費用の最低 25%は他資金から配分されなければならない。 DFID は費用の 75%まで拠出。
申請資格	英国ベースの小規模 CSO (過去 3 年の年間収入が 100 万ポンド以下) シンクタンク、研究機関、大学、PPA 取決め団体は除外。	英国ベースの中規模 CSO および DFID 重点対象 28 カ国をベースとした現地 CSO。 シンクタンク、研究機関、大学、PPA 取決め団体は除外。

(出所) DFID ウェブサイト (<https://www.gov.uk/global-poverty-action-fund-gpaf>)

申請プロセス

基本的には、上記 PPA や「英国エイド・マッチ」と同様である。まずコンセプトノートを提出し、書類選考が通った団体が詳細な企画書を提出している。1 年毎に募集があり、その年により主要目的が違っている。また、GPAF 基金のファンドマネージメントは、外部委託されており、Triple Line Consulting (英国クラウンエージェントとの合弁) が管理しており、基金に対する問い合わせの窓口にもなっている。広く英国の CSO に応募を勧奨するため、公示後にはロンドンやスコットランド、ウェールズなど 4 か所で説明会も開催している。

4.2.4 経費規定

(1) PPA

上記のとおり、金額の上限は団体の収入の 40%とする他は、間接費や直接費の区別も含め資金使途に関して特に細かい制約を定めていない。一般管理費は、「プロジェクト管理費およびサポートコスト」として扱われているが、ICAI (2013) の調査によると、ケーススタディとして調査した 6 団体 (様々な規模の CSO) の 2011-12 年の実績からは、当該年次の

⁵⁷ 詳細の対象国リストは以下を参照。

(https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/261903/Community-partnership-project-countries-Nov2013.pdf)

⁵⁸ 詳細の対象国リストは以下を参照。

(https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/261884/Impact-Window-Organisation-project-countries-Nov2013.pdf)

サポートコストは支出合計の 3%から 14%であり、プログラム全体で予算計上してきた幅とほぼ一致していた。また、CSO は毎年事業報告とともに会計報告の提出が義務付けられている。会計報告は PPA に関する財務のみではなく団体全体としての財務の報告を行う。CSO は DFID に対し監査を受けた法定会計報告を提出しなければならない。

(2) UKAM

予算書の費目は以下 5 つとなっている。費目の中で、DFID が支払う部分と他の資金から賄う部分を区別して示す。費目に関しては、できるだけ詳細に小項目を付けて記述する。(予算書については別添 4-1 を参照)

① 資本支出

調達が予想される資機材に関し調達する年毎に示す。車輛を購入する場合は注に車名、モデルを明記する。

② プロジェクト活動費

活動毎に必要な経費を計上。その活動に必要なスタッフ人件費や管理費は計上しない。

③ 人件費

プロジェクトに直接・間接的にかかわる人件費。コンサルタント雇用も含む。計上したスタッフの詳細（所属機関、タイトル、場所、プロジェクトに関わる割合 (%)）を記入。

④ その他管理費

プロジェクトに直接関連する事務所コストなどの管理費。

⑤ モニタリング・評価・教訓のための費用

上限はないが、査定の際に提案プロジェクトに対し費用が適切か精査する。実際にどのように実施するか（英国本部からの訪問、外部コンサルタントによる評価の実施等）を注に記載する。

5 つの費目に関して上限や割合、ウェイトなどは規定していない。しかし、査定する段階で受益者 1 人あたりのコストや管理費/人件費に対する活動費の割合等に関し精査することが申請案内書に記載されている。

予算に計上できない項目として、以下を挙げている。

- ・ 土地購入
- ・ 不動産購入または建設費
- ・ インフレーションに関しては別の費目に計上し、上記 5 つの費目の中に入れ込まない。
- ・ 現地および英国本部でプロジェクト実施に直接関係のない費用（例えば、プロジェクトに関係のない人件費や事務所賃貸料）
- ・ 予備費（Contingency）：プロジェクト実施中に発生した予期しなかった費用についてはケースバイケースで協議するため、別費目として計上しないこと。

- ・ 為替差損
- ・ 債務返済
- ・ プロジェクト準備コスト（企画書準備経費、ベースライン調査費用等）

(3) GPAF

経費の規定については UKAM と同様であるが、GPAF はプロジェクト資金であるため、団体のサポートコストは計上できず、プロジェクトに関係する資金のみしか計上できない旨強調している。また、管理費等については、プロジェクトに関係するものであれば計上してもよいが、その関係性を明確に示すことが指摘されている。

4.2.5 実施案件のモニタリング・事業終了後のチェック体制

(1) PPA

DFID による実施案件のモニタリングにおいては、次の 4 つのレベルで実施している。最初の①、②は当該団体が実施・アレンジするモニタリングであり、③、④は、DFID がアレンジした外部評価者による PPA スキーム全体のモニタリング、評価となっている。

① CSO による年次報告のレビュー（各団体）

CSO は DFID 指定の様式で、ログフレームに沿って目的や改善点などについて活動報告（Annual Self-Assessment Review）を行う。DFID は提出された報告書をレビューしコメントを返す。

② 第三者による年次業績評価報告のレビュー（各団体）

CSO はパフォーマンス評価のために外部評価者を雇うこととなっており、外部評価者は、毎年活動の進捗状況や CSO が作成した年次報告書の検証を行い、暫定進捗報告書（Interim Progress Review : IPR）を作成する。

③ 中間レビュー（PPA スキーム）

DFID は PPA の評価マネージャーとして外部のコンサルタントに委託しており⁵⁹、基本的に 2 年目に実施される。実施方法としては、各団体の IPR を分析したメタ評価を実施し、スキーム全体の中間評価を行う。この結果を受けて DFID が各団体への 3 年目の資金上限を決めることになっている。しかし、1 年目の IPR はプロジェクトの準備段階に関する報告が多いことから CSO の中にはこのような方式に不満を持っている団体もいる。

④ 終了時評価（PPA スキーム）

PPA スキームの最後に、評価マネージャーがプロジェクト終了時評価を実施する。プロジェクトの活動実績やパフォーマンスの他、PPA のスキーム全体の評価も行うこととなっている。

⁵⁹ Coffey International Development に委託。

以上のように、PPAにおいては、DFIDはモニタリングおよび評価をほとんど外部委託して実施しており、DFIDのCSO職員は報告書のレビューが中心となっている。ICAI(2013)のレビューによると、元来PPAはDFIDとCSOの両者の手続きコストを下げるために柔軟性をもたせた資金スキームとなっていたが、アカウントビリティを強く求めているが故にモニタリング・評価における負担が両者に負担になっていることを指摘している。

(2) UKAM

毎年事業報告と会計報告をDFIDに提出することとなっており、DFIDは報告書をレビューし、コメントを返している。

(3) GPAF

モニタリングに関しては、毎年事業報告と会計報告の提出が義務付けられている。DFIDは報告書のレビューがモニタリング活動となっている。また、PPAと同様、4つのレベルのモニタリング・評価を実施している。

4.3 緊急人道支援分野における NGO に対する支援

4.3.1 緊急人道援助に対する取り組み

パキスタンにおける大洪水、日本での津波災害、スーダンやコンゴ民主共和国における長期にわたる紛争など、近年の緊急人道支援ニーズの高まりから、英国は、アシュダウン(Lord (Paddy) Ashdown) 国際開発大臣(当時)をリーダーとし、2011年に人道支援に対するそれまでの政策をレビューし、DFIDに対し新たな改革を提言する報告書を出した⁶⁰。この報告書の提言の一つには、CSOとの連携強化が含まれており、2012年にはこの提案を受け、NGOや赤十字等への資金供与を増加させることとした。また、これまで行っていたスキームのレビューを行い、「人道支援におけるNGOへの資金提供ガイドライン」の改訂(2012年)や、新たに迅速性を重視した「即時対応スキーム」(Rapid Response Facility)の設立、更に、安全面においてNGO等パートナー団体が安全確保できる体制で事業が実施できるように、安全管理に対する費用を設置し、パートナー団体がセキュリティアセスメントやリスク管理を実施できるようにするなど、改革を行っている。

英国の人道支援戦略の基本は、人道支援活動はその必要性(Needs)のみを基盤とし、政治的な関心を含まないことである。また、欧州における「人道支援に関する合意」(European Consensus on humanitarian aid)や国連決議46/182(1991年)に基づき人道支援におけるドナー間の協力体制の強化を重視している。英国は、国連人道問題調整事務所(OCHA)が管轄する「中央緊急対応基金(CERF)」の制度設計に深く関わり、CERFへの拠出としては最大

⁶⁰ Humanitarian Emergency Reponse Review, Lord Ashdown (State Secretary), 2011

のドナー国であるように、人道支援問題を重視している。更に、人道支援援助においても、英国政府の基本である「結果重視」、「Value for Money」、「透明性の確保」を担保することを基本とし、各資金の申請の際の評価基準となっている。人道緊急支援の担当部署は、「紛争・人道・安全保障部（CHASE）」である。CHASE は人道緊急状況を監視する部であるため、災害等事態が発生した際に即座に対応ができるような体制を取っている。

英国による人道支援は、CERF のように国連機関を通じた拠出、二国間援助からの拠出、そして英国として関心が非常に高い場合や比較優位がある場合は、直接的な支援を実施している（緊急捜索チームや医療チームの派遣等）。

4.3.2 予算

OECD/DAC の統計によると、2008-2012 年の 5 か年では、英国の ODA 全体の約 7-10% が人道支援に配分されている。2012 年では ODA 全体 137 億ドルのうち、約 9% にあたる 12 億ドルが人道支援に配分された。また、二国間援助からは約 8% にあたる約 4 億 2,200 万ポンド（約 7 億米ドル）が拠出された。

4.3.3 緊急人道援助全体に占める NGO 支援額の割合

最新の NGO 支援額に関するデータは入手できなかったが、DFID が実施した 2009/10 年の人道支援向けの援助に関するレビューによると⁶¹、2009/10 年では 5 億 2,800 万ポンドが人道支援に拠出されているが、NGO 支援額はその内の 11.2% となっている（図 4.3 人道支援の拠出先 2009/2010 参照）。上述したように、2011 年の人道支援に関するレビューを受け、NGO との協力強化のため予算も増額しており、その割合も高まっていると考えられる。

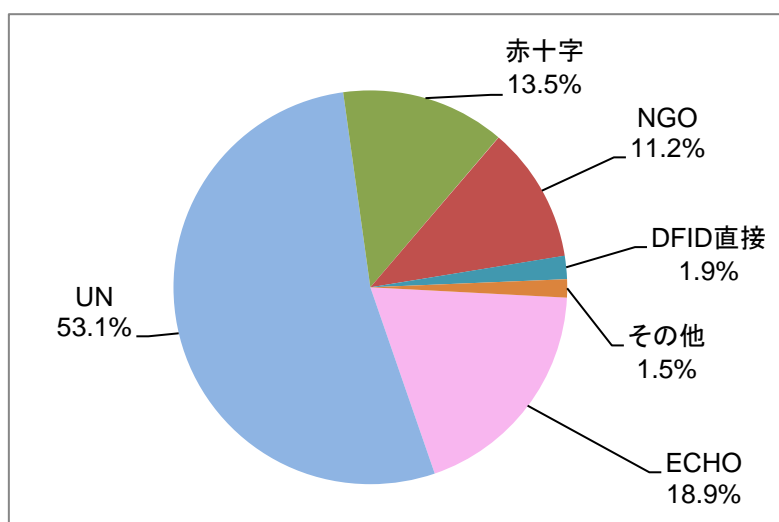


図 4.3 人道支援の拠出先 2009/2010

（出所）“DFID’s Expenditure on Humanitarian Assistance 2009/10”, DFID

⁶¹ “DFID’s Expenditure on Humanitarian Assistance 2009/10”, DFID

4.3.4 自国 NGO 支援制度の概要

開発と緊急人道支援を分けた統計はないが、上述したように英国ベースの NGO への支援は約 38%に留まっている。表 4.1 に示したスキームの中では、戦略的助成取決め (SGAs)、市民社会チャレンジ基金 (CSCF) と UK AID Match、GPAF の一部が英国ベースの NGO に限った制度となっている。また、人道支援の NGO ネットワーク (START Network) の加盟 NGO は英国ベースの NGO であるため、START Network への支援も自国 NGO 向けの資金と言える (START Network については、4.3.6 を参照)。それ以外のスキームでは、国際 NGO や他国 NGO へも資金を供与している他、現地のローカル NGO へ資金供与の割合も高い。

4.3.5 緊急人道援助スキームの具体的内容

緊急人道支援における NGO 向けの資金は、①二国間援助からの拠出である「人道支援対応資金」(Humanitarian Response Funding) からの拠出と、②緊急対応用「即時対応スキーム」(Rapid Response Facility : RRF) の 2 つの制度を有している。また、英国政府が直接実施するか、もしくは契約ベースで民間セクターが実施する制度がある。それぞれの制度の受給資格、実施時期、実施内容、活動期間については表 4.3 に示した。この他に後述するように人道支援の NGO のコンソーシアム (START Network) に対しても拠出している。下記 3 つの制度における申請から契約、プロジェクト完了までのプロセスを図 4.4 に示した。

表 4.3 DFID による人道支援方法

制度	受給資格者	実施時期	実施内容	活動期間
①二国間援助からの拠出 (Humanitarian Response Funding)	<ul style="list-style-type: none"> ・多国間/地域機関 ・ NGO ・民間セクター 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公示による発表 ・ 国連統一人道アピールプロセス (CAP) や緊急アピール (Flash Appeal) 時 	<ul style="list-style-type: none"> ・ アピール内容への対応および復旧までの支援 	12 か月
②迅速な対応向けスキーム (RRF)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前に DFID より資格を取得したパートナー機関 	事態発生から最初の 3 日 (72 時間) 以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 即時救命対応 	6-12 週間
③英国からの直接派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・ DFID 契約者 ・ 英国搜索援助隊 ・ 英国医療チーム 	事態発生から最初の 1 週間	<ul style="list-style-type: none"> ・ ニーズ調査 ・ 現物寄付 ・ 搜索救助能力 ・ 医療展開 	3 か月

(出所) Humanitarian response funding guidelines for NGOs, DFID, 2012

(1) 人道支援対応資金 (Humanitarian Response Funding)

DFID の二国間援助から NGO が実施する人道支援のために拠出されるスキームである。このスキームは NGO のみを対象とするのではなく、多国間/地域機関や民間セクターも支援対象としている。本スキームに関しては、2012 年にガイドライン “Humanitarian response funding guidelines for NGOs” を策定している。具体的な申請プロセスは、開発支援の PPA や

他スキームと基本的に同様であり、コンセプトペーパーの提出により書類審査を経て、本格的な企画書の申請となる。ただし、迅速性を重視する RRF の場合には、事前に登録された NGO に限定されているため、コンセプトペーパーの提出はなく、本格的な申請のみとなっている。

① 公示

緊急人道支援のニーズの発生を機に、CAP や Flash Appeal 等人道支援に関する国際的なアピールや、英国政府が判断した人道支援活動の呼びかけがウェブ上に掲載される。DFID はこれまで連携した団体とのネットワークを有しており、メール等を通じて各種人道支援アピールに関する情報共有を行っている。

② コンセプトペーパー、概算、ログフレームの提出

申請プロセスは 2 段階になっており、最初に組織の概要とプロジェクト内容を示したコンセプトノート（様式あり、5 ページ以内）と、概算予算、プロジェクトの目的、アウトプット、指標等を示したログフレームを提出する。DFID はコンセプトノートを査定し、必要に応じ詳細な企画書の提出に向けたアドバイスや、追加情報を要請する。

③ 詳細な企画書、ログフレーム、予算書の提出

コンセプトノートの承認を受けた団体は、詳細な企画書（本文 10 ページ以内）を提出する。詳細な企画書に関する様式はないが、企画書の評価の基準がガイドラインに載っており、団体はこれに沿うような記載が要請されている。また、ログフレームおよび事業計画書（ガントチャートおよびその説明）、2 種類の予算書（必要経費を計上したものと、アウトプット予算書）の提出が義務づけられている。「アウトプット予算書」とは、計画した各アウトプットを出すためのコストやそのために必要な主要な投入の単価等を示したものであり、英国が重視している VFM を査定するためのものである。

必要経費を示す予算項目は以下のとおりである。（別添 4-2 参照）

- ① 支給物資（保健、水・衛生、食糧、生計、保護施設、食糧以外の品、教育等のセクターにおける物資がいくら必要かそれぞれ試算）
- ② ロジスティック（調達、運輸、保管/管理、事務所、その他）
- ③ 人件費（現地ナショナルスタッフ人件費、本国からの職員人件費、第三国職員人件費、管理・サポートコスト、モニタリング・評価、その他）
- ④ 人件費サポートコスト（職員が生活するのに必要な住居費等のコスト、職員の移動費、通信費、安全対策費、研修費用、その他）
- ⑤ 資本

また、上記予算書の他、下記項目に関し記述して説明することが求められている。

- ・ 複数年度のプロジェクトの場合は、毎年の為替レートの予想
- ・ DFID の 1 会計年を跨ぐプロジェクトの場合、年度毎の必要額
- ・ プロジェクト全体の予算の内、DFID が拠出することが求められている予算項目
- ・ 他ドナーからの資金供与がある場合、DFID 分を明示すること
- ・ 他団体に下請け契約を出す場合、中間の手続きコストなどすべて詳細に示すこと。また、下請け団体ごとに区別した予算書を提出すること
- ・ モノやサービスを提供した実際のコストと全体予算における割合を出すとともに、オーバーヘッド（一般管理費）の割合を示すこと。

一般管理費の割合・適用範囲

上記のとおり、一般管理費は別項目にしておらず、割合に関する規定はない。人件費の項目に「管理・サポートコスト」として入っており、予算計上時に団体がその割合を示すこととなっている。また、人件費とは別に人件費に付随するサポートコストが認められている。その他、計上して DFID が必要と認められれば予算として計上できるようになっている。

事業実施中のモニタリングおよび報告書に関しては、DFID は最低条件として、事業および予算について中間報告と最終報告書の提出を義務付けている。事業終了後の評価に関しては、実施団体の自己評価を実施することを義務づけており、企画書の中に評価に関する指標を提示しておき、また評価にかかる経費も予算書に計上するようになっている。DFID としては報告書のレビューで実施を行うこととなっているが、場合によっては現地調査も実施する。人道支援の特徴から他ドナーとの協働作業も多いことから、援助協調の原則に則り、可能な限り他のドナー等と合同評価の実施にも留意している。

(2) 即時対応スキーム (Rapid Response Facility (RRF))

2011 年の人道支援レビューを受け、自然災害や人道的ニーズの急激な高まりに即座に対応するために創設されたスキームであり、事態が発生して 72 時間以内に対応できるように設計されている。そのため、RRF から支援を受ける団体は事前に登録した団体に限られている。登録された団体は、これまでも DFID とパートナーとして人道支援活動の実績を有し、英国の納税者および被災した人々に Value for Money を証明できるような高い実績を有していなければ資格団体として認められていない。また、パフォーマンスが悪い団体については RRF の登録資格を剥奪される。2013 年 11 月現在で RRF に登録している団体は 37 団体であり、UK ベースの国際 NGO (Care International、Oxfam、Plan UK、British Red Cross 等) がほとんどを占めるが、ノルウェーやドイツの NGO も登録している。BBC Media Action、Internews Europe などメディア系の慈善団体も含まれている。RRF は、緊急人道の事態発生

毎に RRF を拠出するかどうか、どのセクターに拠出するかを国際開発大臣が決定する。

申請手順

RRF に事前登録するための申請は、これまで過去 2 回実施されている。現在は申請を締め切っており、次回の申請時期は未定となっている。緊急人道事態により違いはあるが、通常登録された団体が RRF を活用するためのプロセスは表 4.4 のとおりであり、RRF 活用の決定がなされた後、72 時間以内には資金供与先が決定し、迅速に活動することが期待されている。

表 4.4 RRF 活用のためのプロセス

	プロセス	期間	団体/DFID の行動
1	国際開発大臣による RRF 活用の決定	事態の発生直後	国際開発大臣の承認を持って、基金の上限、対象セクターが決定される。
2	企画書の要請	RRF 発動 2 時間以内	DFID から登録 NGO に連絡し、企画書の提出を求める。
3	企画書の提出	DFID からの要請があつて 36 時間以内	DFID に企画書を提出する。
4	企画書の評価	RRF 確定後 60 時間以内	DFID が企画書を精査し、資金の拠出決定を行う。
5	資金のコミット		前払いの必要がない団体に対しては、承認の連絡後、助成金の合意書への署名を行う。
	前払いの実施	RRF 確定後 72 時間以内	前払いを必要とする団体に対しては、助成金の合意書に署名後、支払を実施する。

(出所) RRF ガイダンス、DFID ウェブサイト

(https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/256012/RRF-prequal-guidance1.doc)

なお、大規模な緊急人道支援が必要とされる場合は、企画書の提出前に登録団体を集めて協議を行い、支援方法を決定する。

企画書は以下の点を重視し査定される。

- ・ 早期なプロジェクトの開始体制が整っているか
- ・ 優先地域が選定されているか
- ・ その国に団体の拠点がすでにあるか、またはパートナーとなる団体を通じた支援の実施が可能か
- ・ 国際社会からの要請を補完するようなプロジェクトか
- ・ 投資にみあった成果を届けることができるか

企画書はフォーマットがあり、7 ページ以内に必要事項を記入する。予算書には、プロジェクトに必要なすべての人件費および安全管理対策費用を計上する。予算計上の際に上限

はないが、RRF全体の予算が決められており、DFIDが各団体からの実施内容、予算を吟味して配分されている。活動期間は12週間以内となっており、予算は期間内に使用されなければならない。

概算の予算項目および一般管理費に関しては、上記「人道支援対応資金」と同様である。

RRFの性質上、簡単な報告でよいがDFIDと情報共有することが求められている。報告の頻度についてはDFIDと事前に合意し、状況によっては初期の段階（最初の7日間）では毎日報告するが求められている。最終報告書（事業報告および会計報告）は、RRFプロジェクト終了後8週間以内に提出することとなっている。

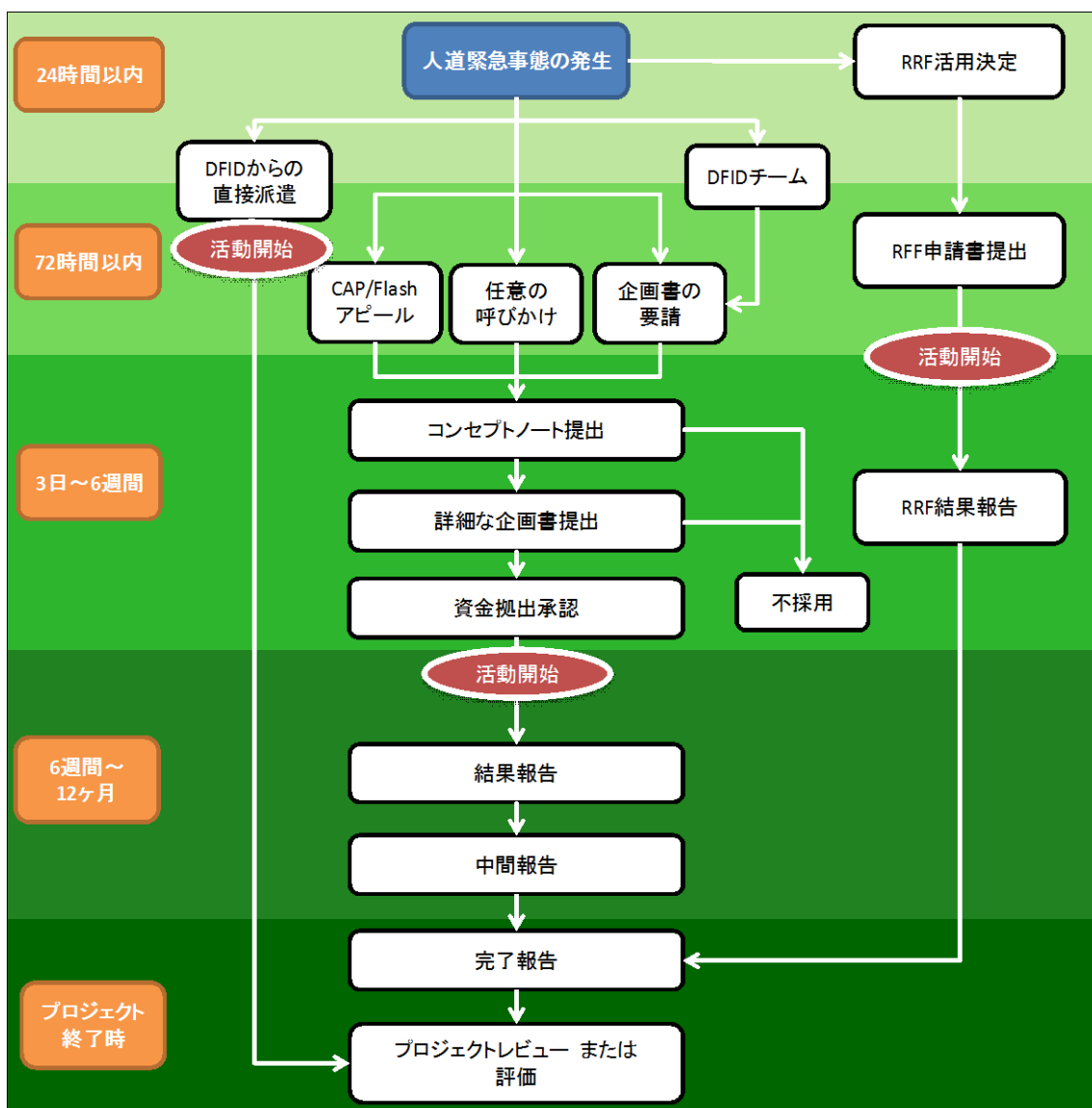


図 4.4 緊急人道支援の際の申請からプロジェクト完了まで

(出所) Humanitarian response funding guidelines for NGOs, DFID, 2012 より一部追記

4.3.6 ジャパン・プラットフォームに相当する組織の有無とその運営体制

ジャパン・プラットフォームのように別組織として活動しているのではなく、人道支援をリードしている英国ベースの 19 の団体⁶²がコンソーシアムを組んで「START Network」を設立している。START Networkの前身は、2010 年に設立された「英国人道支援コンソーシアム」(Consortium of British Humanitarian Agencies : CBHA) であるが、元々DFIDの要請で設立されたネットワークであり、人道支援において個別のNGOと対応しては効率的かつ効果的な支援が迅速にできないため、連盟として協力的に対応するようなNGOコンソーシアムの設立を要望した背景がある。DFIDは緊急対応基金 (ERF) を設立しCBHAに 2010 年には 2 年間で 800 万ポンドを供与した。このようなコンソーシアムを通じた支援で実施する仕組は外部からも高い評価が得られていた。しかし、2011 年の人道支援レビューを受け、DFIDは人道支援のアプローチを変更するとともに 2012 年に上記RRFの設立をもって、CBHAへの資金提供をストップした。CBHA自体の存在意義が問題となったが、CBHAはその実績が評価され、Irish AidなどDFID以外の外部ドナーより資金提供を受けてきた。CBHAは 2012 年にSTART Networkと名称を変更し、Start Fundを設立した。START Networkによるロビー活動等により、2013 年 12 月、DFIDは再び 2014 年前半からStart Fundに資金提供を行うことを決定している。この決定を受け、Irish Aidも継続的に資金の提供を発表した。START Networkは、世界各地のローカルNGOともネットワークを有している。そのため、国際社会にアピールされないような中小規模の緊急人道支援ニーズへの対応もStart FundによりローカルNGOを通じて迅速に行えるようになると考えている。

START Network の運営は加盟 NGO メンバーがその規模に関わらず 1 票を持ち、管理委員会を組織している。事務局としてプログラム管理ユニット (PMU) を設立し事務局はメンバーNGO により運営されている。委員長は選挙により選出され、現在は Save the Children が担当している。

4.3.7 安全確保のための措置

開発および緊急人道支援のスキームにおいても、基本的には、安全確保は各団体が実施することとなっており、DFID はいずれの損害に関しても一切の責任を負わないことを資金申請時のガイドラインに記載している。しかし、企画書には安全確保に関する記入を求めており、対象地域での団体としての安全管理対策、職員の安全確保のための計画、有事の際の団体の対応方法、治安関連の情報取得方法等のシステムの有無などを確認している。また、予算書の中に安全対策のための必要経費の計上が要請されている。

⁶² Action against Hunger, Action Aid, CAFOD, CARE, Christian Aid, Concern, Handicap International, HelpAge International, International medical Corps, International Rescue Committee, Islamic Relief, Muslim Aid, Oxfam, Relief International

別添 4-1 (UKAM 予算書)

Before preparing your budget, you should read the [UK Aid Match Budget Guidance](#) and the [Guidance Note on the green worksheet tab to the left](#).

ORGANISATION		
PROJECT TITLE		
Template P4	UK Aid Match Budget Template	
PROJECT TITLE		
PROJECT TITLE		
COUNTRY		
UK Aid Match REFERENCE No.		
DATE (when budget prepared)		PROPOSED PROJECT START DATE

TOTAL COST OF PROJECT	
DFID CONTRIBUTION <i>in GBP and as a %age of total funds</i>	
APPEAL CONTRIBUTION <i>in GBP and as a %age of total funds</i>	
ADDITIONAL FUNDING <i>including sources, in GBP and as a %age of total funds</i>	
EXCHANGE RATE <i>including source and date</i>	
INFLATION RATE <i>No greater than relevant UK Treasury Rate</i>	<small>Inflation rate used in the project budget should not exceed the UK Treasury Rates of inflation for each financial year (01 April – 31 March). These rates, referred to as GDP deflators can be found on the UK treasury website. For financial years in the future please use the last available UK treasury predicted rates.</small>

BUDGET (GBP)	No. of Units	Cost per Unit	FULL	DFID	OTHER	FULL	DFID	OTHER	FULL	DFID	OTHER	FULL	DFID	OTHER	Note No.
			YR 1	YR 1	YR 1	YR 2	YR 2	YR 2	YR 3	YR 3	YR 3	TOTAL	TOTAL	TOTAL	
			??-Mar 13/14	??-Mar 13/14	??-Mar 13/14	Apr-Mar 14/15	Apr-Mar 14/15	Apr-Mar 14/15	Apr-Mar 15/16	Apr-Mar 15/16	Apr-Mar 15/16	TOTAL	TOTAL	TOTAL	
1) CAPITAL EXPENDITURE															
															1.1
															1.2
Sub-total:															
2) PROJECT ACTIVITIES															
															2.1
															2.2
															2.3
Sub-total:															
3) ALL STAFF COSTS <small>For each staff member please provide organisation, job title, location, and percentage of time spent on the project expressed as a full time equivalent (FTE)</small>															
															3.1
															3.2
Sub-total:															
4) OTHER ADMINISTRATION COSTS															
															4.1
															4.2
Sub-total:															
5) MONITORING, EVALUATION & LESSON LEARNING															
															5.1
															5.2
Sub-total:															
TOTAL															

(出所) DFID ウェブサイト (<https://www.gov.uk/uk-aid-match>)

別添 4-2 (人道支援対応資金 予算書)

NNEX D

Budget

Individual lines should be tailored to suit your project's requirements. A budget narrative must also be included.

Budget line/sub line	Item(s)	Unit cost (£)	Number of units and unit measure	In-country costs (£)	Off-shore costs (£)	Total (£)	Other donor contributions (£)
Supplies and materials	A1 Health:						
	A2 WASH:						
	A3 Food:						
	A4 Livelihoods:						
	A5 Shelter:						
	A6 Non-food items:						
	A7 Education:						
	A8 Other (specify):						
Logistics	B1 Procurement:						
	B2 Transport:						
	B3 Storage/security:						
	B4 Office						
	B5 Other (specify):						
Personnel	C1 In-country national staff:						
	C2 Expatriate staff:						
	C3 Off-shore staff:						
	C4 Management and support costs						
	C5 Monitoring and evaluation:						
	C6 Other (specify):						
Personnel support	D1 Staff subsistence/housing:						
	D2 Staff travel:						
	D3 Communications:						
	D4 Security:						
	D5 Training:						
	D6 Others (specify):						
Capital items	E1						
Funding source	F1 Your organisation:						
	F2 Other donors (specify) requested:						
	F3 Other donors (specify) confirmed:						
	F4 DFID:						
Total proposal costs							

Narrative

- Indicate exchange rate assumptions or inflators used for multi-year budgets.
- For projects spanning more than one DFID financial year, indicate what proportion of the total DFID contribution will be needed in each year. For projects divided into clear phases, indicate what proportion of the total DFID contribution will be required at each phase.
- Indicate if the support requested from DFID is for the whole project or for specific line items, and report expenditure accordingly, explaining lump-sum purchases.
- Include any co-financing/cost-sharing arrangements with other donors so that DFID contribution can be seen by line.
- Outline and disaggregate any intermediary transaction costs where your organisation is sub-contracting to partners. Please also provide a separate budget breakdown for each individual implementing partner.
- State the cost of actual goods and services delivered, as a proportion of total costs and state the percentage of overhead costs.

(出所) Humanitarian response funding guidelines for NGOs, DFID, 2012

5 フランス

5.1 NGO 支援の概要

5.1.1 NGO の定義

フランスにおけるNGOは、1901年のアソシエーション (association) に関する法律⁶³に基づいて設立されている。他方、市民社会組織とは、フランス開発庁 (Agence Française de Développement : AFD) では以下の団体を含むと定義している⁶⁴。

- ・ 1901年の法律に基づいて設置された国際協力のためのアソシエーションで、その目的が南北問題や、緊急人道支援、開発、ファンドレイジング、移民も含めた人々に対する啓発活動を行う団体
- ・ 1901年の法律に基づいて設立されたアソシエーションで、活動の主な範囲は主にフランスであるが、国際的な活動も行っている団体
- ・ 集合的な団体やプラットフォーム団体
- ・ 公的な目的を有するフランスの財団、またそのような団体の参加組織

5.1.2 NGO との連携

2000年以降、AFDとNGOの間で環境分野や国際協力分野において、パートナーシップの枠組み協定を締結するようになった。AFDは、戦略計画2007-2011において、非政府組織と財団が、開発政策の策定、資金供与、実施の面において重要な役割を果たすようになったとの認識のもと、非政府組織へのファイナンスを行うことを明記した⁶⁵。2007年に、AFDはNGOのためのセクター別イノベーション・ファシリティ (Facilité d'innovation sectorielle pour les ONG : FISONG) を設置した。2009年、国際協力における非営利組織に関する支援⁶⁶は、外務省からAFDに移管された⁶⁷。これに伴い、AFDではNGO支援の特別委員会を設置するなど、NGO支援に係る取組みを実施している。さらにNGOとの協力を担当する部署としてNGOパートナーシップ部 (Division du Partenariat avec les ONG : DPO) を設置した。

さらに、AFDでは2013年から2016年を対象とする市民社会組織との協力に関する枠組み文書2013-2016年 (Cadre d'intervention transversal 2013-2016) を取りまとめ、NGOのみならず、広く市民社会組織との協力についての枠組みを提示している。

OECDの統計によると、フランスの2012年の開発援助額 (コミットメント) は92億米ドルであり、そのうちNGO・市民社会経由の供与は1.49%と少ない。

⁶³ La loi du 1^{er} Juillet 1901 relative au contrat d'association および Le décret du 16 août pris pour l'exécution de la loi du 1er Juillet 1901 relative au contrat d'association

⁶⁴ AFD, L'Agence Française de Développement et les Organisations de la société civile, Cadre d'intervention transversal 2013-2016, p.13

⁶⁵ AFD, Plan d'Orientation Stratégique 2007-2011, p.11

⁶⁶ フランコフォニー、文化的活動、大学間協力、人道支援やボランティア支援は含まれない。

⁶⁷ AFD, L'Agence Française de Développement et les Organisations de la société civile, Cadre d'intervention transversal 2013-2016, p.7

5.2 開発援助分野における NGO に対する支援

5.2.1 NGO 支援担当部署

AFD には、NGO パートナリシップ部が、対外関係およびパートナーシップ局 (Relations Extérieures et Partenariats) に置かれ、NGO とのプロジェクトの共同ファイナンスを担当している。その他、AFD のリサーチ部門においても NGO との協働を実施している。また、NGO に対する共同ファイナンスは、NGO 支援のための特別委員会 (Comité spécialisé pour l'appui aux initiatives des ONG) により供与が決定される。

5.2.2 ドナーと連携関係にある NGO 連合体の概略

AFD と連携関係にある NGO の連合体としては 1994 年に設立された Coordination SUD⁶⁸ があり、緊急人道支援、開発支援、環境保護、人権保護団体、ロビー活動などの分野の 130 以上の NGO が参加している⁶⁹。Coordination SUD では、フランスの NGO の能力強化、フランス国内、欧州や世界レベルにおいて、政府や民間組織に対してフランスの NGO を代表することである。欧州レベルの NGO の連合組織である CONCORD にも Coordination SUD は加盟している。また、Coordination SUD も、1901 年法に基づいて設立されたアソシエーションであり、会員からの会費、政府からの補助金や民間の資金によって運営されている。さらに、Coordination SUD には、国際的な場でのロビー活動、開発の諸問題に関する検討、農業・栄養、環境など様々な委員会やワーキンググループが設けられている。

NGO への支援という点では、Coordination SUD は NGO に対して資金調達の支援として、情報提供や研修、助言活動を行っている。

5.2.3 資金申請から契約までのプロセスと申請団体の資格

NGO への資金供与のスキームには、共同ファイナンス方式の NGO イニシアティブ支援 (Initiatives ONG : I-ONG) と、NGO のためのセクターのイノベーション・ファシリティ (Facilité d'innovation sectorielle pour les ONG : FISONG) が設けられている。I-ONG には、開発分野 (人道、人権、ボランティア活動など外務省の管轄を除く) におけるプロジェクトとプログラムへの資金供与を行う、フィールド・イニシアティブ (Initiatives "terrain") と開発に関する一般利益・イニシアティブ (Initiatives "intérêt général") の二つがある。I-ONG の二つのイニシアティブについては、それぞれ申請方法が異なり、マニュアルが AFD のウェブサイト上に掲載されている⁷⁰。

⁶⁸ Coordination SUD ウェブサイト (<http://www.coordinationsud.org/coordination-sud/qui-sommes-nous>)

⁶⁹ そのうち約 100 の NGO は、NGO のアンブレラ組織を通じた加盟である。

⁷⁰ AFD, *Projets à l'Initiative des organisations non gouvernementales, Le cofinancement des projets et programmes de « TERRAIN »*, 2012, AFD, *Projets à l'Initiative des organisations non gouvernementales, Le cofinancement des projets et programmes d'INTERET GERERAL*, version actualisée, 2012

(1) I-ONG

I-ONG に申請するための団体の条件は、フィールド・イニシアティブ (Initiatives “terrain”) および一般利益・イニシアティブ (Initiatives “intérêt général”) と同じである。まず、設立に関しては、以下の条件がある。

- ・ 1901 年法に基づいて設立されたアソシエーション、またはアルザス・モーゼル地方の団体については当該地方の法律によって規定される非営利団体
- ・ 公的利益のためのフランスの財団、もしくはこのような団体の傘下にある団体
- ・ 1865 年 6 月 21 日の法律に基づいて設立された労働組合

また、これらの NGO は、AFD に資金を申請した日において、設立が官報に掲載されてから 3 年経過していなければならない。また、一つまたは複数の公的団体、もしくは一つまたは複数の企業（株式会社、共同組合、相互組合）が、理事会や総会の過半数を構成してはならない。本部や運営は、フランスにあり、適正なガバナンス、運営状況など団体が自立性をもって運営されていることを示す必要がある。当該 NGO の活動は、最低 3 年間、開発や国際協力の分野において活動を実施していることを証明する必要がある。その他、NGO が定期的に総会を開催し、財務状況を含む年次報告を作成し、総会において採択していなければならない。ガバナンスと財務状況の観点からは、NGO の理事会は、AFD の職員が含まれてはならない。会計・財務状況が法律に従って行われている必要がある。その他、NGO は年度の予算を示すことなども求められている。

経費申請のプロセスは、I-ONG の二つのイニシアティブともに次の図が示す通りである。

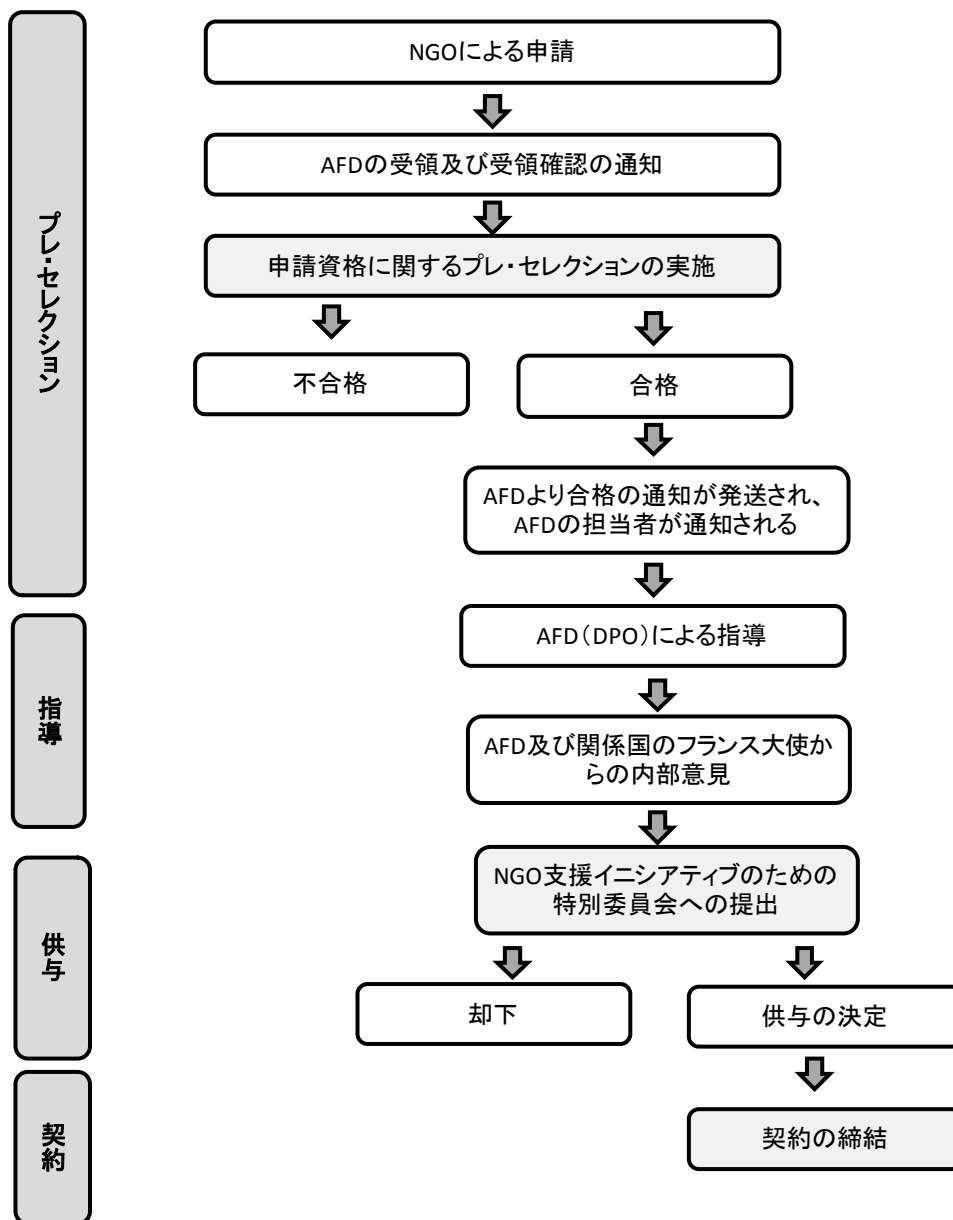


図 5.1 I-ONG の経費申請プロセス

(出所) AFD, Projets à l'Initiative des organisations non gouvernementales, Le cofinancement des projets et programmes de « TERRAIN », 2012

AFD, Projets à l'Initiative des organisations non gouvernementales, Le cofinancement des projets et programmes d'INTERET GERERAL, version actualisée, 2012

(2) FISONG

2007年から開始されたNGOのためのセクター・イノベーション・ファシリティ(FISONG)である。NGOの革新的な取り組みに対して資金供与を行うスキームであり、NGOが実施する活動の性格を十分に考慮に入れ、AFDの重点分野における現場の能力を向上し、セクターでの対話を推進し、NGOとAFDの双方にとって共通の利益となるセクターや地域におけ

る相乗効果を創出することを目的としている。したがって、FISONG においては、アイデアを募集するという点において、I-ONG といった AFD の他の NGO に対する資金供与スキームと補完的な役割を果たしている。FISONG においては、フランスの NGO だけでなく、国際 NGO も支援供与の対象となっている。

資金供与の対象となる NGO は、革新的なアイデアを実施するに足る能力を持っていること、テーマの選択や、プロジェクトの設計等に関して、AFD と対話を実施する能力があることなどが挙げられる。2008 年以降、17 回の公募が実施され、計 46 のプロジェクトが実施されている。平均のプロジェクト実施期間は 3 年であり、これまでに総額 2,870 万ユーロを拠出している⁷¹。ただし、AFD からの供与はプロジェクト全体の予算の 90% までと定められ、平均すると AFD の供与額は 62 万ユーロである。2014 年に予定されている予算 500 万ユーロであり、2 つのプロジェクトを募集する。

プロジェクトの申請には、9 ページのプロジェクト・ノート、さらに総務に関する文書を添付して締め切りまでに申請することが必要である。選定基準は、次の表が示すような基準に基づいて、最大 120 点満点で点数が与えられる。

表 5.1 評価基準

革新という観点からのプロジェクトの妥当性	30 点
革新性	10 点
革新性の評価	20 点
プロセスの評価	30 点
プロセス	10 点
パートナー	10 点
評価・キャピタリゼーション	10 点
プロジェクトにおける現地との関係	20 点
現地におけるリソースの活用	10 点
政策との整合性	10 点
実施の方法	40 点
予算	10 点
NGO の能力	10 点
方法論	10 点
ジェンダー	10 点

(注) キャピタリゼーションとは、プロジェクトやプログラムの実施において、成果や知見を活用する際に発生する費用と定義されている。

(出所) AFD ウェブサイト (<http://www.afd.fr/home/AFD/nospartenaires/ONG/collaborations/FISONG>)

⁷¹ 各年の対米ドルの平均為替レートは、2012 年で 0.78 である (出所は世界銀行 World Development Indicators)。

なお、選定にあたっては FISONG の責任者もしくは AFD における地域部からの代表、DPO からの FISONG のコーディネーターの最低三人の審査員から構成される委員会において審査が行われる。また、選定委員会においては、Coordination SUD がオブザーバーとして参加することも特徴といえる。

5.2.4 経費規定

I-ONG の「一般利益・イニシアティブ」においては、間接費は総務経費 (frais administratifs) とされ、プロジェクトの直接経費の 7% を定率で計上することができ、証憑を提出する必要はない。

表 5.2 I-ONG の「一般利益イニシアティブ」における計上可能な費目

1.	事務所等不動産経費
2.	技術・有体動産経費
3.	送金経費
4.	事務用品・消耗品
5.	研究費：先進国のコンサルタントによる研究・調査費用
6.	研究費：現地コンサルタントによる研究・調査費用
7.	正職員人件費（人数、役職等）
8.	サポート人員の人件費（人数、役職等）
9.	その他のプロジェクトで予定される活動（*詳細に記述する費が必要）
10.	能力強化費／研修
11.	通信費や研修にかかる用具等
12.	NGO のサービスにかかる費用
13.	短期出張費
14.	サポート・フォロー費用
15.	評価（内部評価、外部評価、評価・モニタリング）
16.	キャピタリゼーション
17.	監査
18.	その他（詳細を記述する必要がある）
19.	直接費小計（1-18）
20.	その他・留保（18 の最大 5%）
21.	直接費合計（19+20）
22.	総務費用：20 の 7%
23.	プロジェクト総額（21+22）

（出所）AFD, *Projets à l'Initiative des organisations non gouvernementales, Le cofinancement des projets et programmes d'INTERET GERERAL*, version actualisée, 2012, pp.57-58.

他方、フィールド・イニシアティブにおいては、総務経費は NGO の本部の人件費も含めた経費とされ、次の二つの方法から NGO が選択することができる。

- ① プロジェクト直接経費の 7% を定率で計上。これを選択した場合、NGO は予算項目の「支援・モニタリング (Appui et suivi)」に、プロジェクト運営上の調整や、技術

的バックアップ、総務、財務関係の本部人件費（給与等）を計上することができる。

- ② プロジェクト直接経費の 12%。これを選択した場合、本部の人員で当該プロジェクトに係る者の人件費は、総務経費に含まれているものとされ、①のオプションと異なり、本部人件費を独立して予算に計上することはできない。

いずれの場合も総務経費は定率で供与されるため、証憑書類を提出する必要はない。

表 5.3 I-ONG の「フィールド・イニシアティブ」における計上可能な費目

1.	事務所等不動産経費
2.	技術・有体動産経費
3.	送金経費
4.	事務用品・消耗品
5.	研究費：先進国のコンサルタントによる研究・調査費用
6.	研究費：現地コンサルタントによる研究・調査費用
7.	人件費（インターナショナル）
8.	人件費（ナショナル）
9.	その他の活動（*詳細に記述する費が必要）
10.	能力強化費／研修
11.	NGO のその他サービス経費
12.	短期ミッション費
13.	サポート・フォロー費
14.	評価（中間評価、外部評価、モニタリング・評価）
15.	キャピタリゼーション
16.	監査
17.	その他（詳細を記述する必要がある）
18.	直接費小計（1-17）
19.	その他・留保（18 の最大 5%）
20.	直接費合計（18+19）
21.	総務費用：20 の 7%または 12%
22.	プロジェクト総額（20+21）

（出所）AFD, *Projets à l'Initiative des organisations non gouvernementales, Le cofinancement des projets et programmes de « TERRAIN »*, 2012, pp.157-159.

5.2.5 実施案件のモニタリング・事業終了後のチェック体制

I-ONG においては、二つのイニシアティブ両方において、中間および最終の段階での報告が必要である。中間および最終報告は、最大 20 頁のプロジェクトに関する報告書（別添を最大 20 ページまで添付可能）に加えて、決められたフォーマットに従ったプロジェクトの財務報告が求められている。さらに中間報告の場合は、行動計画、クロノグラム、今後の予算の状況を報告する必要がある。

最終報告は、複数年次のプロジェクトの場合は、AFD による最終の支払いが行われてから 15 カ月以内に提出されなければならない。単年度のプロジェクトの場合は、支払いが 1 回であるため、支払後 15 カ月以内の提出となる。

こうした報告のほかに、AFD の DPO によるモニタリング・ミッションや現地の AFD により実施案件はモニタリングされる。

5.2.6 安全確保のための措置

I-ONG においては実施を行う NGO 側に、プロジェクト実施中の NGO のスタッフの安全を図る義務がある。またフランス外務省が提供する情報に従うことが推奨されている。安全状況が良好ではない国において活動をする場合には、安全対策に関する概要を AFD に報告することが義務付けられているとともに、現地のフランス大使館と調整を図ることが義務付けられている。

5.3 緊急人道支援分野における NGO に対する支援

5.3.1 緊急人道援助に対する取り組み

フランスでは、2012 年にフランス人道支援戦略 (Stratégie humanitaire de la République Française) がまとめられた⁷²。これによると、フランスにとっての人道支援とは、災害や武力紛争における被害者に対する連帯の表明とされる。国際的人道支援における政府が介入することについては、緊急事態においては、非政府主体が迅速な活動を実施する能力が政府ほどには有さないということから正当化されるとしている。また、人道支援は、民主主義の保護や国際人道法遵守、低開発途上国の経済・社会発展を進めるフランスの外交の一つの手段としても捉えられている。また、フランスの人道支援は以下の 3 つの軸に基づいて実施される。

- ・ 緊急状況にある人々のニーズに応えること
- ・ 人道支援を、現地の能力強化を図る開発戦略と人々の弾力性 (résilience) を強化するための大きな戦略の中に位置づけること。また、このような対話は、実施された人道支援だけでなく、法的な発展や今後のニーズ等の予測に関しても行う。
- ・ 定期的に、政府の人道支援の責任者と市民社会の代表との意見交換を通じて、人道支援の妥当性を評価すること。

フランスの人道支援戦略は 2012 年から 2017 年を対象としており、2014 年には中間評価を実施することが予定されている。

フランスにおける緊急人道支援に関係する部署は、外務省管轄の危機センター (Centre de Crise : CDC)、外務省の国際総局 (Direction générale de la mondialisation : DGM)、国連・国際機関・人権・フランコフォニー局 (Direction des Nations Unies, des Organisations Internationales, des droits de l'homme et de la francophonie : NUOI) である。DGM は、食糧支援プログラムを実施し、農業や食糧安全保障に係る支援を担当している。NUOI は、国連機関、国際機関等管轄となる組織や国際赤十字赤新月社連盟に対する資金拠出の他、これら

⁷² Ministère des affaires étrangères, *Stratégie humanitaire de la République Française*, le 6 juillet 2012

の期間による人道支援活動の実施やモニタリングを行っている。

5.3.2 予算

緊急人道支援ファンド（Fonds d'urgence humanitaire : FUH）の2012年の当初の予算は836万6,000ユーロであったが、最終的な支出は1,547万402ユーロと大幅に増加することとなった⁷³。これはシリア危機への対応、さらにサブ・サハラアフリカ地域への支援のためと考えられる。地域別の供与額をみると、アフリカおよびインド洋地域が全体の55%を占め、続いてアジア・太平洋地域の16%、北アフリカ・中東の13%、アメリカ・カリブ海地域の9%、欧州地域の3%となっている（2012年）⁷⁴。

5.3.3 緊急人道援助全体に占める NGO 支援額の割合

FUHには複数の資金供与の方法がある。第一に援助物資の供給という直接的な活動が挙げられる。さらに、NGOへの支援やプロジェクトに対する支援が挙げられる。また、FUHの資金を現地のフランス大使館や領事館に委譲して、現地で支援を実施するというものである。この方式では現地での柔軟な対応が可能となる。また、例外的な場合として国際機関への供与もある⁷⁵。NGOへの支援では、補助金がFUHの38%と最も大きな割合を占めている。また、割合は5%と少ないが、NGOへのプロジェクトへの資金委譲も実施している。全体では、FUHの43%はNGO経由で実施されていることになる。

表 5.4 FUH 資金供与法別（2012年）

政府の介入 および危機 への準備	国際機関へ の資金供与	NGO への 補助金	NGO のプロ ジェクトへの 資金委任	フランス大使 館・領事館 等への資金 の委任	その他	総計
1,047,503	3,865,000	5,585,466	879,751	3,750,801	341,881	15,470,402
6%	24%	38%	5%	24%	3%	100%

（出所）Ministère des affaires étrangères, *Rapport d'activité sur l'action humanitaire d'urgence 2012*, p.19

5.3.4 自国 NGO 支援制度の概要

人道支援において、フランス赤十字などをはじめとしたNGOとの間に強いパートナーシップを築いている。公式なものではないとされるがフランス外務省のウェブサイトには、人道支援分野におけるフランスのNGOのリストも掲載されている⁷⁶。

年によって、NGOに供与される資金の額は大きく異なるが、2011年においては補助金の平均額は187,955ユーロであり、2010年の平均額から10%以上の増加となった。

⁷³ Ministère des affaires étrangères, *Rapport d'activité sur l'action humanitaire d'urgence 2012*, p.18

⁷⁴ Ministère des affaires étrangères, *Rapport d'activité sur l'action humanitaire d'urgence 2012*, p.19

⁷⁵ WFP、UNICEF、UNHCR、赤十字国際委員会、国連パレスチナ難民救済事業機関（United Nations Relief and Works Agency : UNRWA）、世界保健機関（World Health Organization : WHO）が挙げられる。

⁷⁶ フランス外務省ウェブサイト

(http://www.diplomatie.gouv.fr/fr/IMG/pdf/Liste_des_OSI_humanitaires_francaises-2_cle841b4b.pdf)

5.3.5 緊急人道援助スキームの具体的内容

外務省の監督下にある CDC では、24 時間体制で世界状況を監視し、緊急事態に迅速な対応ができるようにしている。また、緊急センターでは、こうした緊急状況の分析やモニタリングも実施している。

人道支援のために、CDC は二国間の人道支援に充てられる FUH からの支援を実施することができる。FUH では、資金や物品での支援、NGO への資金供与を行っており、特に NGO によるプロジェクトの実施やフランスによる物品支援に使われているが、例外的に多国間の人道支援活動にも拠出することは可能である。

その他のスキームとしては、DGM による食糧援助があり、世界食糧計画への資金供与は、このスキームから行われている。また、NUOI はフランス人ボランティアの国連機関への派遣やフランス赤十字への派遣を担当している。

5.3.6 ジャパン・プラットフォームに相当する組織の有無とその運営体制

フランス外務省の主導により、2012 年に初めて、政府とフランスの人道支援を実施する NGO とのプラットフォームである、人道対話グループ (Groupe de concertation humanitaire : GCH) が開催された。中核となるグループは、16 の大規模な NGO によって構成されている。

人道支援分野においても、Coodination SUD は活動している。特に人道分野については、人道委員会が組織されており、緊急事態や紛争・紛争後の活動等に従事する NGO による検討が行われている。

5.3.7 安全確保のための措置

CDC には 56 名の人員が配置され、緊急事態における外務省と他の省庁・政府組織との調整も実施する他、NGO、企業、地方自治体や海外に居住するフランス人等も含めた様々な主体との連携を行っている⁷⁷。

⁷⁷ Ministère des affaires étrangères, *Le Centre de crise, La diplomatie de l'urgence*, p.4

6 ドイツ

6.1 NGO 支援の概要

ドイツのNGOは、大きく区分すると3つの形態に分かれており、教会系NGO（教会をベースとした組織）、政党系NGO（政党から拠出される資金により運営されるNGO）、それ以外の民間NGOである⁷⁸。

これらのNGO組織は、貧困削減に係る開発援助活動、食糧支援や難民支援等の緊急援助、開発教育の推進を行っている他、政策や制度に係る意見具申等、活発に活動を行っている。ドイツ開発NGO協会（通称：VENRO）（Association of German Development NGOs）には主要なNGO団体として、118 団体が登録されている。また、VENROが自治体と連携し各地で実施する事業には小規模なNGOが参加しており、これらの小規模NGOを含めると約 2,000 の団体がVENRO関連団体として登録されている⁷⁹。

ドイツでは、1962 年に設立された経済協力開発省（Federal Ministry for Economic Cooperation and Development：BMZ）が開発援助政策の企画・立案に加え、二国間援助および国際機関を通じた援助について調整を実施しており、NGO支援含む市民社会との連携についてはBMZが所管している⁸⁰。

ドイツの二国間援助には、資金協力と技術協力がスキームが分かれるが、NGOとの関連においては技術協カスキームが関連している。技術協力の実施形態として、途上国政府とドイツ政府間で締結された官官ベースの事業と、NGOや教会等、外部パートナー機関の提案に基づく事業と大きく二つに区分される⁸¹。官官ベースでは、国際協力公社（GIZ⁸²）が主要な実施機関となる⁸³が、外部パートナー機関による提案・実施プロジェクトにおいては、①社会構造支援団体（Agencies engaged in social structure assistance）⁸⁴、②教会（系NGO）、③自治体、④専門実施機関、⑤NGO、⑥政党系団体、⑦民間団体等が主要なプレーヤーとなっている⁸⁵。事業実施に係るオペレーションや実施責任は外部パートナー機関に委ねられ

⁷⁸ BMZ ウェブサイト。なお、2004 年の報告書では、社会構造系 NGO も含めドイツの NGO について 4 形態があると定義している。

⁷⁹ BMZ ウェブサイト。

⁸⁰ その他、開発教育や国際機関との連携、民間セクターとの連携も所管。職員は約 800 名（BMZ ウェブサイトより）。

⁸¹ BMZ ウェブサイト

http://www.bmz.de/en/what_we_do/approaches/bilateral_development_cooperation/index.html

⁸² GIZ の事業予算の大多数は BMZ からの委託金であるが、その他国際機関や第三国政府からの委託による事業も実施している。

⁸³ 2011 年に、3 機関（技術協力公社（GTZ）、国際再教育開発公社（InWEnt）およびドイツ開発サービス後者（DED））が再編統合された。

⁸⁴ ドイツ国民による開発への参加を促進する市民参加推進事業、および、共同組合等の自助組織の強化を図ることを目的とした組織。ドイツ国内で 7 つの団体が活動を行っている。

⁸⁵ BMZ ウェブサイト

http://www.bmz.de/en/what_we_do/approaches/bilateral_development_cooperation/players/index.html

ており、政府予算であるものの完全に独立した事業実施形態となっている⁸⁶。なお、2010年度のODAに占める対NGO支援額（NGO提案による開発援助事業費）としては約9,649万ユーロであり、ODA全体拠出額の2.5%となっている⁸⁷。

NGOのネットワーク組織として、開発課題に取り組むドイツNGOへの助言やコンサルティング、政府による資金支援申請手続き、資金サポートを行う非営利組織「Engagement Global」⁸⁸（旧名称BENGO⁸⁹）がある。同組織は、市民社会による開発への貢献および市民参加の促進を目的に、1992年にドイツ連邦政府により設立され、BMZの予算で運営されている。なお、2009年、BMZは自国NGOに対する支援として3,800万ユーロの支出実績がある⁹⁰。

6.2 開発援助分野におけるNGOに対する支援

6.2.1 NGO支援担当部署

上述したとおり、NGO支援含む市民社会との連携についてはBMZ⁹¹が所管しており、市民社会・経済政策・民間セクター局（Civil society, economic policy and private sector）が担当部となっている⁹²。また、開発援助政策に新たなイノベーションと課題解決に向けた有効なアイデアを導入するため、NGOをはじめとする市民社会、ビジネス関係者、学術・文化関係者を含めた諮問委員会（Advisory Council on Innovation）が2011年10月に設立され、NGOとの連携を強化している。

6.2.2 ドナーと連携関係にあるNGO連合体の概略

前述したVENRO（Association of German Development Non-Governmental Organizations）がドイツのNGOネットワーク機関として、NGOの規模に関わらず政府との対話・協働をすすめるための活動を行っている。開発協力および緊急援助、開発教育や啓蒙活動を行う教会系機関や民間団体を中心に、118のドイツ国内NGOが登録されている。

また、非営利組織「Engagement Global」⁹³（旧名称BENGO）がドイツ市民社会の開発への貢献強化および参加促進を目的に、開発課題に取り組むドイツNGOへの助言やコンサルティング、資金サポート、ネットワーキングを行っている。原則として、資金サポートではドイツ国内に本部がある組織を対象としている。また、市民参画インフォメーション・

⁸⁶ BMZ ウェブサイト

(http://www.bmz.de/en/what_we_do/approaches/bilateral_development_cooperation/index.html)

⁸⁷ The German Government's 14th Development Policy Report p.33 より計算。

⁸⁸ (<http://www.engagement-global.de/startseite.html>)

⁸⁹ エンゲージメント・グローバル公益有限会社は、かねてから Bengo という略称を用いてきている。

⁹⁰ German Foundation for World Population 'Tips and Tricks –East Africa Edition, p.18

⁹¹ その他、開発教育や国際機関との連携、民間セクターとの連携も所管。職員は約800名。（BMZ ウェブサイトより）

⁹² BMZ ウェブサイトより。

⁹³ エンゲージメント・グローバルウェブサイト (<http://www.engagement-global.de/startseite.html>)

デスク（Information Desk on Civic Engagement）を設置し、専門家や協力パートナー情報の提供や外部のファンドリソースの紹介等、きめ細かいサポートを行っている⁹⁴。

その他、NGO連合体に関連する組織としては、社会構造支援団体（Agencies engaged in social structure assistance）⁹⁵の知見を集約し、海外の専門機関と協働するために設立された社会改善ネットワーク（Social Improvement Network : AGS）がある（1999年に設立）。アフリカやアジア、中南米、東欧諸国で、技術協力のプロジェクト実施に関わっており、2009年の統計では、BMZはこれらの機関に対し、約3,950万ユーロの支援を提供している。

また、教会（系NGO）は、同国の開発協力の枠組みにおいて50年以上の歴史を有する主要な事業実施主体となっているだけでなく、意識啓蒙や政策提言含め、政策面への影響も大きい⁹⁶。2012年、BMZは主要な二つの教会団体（Protestant Association for Cooperation in Development（EZE）およびCatholic Central Agency for Development Aid）を通じ、約2,160万ユーロの支援を教会（系NGO）に対して行っている。

6.2.3 資金申請から契約までのプロセスと申請団体の資格

BMZによる資金サポートについては、上述の「Engagement Global」がNGOに対するコンサルティング・支援を行い、BMZに代わり、申請書類のとりまとめおよび申請窓口となっている⁹⁷。申請書類の採択可否の判断はBMZが外務省等、関連省庁にコメント依頼を行って最終決定する⁹⁸。申請書の作成支援や事業運営に係るプロジェクトマネジメント、経理手続きに係る助言等、事業に付随するサポートを行っており、具体的なガイドラインについては、途上国における開発促進のためのドイツ民間サポートガイドライン（Guidelines for promoting development of major projects Private German support in developing countries⁹⁹）に記載されている。なお、資金サポートの支援対象とする分野および具体的な対象事業者は以下のとおりとしている。

資金サポートの対象事業

- ・ ドイツ連邦政府の開発目標や国際社会の人権保護に資する事業
- ・ 貧困コミュニティの経済・社会的環境の改善に寄与する事業
- ・ 対象裨益グループの自助努力に向けた計画が盛り込まれている持続的な事業
- ・ 人権保護の遵守に寄与する事業

⁹⁴ 同上

⁹⁵ ドイツ国民による開発への参加を促進する市民参加推進事業、および、共同組合等の自助組織の強化を図ることを目的とした組織。ドイツ国内で7つの団体が活動を行っている。

⁹⁶ 具体例として、1999年のケルン経済サミットでの債務削減イニシアティブ（HIPC）の適用においては、教会が大きな役割を果たした。

http://www.bmz.de/en/what_we_do/approaches/bilateral_development_cooperation/players/churches/index.html

⁹⁷ German Foundation for World Population, *Tips and Tricks –East Africa Edition*, p.18

⁹⁸ Engagement Global gGmbH, *Richtlinien für die Förderung entwicklungswichtiger Vorhaben privater deutscher Träger in Entwicklungsländern* aus Kapitel 2302 Titel 687 6, I. Förderrichtlinien, 7.2

⁹⁹ Chapter 2302 of Title 6877 6 Version valid from 01 October 2007. 現地語「Richtlinien für die Förderung entwicklungswichtiger Vorhaben privater deutscher Träger in Entwicklungsländern aus Kapitel 2302 Titel 687 76」

資金サポートの対象事業者（資格要件）

- ・ 事業の計画・実施、モニタリングおよび精算管理に係る専門性／知見がある個人および団体
- ・ ドイツ国内に本部があり、且つ、開発途上国でプロジェクトを実施する団体
- ・ 初回の申請団体は「Engagement Global」主催のドイツ政府（BMZ）の開発協力に係るセミナーに出席すること
- ・ 年間単位の事業および財務レポートが作成・公開されていること

なお、具体的な資金サポートスキームとしては以下のとおりである。

a) 小規模事業サポートプログラム（Small Scale Projects for NGOs）

3年以上の事業経験およびローカル NGO との連携を必須要件とした 1 事業あたり 37,500 ユーロ（上限）の資金サポートプログラム。事業費のうち、25%の自己負担（うち 10%は申請 NGO 側自己負担が必須であり、残る 15%は他非政府機関からの資金サポート等を組み合わせること可）を義務付けており、現地で発生するコストのみが支援対象となっている。対象事業は、事業期間 1 年以内の短期・小規模事業である（募集は年 1 回（毎年 3 月））。

b) 大規模事業サポートプログラム（Large Scale Projects for NGOs）

上記の小規模事業サポートプログラムを実施完了した事業を対象に、事業のステップアップに向け資金サポートを行うもの（1 事業あたり 500,000 ユーロ（上限）¹⁰⁰。事業費の 25%の自己負担を義務付け、現地で発生するコストのみを支援対象とする点は小規模事業サポートプログラムと同じであるが、建設に係るコストや資機材、種子等の購入費、研修事業や人件費、ガソリン代等のランニングコストについても支援対象に含めている。事業期間 4 年以内の長期事業を対象としている（通年募集）。

また、開発途上国が自ら行う三疾病の予防、治療、感染者支援のための事業に資金を提供する「世界エイズ・結核・マラリア対策基金」を支援するため、同基金への最大のドナー国の一つであるドイツは、技術協力実施機関である GIZ を通じた支援を行っている（「BACKUP イニシアティブ（Building Alliances, Creating Knowledge, Updating Partners）」）。同イニシアティブは、GIZ が窓口となり、ドイツの NGO に限らず国際 NGO や国別調整メカニズム、キャパシティ・ビルディングに関連する機関（地域 HIV 知見研究所等）を対象に、1 事業あたり上限 10,000 ユーロ、20,000 ユーロ、100,000 ユーロとする 3 つのスキームに分け資金サポートプログラムを設けている¹⁰¹（通年募集）。

¹⁰⁰ 小規模事業資金サポートプログラムと同様、3年以上の事業経験およびローカル NGO との連携を必須要件としている。

¹⁰¹ 同上

6.2.4 経費規定

「Engagement Global」のガイドラインによると、NGOへの資金サポートの対象となる経費は、事業費全体の75%とし、事業費のうち25%の自己負担（うち10%は申請NGO側自己負担が必須であり、残る15%は他非政府機関からの資金サポート等を組み合わせることが可）を義務付けている。また、事業費として支援対象となる項目は以下のとおりである¹⁰²。

- (1) 土地購入費や建設費用
- (2) 資機材等の調達（原則として現地調達）および輸送に係る費用等
- (3) 現地ローカルスタッフ（短期間の研修も含む）
- (4) 事業マネジメントに直接人件費（ドイツNGOスタッフの専門人材の人件費。例外的に承認）
- (5) その他事業実施に係る運転資金（資金供与後も持続的に事業実施するために必要な経営費用）
- (6) セミナー開催費用等（例外的に承認）
- (7) 事業に係る旅費（航空賃、宿泊費、ビザ取得代等等）
- (8) 事業評価に係る費用
- (9) 外部専門家等による研究費
- (10) 一般管理費（直接事業費の4%¹⁰³を上限）

なお、私的利用に供され、裨益対象者に収益を生じさせる投資財（生産手段や建物等）は、裨益対象者側の一定自己負担を原則としている。

また、直接費と一般管理費に係る一般的な考え方および適用割合は以下のとおりである¹⁰⁴。

直接費	現地事業の実施に直接的に関連するものである。例えば、そして受益者に配布する食糧や食糧以外の物資、それらの調達に際し発生するコストである。また、プロジェクトを実施する目的のために雇用されている現地人材の雇用費も含まれる。
間接費 (管理費)	特定の事業実施と無関係に生じる本部コストや（当該事業に起因する場合を除く）の現地事務所の設立に係る費用や事務所運営費を指す。 なお、人道援助に係る管理コストは、基本的に外務省の運営費予算から支出される。海外援助予算から資金供与される唯一の費用は、資金支援事業の進捗モニタリングや評価を行うミッションに係る外務省人道援助関係部の外国旅費等である。

¹⁰² Chapter 2302 of Title 6877 6 Version valid from 01 October 2007

¹⁰³ Chapter 2302 of Title 6877 6 Version valid from 01 October 2007

¹⁰⁴ Good Humanitarian Donorship, Indirect Support Cost Study: Final Report, 4 July 2008

6.2.5 実施案件のモニタリング・事業終了後のチェック体制

BMZの第12部署「組織・財政・人事・監査」部の下にある外部監査部 (Division 121: External Auditing: Auditing of Contract Awards and Equity Holdings) が監査・評価を担当している¹⁰⁵。

また、「Engagement Global」のガイドラインによると、財務報告書については毎年、事業実績報告書についても毎年の提出が義務づけられている。

6.2.6 安全確保のための措置

同ガイドラインに、安全リスク管理に必要な機材や物資、費用を提案書に計上する必要がある旨記載されている¹⁰⁶。

6.3 緊急人道支援分野における NGO に対する支援と課題

6.3.1 緊急人道援助に対する取り組み

(1) 緊急人道援助に係るドイツ政府の方針・戦略

ドイツ政府はその外交政策において、平和政策 (peace policy) を掲げ、国連や NATO、OSCE (Organization for Security and Co-operation in Europe) をはじめ様々な機関等と協働で、公平で安定した国際社会の秩序および平和を追求している。特に、武装解除や (兵器の) 拡散防止による「紛争予防」と「紛争解決」に重きを置いている。

国連安全保障理事会の非常任理事国として、特に、子供の保護、武装紛争、気候変動と安全保障、また、アフガニスタンに係るテーマを優先イシューとして、積極的に活動を行っている。国連分担金においては世界第3位の資金支援国である他、人権尊重を重視していることから、国連の人権理事会 (UN Human Rights Council in Geneva) の2013年-2015年間のメンバー国として選出された。

また、NATO や OSCE、軍縮・不拡散イニシアティブ (Non-Proliferation and Disarmament Initiative : NPDI) において積極的な活動を行っている他、小型武器管理および地雷廃絶に係るプロジェクトを推進している。

ドイツの人道支援に係る基本的な方針は、「人道支援政策に関する欧州コンセンサス (European Consensus on Humanitarian Aid)」および「グッド・ヒューマニタリアン・ドナーシップ・イニシアティブ (Good Humanitarian Donorship)」の原則に基づき、人間性、中立性、公平性、独立性の原則を遵守し取り組んでいる。

また、BMZは、平和と安定に向けた開発戦略「Development for Peace and Security -Development Policy in the Context of Conflict, Fragility and Violence- (2013)」において、平和構築分野での取り組みについて、「国際平和への貢献」、「紛争予防」、「長期的開発の推進」、

¹⁰⁵ BMZ ウェブサイト (<http://www.bmz.de/de/ministerium/dokumente/organisationsplan.pdf>) , (http://www.bmz.de/en/ministry/structure/orgplan_en.pdf)

¹⁰⁶ Engagement Global gGmbH,

「平和構築と国づくりの連携」を重点に掲げている¹⁰⁷。

(2) 組織体制、担当部署

ドイツ連邦政府による緊急人道援助分野のリード省庁としては、外務省（Federal Foreign Office）が主管となり、迅速性（swiftly）、柔軟性（flexibly）、不要な官僚主義の廃止（without unnecessary bureaucracy）をスローガンに掲げている。緊急的で移行期および実施中または中長期的な人道支援に係る支援をしており、特に、難民および国内避難民（IDP）への支援を対象にしている。また、自然災害等の影響を最小化するための災害低減（disaster reduction）や人道的地雷撤去活動等を推進している。

これらの活動については、外務省が直接的な人道支援を行うのではなく、国連の人道機関、ドイツ自国 NGO、ドイツ赤十字等を始めとする主要な実施機関を通じ実施している。

また、人道支援については外務省主管となるが、復旧・復興（Recovery and rehabilitation）については、より中長期的期間で人々および社会の弾力性（レジリエンス）の強化を図る上で、開発援助の機能に近い活動になるため、BMZが主管官庁となる。人道支援と復旧・復興に係るドイツ連邦政府の役割分担および組織体制としては、以下のとおりである¹⁰⁸。

人道支援に係るドイツ連邦政府の支援促進に向け、外務省および BMZ が連携して取り組むため、2011 年合意文書を締結、人道支援から復興再建に係る連携を強化している。

¹⁰⁷ 参考：第 2 次世界大戦以降、西ヨーロッパおよび中央ヨーロッパ諸国で軍事戦争が広がり、1990 年代前半の旧ユーゴでの紛争をはじめ、武力や政治をめぐる紛争にさらされた歴史的経緯を踏まえ、ドイツはこれらの問題解決に向け、平和、安全、武装解除に向けた取り組みを行っている。過去 20 年以上にわたり、アフガニスタン、コソボ、レバノン、スーダン、南スーダン等、国連の平和維持軍に部隊を派遣しており、特に警察組織のキャパビル支援においてドイツは重要な役割を果たしており、中でもアフガニスタンは最重点国としている。外務省は民主化構築に係るプロジェクトや、紛争予防およびポストコンフリクトの平和構築に係る NGO のプロジェクトを推進している。

¹⁰⁸ BMZ, *Guide for humanitarian assistance(FFO) and recovery and rehabilitation(BMZ)*, 2012 より作成

表 6.1 人道支援に係るドイツ連邦政府の実施体制

主管業務・概要		詳細
外務省 (Division VN05)	人道支援 (Humanitarian assistance) ※支援期間： 短期～中長期支援 ※対象： 1. 国民の福祉に深刻な影響を与える 自然災害や政変、紛争等への対応 2. 脆弱国 ※人道支援にかかる原則遵守を前提に、 非政府組織が独立的に実施	a) 緊急支援（自然災害や政治的紛争勃 発時への物資提供や人命救助） b) 中長期にわたる実施中の緊急支援 （開発援助的な要素でないもの） c) 人道的移行期支援（初期の復旧、復 興支援） d) 災害低減および災害リスクマネジ メントの強化 e) 地雷撤去および安全確保支援 f) その他（国際的な人道支援システム の強化に資するもの）
経済協力開発省 (Division200:Peace and Security)	復旧・復興 (Recovery and rehabilitation) ※支援期間：1～4年	a) 災害リスクマネジメント（災害予 防、災害に強いインフラ等の復興） b) 中長期的な食糧安全保障への支援 （食料へのアクセス改善、栄養不全 の削減、農業生産率の向上等につい て、WFP と協働） c) 難民および国内避難民の社会的統 合 d) 社会・経済インフラの再建

（出所）BMZ, Guide for humanitarian assistance(FFO) and recovery and rehabilitation(BMZ), 2012 を参照
 に作成

その他、内務省所管のドイツ連邦技術支援庁（THW）がドイツ国内の自然災害対応を本
 来任務としているが、海外における自然災害等へも協力チームを派遣しており、日本の国
 際緊急援助隊と同様の機能を果たしている¹⁰⁹。

6.3.2 予算

ドイツ外務省およびBMZが2010年度に拠出した緊急人道援助に係る金額は、総額25,900
 万ユーロとなっている。同年のODA拠出額（980,300万ユーロ）の約2%を占めている¹¹⁰。

¹⁰⁹ 外務省 2010年度版 政府開発援助（ODA）白書

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusho/10_hakusho_sh/pdfs/s3-2.pdf)

¹¹⁰ The German Government's 14th Development Policy Report p.33 より計算

6.3.3 緊急人道援助全体に占める NGO 支援額の割合

外務省が主管する緊急人道支援予算の大半がドイツのNGOを通じ実施されている¹¹¹が、その内訳は公開されていない。

6.3.4 自国 NGO 支援制度の概要

NGOのためのネットワーク組織で、開発問題に取り組むNGOのコンサルテーションや資金申請の取りまとめを行う「Engagement Global¹¹²（旧Bengo）」が開発援助だけでなく緊急人道援助分野を含め、自国NGO支援制度を有している。

6.3.5 緊急人道援助スキームの具体的内容

(1) ドイツ連邦技術支援庁(THW)

ドイツ連邦技術支援庁が海外における自然災害等へも協力チームを派遣しており、日本の国際緊急援助隊と同様の機能を果たしている¹¹³。被災地への迅速かつ必要な技術と物資支援を効率的に行うことを目的に、国連人道問題調整事務所（OCHA）の下、各国の支援組織が連携する国際人道パートナーシップ（International Humanitarian Partnership：IHP）が設立され、THWはドイツ代表としてメンバーとなっている。数時間以内に捜索救助チームを派遣する等、災害や危機に対する迅速な支援を掲げ、NGOをTHWの活動の「ヘルパー」と位置づけ支援している¹¹⁴。

(2) 資金プール

ドイツ政府は、迅速性確保のため、災害や危機への対応に備えるため毎年別予算を計上している¹¹⁵。主要な人道支援プロセスとしては、国連や赤十字等によるアピールプロセスに基づく無償資金供与（ドイツNGOおよび国際NGOを対象）と、ドイツNGOにより提案された人道緊急援助に係るプロポーザル事業を外務省が審査し（資金拠出可否の判断の上）実施する場合と二つある。なお、国際NGOは毎年の定期的計画会合において、事業費を受け取ることとなっている¹¹⁶。

¹¹¹ ドイツ外務省ウェブサイト

¹¹² 公益有限会社（gemeinnützige Gesellschaft mit beschränkter Haftung：gGmbH）とは、有限会社法（Gesetz betreffend die Gesellschaften mit beschränkter Haftung）に基づいて有限会社（Gesellschaft mit beschränkter Haftung：GmbH）の法人格を有する法人のうち、公的目的の下に活動するものであり、税制の優遇措置等を受けるものを指す（Gesetz betreffend die Gesellschaften mit beschränkter Haftung § 4）。

¹¹³ 外務省 2010年度版 政府開発援助（ODA）白書

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusho/10_hakusho_sh/pdfs/s3-2.pdf

¹¹⁴ Strategy of the Federal Foreign Office for Humanitarian Assistance Abroad, November 2012

¹¹⁵ 同上

¹¹⁶ 同上

6.3.6 ジャパン・プラットフォームに相当する組織の有無とその運営体制

緊急人道援助を主管する外務省は、人道支援に係る優先事項や戦略等について NGO と意見交換を行う場として、人道支援調整委員会 (Humanitarian Assistance Coordinating Committee) を設立し、VENRO との定期的な会合を設けている。同調整委員会を通じ、政府と NGO 間、また NGO 間での緊急人道援助に係る情報共有と調整を推進するとともに、NGO の体制強化および専門性の醸成を図っている。

その他、BMZは平和と開発に係るNGOと政府機関とのネットワーク組織として、2001年、「Working Group on Peace and Development (FriEnt)」を設立した。同ネットワークにはNGOや教会系等市民社会と開発援助実施機関等、平和構築や紛争後の開発に係る主要機関が参加しており、主要メンバーは以下のとおりである¹¹⁷。各機関の代表が参加する代表委員会 (steering committee) で、政策的なガイドラインや戦略の方向性等を議論される他、ワークショップや内部勉強会、国別のラウンドテーブルの場を設け、知見や教訓の共有および相互交流を推進している。委員会のメンバーは以下の機関、団体から構成されている。

- ・ BMZ
- ・ GIZ
- ・ Church development service
- ・ Civil Peace Service Group
- ・ German Platform for Peaceful Conflict Management
- ・ Institute for Development and Peace (INEF)
- ・ Center for International Peace Operations (ZIF)

6.3.7 安全確保のための措置

安全に関する合意事項はないが、関連規定は契約ベースで決定される。安全情報・措置は各在外公館からの勧告を受け、NGO が当該国の状況下で申請団体の活動が可能か否かを判断する¹¹⁸。

¹¹⁷ BMZ strategy paper, *Development for Peace and Security*, 2013

¹¹⁸ ドイツ外務省ウェブサイト

7 スウェーデン

7.1 NGO 支援の概要

7.1.1 NGO の定義

スウェーデン国際開発協力庁 (Swedish International Development Cooperation Agency : Sida) では、NGOに限らず、広く市民社会組織 (CSO) を協力として支援を実施している。Sida によるCSOの定義とは、「国家、市場、個人の世帯とは異なる場であり、その場において人々が自ら組織し、共通利益を促進するための活動を実施するもの」である。市民社会組織の中には、人民運動、社会的コミュニティ、女性運動、環境運動、宗教団体、共同組合、地域委員会、労働団体が含まれる¹¹⁹。従って、以下におけるスウェーデンのNGO支援は、狭義のNGOではなく、広義のCSOとして記す。

7.1.2 NGO との連携

Sidaは、貧困撲滅、民主化支援および人権の向上において、さらには平和と復興や人道支援においても重要な役割を果たしていると自らを位置付けている。SidaはCSOに対する支援の目的を、開発途上国における持続可能で多元的な市民社会が効果的に貧困撲滅に対する貢献を成し得ることとしており、CSOは貧しく周縁化された集団の代弁や、健康や教育などの分野におけるサービスの提供において重要な役割を担っていると捉えている¹²⁰。

Sida は開発途上国において CSO と連携して協力を実施しているが、とりわけ CSO の以下の能力に着目している。

- ・ 貧困のなかにある、差別されたあるいは周縁化された個人および集団を組織化し、対話のチャンネルを作る機会を作り出すことができる。こうした個人および集団の声を聴き、社会の発展に影響力を行使することができる。
- ・ 貧困のなかにある差別されたあるいは周縁化された個人および集団を代弁し、新たなアイデアや示唆を提供するとともに権力に対する監視機能を果たし得る。
- ・ 開発途上国において、民主的な力として権力に対する対抗勢力となり得る。これは、独裁政治体制下において特に効果を発揮する。
- ・ 教育を提供し、貧困や被差別に苦しむ人々に対して人生を変えるための能力向上に資することができる。
- ・ 公共サービスを計画および実施する。
- ・ 紛争時および紛争後において平和と復興に寄与する。

¹¹⁹ Sida ウェブサイト

(<http://www.sida.se/English/Partners/Civil-society-organisations/About-cooperation-with-civil-society/>)

¹²⁰ Sida ウェブサイト “About Cooperation with civil society”

(<http://www.sida.se/English/Partners/Civil-society-organisations/About-cooperation-with-civil-society/>)

スウェーデンの国民総所得に対する開発援助総額の割合は0.99%と世界第2位である¹²¹。スウェーデンによる開発援助は外務省（Ministry for Foreign Affairs）とその管轄下にあるSidaが所管しており、Sidaは二国間援助を中心にスウェーデンの開発援助予算の約半額を管理している¹²²。2012年の二国間援助の予算総額は、35,483百万スウェーデンクローナ（SEK¹²³）である¹²⁴。うち、スウェーデンのCSOを通じた支援は29億7,591万2,000SEKである¹²⁵。

Sidaは、CSOに対する資金供与方法として、以下3つの枠組みを有する。

- ① Sidaと枠組み合意（Framework Agreement）を交わしパートナー組織となったスウェーデンのCSOに対し拠出。2012年の予算総額は約15億SKE。
- ② プロポーザル要請への応募¹²⁶。民主主義と表現の自由のために活動を行う個人またはCSO（国籍は多岐に渡る）に対して直接供与される支援¹²⁷。2012年の総額予算は約2億1,500万SEK。
- ③ 災害・紛争時の人道支援において戦略的パートナーとしてSidaと契約を締結した内外のCSOまたはCSOの連合体に対して直接供与される支援。

上記のうち、①については以下7.2、③については7.3において詳述する。

なお、上記の枠組み以外に、Sida本部およびSida各国事務所がCSOに資金供与する場合もある¹²⁸。

7.2 開発援助分野における NGO に対する支援

7.2.1 NGO 支援担当部署

SidaにおけるCSO支援担当部署は、パートナーシップ・革新局（Department for Partnership

¹²¹ 2012年実績。Sida ウェブサイト “Sweden’s aid remains at the top”, April 23, 2013,

(<http://www.sida.se/English/current-topics-archive/2013/Swedens-aid-remains-at-the-top/>)

¹²² Sida, *Sida’s Development Cooperation in Figures*, 2013

¹²³ 各年の対米ドル平均為替レートは、2008年6.59、2009年7.65、2010年7.21、2011年6.49、2012年6.76である（出所は世界銀行 World Development Indicators）。

¹²⁴ 2011年は合計3,520億SEKの開発援助予算総額のうち、1,750億SEKがSidaに割り当てられた。Sida ウェブサイト “How we are governed” (<http://www.sida.se/English/About-us/How-we-are-governed/>)

¹²⁵ Sida, *Sida’s Development Cooperation in Figures*, 2013

¹²⁶ Sida ウェブサイト “Applying through calls for proposals”,

(<http://www.sida.se/English/Partners/Civil-society-organisations/How-to-cooperate/Applying-through-calls-for-proposals/>) 2012年まで「開発と民主主義のためのICT」および「女性および少女のエンパワーメントのためのICT」というプロジェクトについてもプロポーザル要請を行っていた。

¹²⁷ Sida ウェブサイト “Support to actors working for democracy and freedom of expression”,

(<http://www.sida.se/English/Partners/Civil-society-organisations/About-cooperation-with-civil-society/Support-to-actors-working-for-democracy-and-freedom-of-expression/>)

¹²⁸ 2007年1月から2012年6月までの実績では、①～③以外の「その他」の資金供与が57%であり、①～③の合計を上回っている。Sida, *Review of Civil Society Support Modalities at Sida HQ and Swedish Embassies*, 2013, p. 8

(http://www.sida.se/Publications/Import/pdf/sv/Review-of-Civil-Society-Support-Modalities-at-Sida-HQ-and-Swedish-Embassies---Final-report_3475.pdf)

and Innovations) の下にある市民社会ユニット (Unit for Civil Society) である¹²⁹。

また、上記市民社会ユニットとは別に、Sidaは 2003 年にシンクタンクとしてヘルネーサントに「Sida市民社会センター」(Sida Civil Society Center) を設立した。同センターは、スウェーデンの開発援助に関連を持つNGOなどの新たなグループ、すなわちCSOを一義的なターゲットとしており、知識や経験の交換を促し、理論と実務を融合させることを目的としている¹³⁰。

7.2.2 ドナーと連携関係にある NGO 連合体の概略

Sida は複数の CSO 連合体との間に連携関係を構築している。具体的には、Sida と枠組み合意を交わした CSO を通じた支援 (上記 7.1.2 に示した 3 つの枠組みのうち①) において 15 組織と締結をしているが、そのうち複数が傘下に CSO を抱える連合体となっている。

現在、Sidaと枠組み合意を締結している組織は以下の 15 組織¹³¹である。

- ・ Forum Syd
- ・ LO-TCO Secretariat of International Trade Union
- ・ Olof Palme International Center
- ・ PMU InterLife
- ・ MyRight (former SHIA- Swedish Organisations' of Persons with Disabilities International Development Cooperation Association)
- ・ Swedish Mission Council
- ・ AGS – Africa Groups of Sweden
- ・ Diakonia
- ・ Swedish Cooperative Centre
- ・ Nature Conservation
- ・ Save the Children
- ・ Swedish Church
- ・ Plan Sweden
- ・ RFSU
- ・ World Wildlife Fund

¹²⁹ Sida に対する E メールによる照会にて確認 (2014 年 3 月)。なお、同ユニットは 2012 年時点では Unit for Support to Civil Society という名称であり、グローバル協力局 (Department for Global Cooperation) に属していた。Sida, Review of Civil Society Support Modalities at Sida HQ and Swedish Embassies, 2013.

¹³⁰ Sida ウェブサイト “A think-tank for a better world (Sida Civil Society Center)”,
(<http://www.sida.se/Svenska/Om-oss/Publikationsdatabas/Publikationer/2003/april/A-think-tank-for-a-better-world-Sida-Civil-Society-Center/>)
(<http://www.sida.se/English/Partners/Civil-society-organisations/How-to-cooperate/Applying-for-funding-through-a-n-organisation-with-framework-agreement/>)

¹³¹ Sida ウェブサイト “Applying for funding through an organisation with framework agreement”,

(以上、Sida ウェブサイト掲載順)

上記のうち、Forum Sydは枠組み合意を締結している組織の中で最大の組織であり、開発問題に取り組む約 159 のスウェーデンのCSOを傘下に有するアンブレラ組織である。Forum Sydはスウェーデン本部の他、世界 6 カ国に事務所を有する¹³²。2013 年の実績で、全 15 組織を通じた供与金額が 13 億 2,000 万SEKであったが、そのうちForum Sydを通じた拠出金額は 1 億 7,700 万SEK（全体の約 13%）であり、15 組織の中で最大規模であった¹³³。

なお、Sidaは枠組み合意を交わしたCSOの活動実績に係るデータベース（CSO database）¹³⁴を有しており、組織、セクター、活動国、年次による検索が可能になっている。

7.2.3 資金申請から契約までのプロセスと申請団体の資格

Sidaは、NGO一般の資金申請に関し、資格、申請、契約および評価についての指針として「スウェーデンのNGOに対する資金供与に関する一般条件」（General Conditions, Sida's grants to Swedish non-governmental organisations¹³⁵、以下「一般条件」）を公表している。但し、一般条件には「Sidaの各部局は、スウェーデンのNGOを支援するために局毎のガイドラインや契約（divisional guidelines and agreements）を作成している。局毎の合意（agreements）は一般条件に優先し、一般条件は局毎のガイドライン（guidelines）に優先する」と明記している¹³⁶。従って、以下では先ず一般条件における規定を概観し、続いてCSOが関連する枠組み合意について触れる。なお、人道支援のプロセス等については 7.3 に記す。

一般条件は、スウェーデンのNGOを「利益を生み出さない任意団体、登録された宗教団体、協同組合または基金であり、管理機関または理事会、文書化され採択された規約を有するもの」と定義している。そのうえで、申請にあたっての資格要件ならびに申請方法については、各資金に関するガイドラインによって規定するとしている¹³⁷。

一般条件は、枠組み合意をSidaと締結しているアンブレラ組織のCSO（以下「アンブレラCSO」）に対する要求についても触れている。すなわち、アンブレラCSOは、「資金に申請する他の団体へのSida資金提供を仲介する場合、当該申請団体との間に合意を締結しなければならない¹³⁸」こととされている。

¹³² Forum Syd ウェブサイト “About Forum Syd” (<http://www.forum Syd.org/>)

¹³³ Sida ウェブサイト “Sida's CSO database” より検索。(<http://cso.sida.se/Report/AnnualReport>, 2014 年 3 月 17 日アクセス)

¹³⁴ Sida's CSO database (<http://cso.sida.se/>)

¹³⁵ Sida, *General Conditions, Sida's grants to Swedish non-governmental organizations*, April 2003, Division for Cooperation with NGO's, 2003, (<http://www.palmecenter.org/Documents/ENGLISH%20DOCUMENTS/Administration/General%20Guidelines/General%20Conditions.pdf>)

¹³⁶ 同上 p.2

¹³⁷ 同上

¹³⁸ 同上 p.4

枠組み合意では、Sida からの資金供与を受ける団体は次の要件を満たさなければならないとされ、アンブレラ CSO は、当該申請団体が資格を満たしていることを Sida に報告しなければならない。

申請団体の資格要件

- ・ スウェーデン国内に登録された住所を持つ
- ・ 民主的な構造を持ち、会員は開かれており、規約と役員選出委員会組織を有する
- ・ スウェーデン国内での活動が開発支援に関係を有する
- ・ 被支援国の団体との協力関係が少なくとも 1 年以上ある
- ・ かつての SIDA 資金プロジェクトにおいて報告義務を果たしている。

枠組み合意を締結する CSO が特に確認すべき申請団体の要件

- ・ 民主的な構造と非営利または協同組合としての成り立ち
- ・ 民主的な指針に則った社会開発分野での業務
- ・ 最低 1 年間の文書化された活動報告
- ・ 当該申請団体が提案しているプロジェクトの実施責任能力（人材・財政能力）

さらに、提案しているプロジェクトは費用効果があり、現地コミュニティの技能や知識の向上を促進し、現地のリソースを動員することができ、活動の対象となるグループが責任を負えるものでなければならない¹³⁹。

枠組み合意を締結するアンブレラCSOの中で最大のForum Sydは、同団体を通じてSida資金を申請する団体のための一般条件として、「Forum Syd一般条件」(Forum Syd General Conditions¹⁴⁰)を公表している。この一般条件では、プロジェクトの実施、申請方法、財務計画と管理、契約、監査、調達規制等を規定している。

7.2.4 経費規定

SidaからNGOに対する資金供与について、一般条件は、「Sida資金による活動に伴って生じる管理費用 (administrative cost) の一部に当てるために、Sidaは資金を提供する」と明記している。この、管理資金 (administration grants¹⁴¹) については、担当局による特定のガイ

¹³⁹ Sida ウェブサイトに枠組み合意の公表がなかったため、資格要件は二次資料に依拠した。Deutsche Stiftung Weltbevoelkerung: DSW, “Sida Framework Agreements”, (http://www.euroresources.org/fileadmin/user_upload/PDF_country_and_Programme_profiles/sweden_2.pdf)

¹⁴⁰ Forum Syd, *Forum Syd General Conditions - General Conditions for Sida funds to Swedish NGOs channelled via Forum Syd*, 2012 (<http://www.forumsyd.org/PageFiles/1463/Forum%20Syds%20Allm%C3%A4nna%20Villkor%20mars%202012%20engelsk%C3%B6vers%C3%A4ttning.%20Reviderad%20slutversion.pdf?epslanguage=sv>)

¹⁴¹ 管理資金 (administration grants) は、プロジェクトにおいて発生する管理費用 (administrative cost) をま

ドラインまたは合意に規定されている¹⁴²。一般条件もしくは一般的な調達ガイドライン¹⁴³において一律の管理費用の率が定められているわけではなく、プログラムまたは個別事案によって定められる¹⁴⁴。Sidaからの資金分配は、請求書の提出を受けて執行される。基本的には銀行振り込みとし、現金による支給はSidaの合意がなければ行われない。非営利団体はSidaからの資金を管理するための専用口座を設けなければならず、最低2名以上の署名がなければ引き出せない。Sidaから供与された資金は合意された目的以外に使用されてはならず、目的外に使われた金額が500SEKを上回った場合には、Sidaに返金されなければならない。また、Sidaの資金による銀行利息や、食料購入のために受け取った補助金と同額もSidaに返金されなければならない。但し、被援助国の最終的な受益者は銀行利息をSidaに支援された活動に使用してよい¹⁴⁵。

NGOがSida資金により物品や役務を調達する場合には、Sidaと同様の調達ルールに従う。具体的には、年次で設定される基準額以上の調達の場合には競争入札としなければならない、調達対象が環境や人権を侵害していないといった点にも配慮することが義務付けられている¹⁴⁶。

Sidaからの資金がアンブレラCSOを介して他のCSOに供与される場合、アンブレラCSOが規定を設けている。その一例である「Forum Syd 一般条件」において、Forum Sydは申請団体に対してプロジェクトの10%以上の自己資金の供出を求めている。また、管理資金（administration grants）に関しては、次のとおり、提供資金総額の一律8%（但し自己資金は総額に加算しない）を提供するとしている。

Forum Sydの管理資金に関する規定¹⁴⁷

Forum Syd 一般条件 第4項 管理資金

管理費用とは、Forum Sydを通じて提供された資金の管理に伴う費用である（たとえば、申請書や報告書の作成、提供された指揮の定期的調査や年次監査に係る費用）。こうした管理費について、Forum Sydは提供資金総額に対して一律8%を提供する。但し、自己資金は対象外とし、別途規定や合意を設けた場合はこれに従う。

かなうために Sida から NGO に支払われる資金を指す。

¹⁴² Sida, *General Conditions, Sida's grants to Swedish non-governmental organizations*, April 2003, p.3

¹⁴³ Sida, *Procurement Guidelines*, June 2004

(https://www.sida.se/Global/Partners/Procurements/SIDA2450en_SPG_2004_web.pdf)

¹⁴⁴ 人道支援分野以外のガイドラインにおける具体的な一般管理費率の情報は入手できず、さらなる調査が必要である。Forum Syd から CSO に支払われる資金においても同様である。

¹⁴⁵ 同上 p.4

¹⁴⁶ 同上 pp. 6-11

¹⁴⁷ Forum Syd, *Forum Syd General Conditions - General Conditions for Sida funds to Swedish NGOs channelled via Forum Syd*, 2012, p.4

7.2.5 実施案件のモニタリング・事業終了後のチェック体制

一般条件は NGO に対し、活動報告書と会計報告の Sida への提出を義務付けている。これらの報告は、Sida のガイドラインおよび合意文書に基づかなければならない。また、これらの報告は、Sida からの最終支払いの後 10 年間に渡って保管されなければならない。Sida は Sida 資金によるプロジェクトに対し、訪問、監査および評価を実施することができる。

Sida の資金提供は報告・監査を必須としている。いずれも監査の対象である。NGO についても、一般条件は、金額によって 20 万 SEK を上回る資金提供は「監査指示書 1」(audit instruction 1)、20 万 SEK 以下の場合は「監査指示書 2」に従って監査を行うことを義務付けている。監査指示書 1 は公認会計士による監査が必要であり、監査指示書 2 は NGO が指名する監査担当者による監査実施を認めている¹⁴⁸。

「Forum Syd 一般条件」において、Forum Syd は団体に対して外部の独立した監査人に年次監査を行わせる責任を有するとしている。

プロジェクトの 10% 以上の自己資金の供出を求めている。また、管理資金 (administration grants) に関しては、次のとおり、提供資金総額の一律 8% (但し自己資金は総額に加算しない) を提供するとしている。5 千万 SEK を超える資金に関しては、公的資格を有する監査人が実施しなければならず、当該監査は国際監査基準に則る必要がある¹⁴⁹。

7.2.6 安全確保のための措置

Sida は対象を CSO に特化した安全確保の措置に係る情報は公開していない。

7.3 緊急人道支援分野における NGO に対する支援と課題

7.3.1 緊急人道援助に対する取り組み

スウェーデン政府が 2004 年に発表した「人道支援政策¹⁵⁰」に基づき、2007 年に Sida の「人道支援戦略 2008-2010¹⁵¹」が策定された。スウェーデンの人道支援の目的は、「武力や自然災害その他の災害の影響を受け、ニーズを持つ人々またはリスクに晒されている人々の利益のための、人命救助、苦痛の緩和と人類の尊厳の維持¹⁵²」である。

また、スウェーデン政府は、2009 年に「多元的共存：スウェーデンの開発援助における開発途上国の市民社会への支援のための政策¹⁵³」を発表し、開発援助における CSO の重要

¹⁴⁸ 同上 p.5

¹⁴⁹ 同上 p.7

¹⁵⁰ Government Office of Sweden, *The Government's Humanitarian Aid Policy*, Skr. 2004/05:52, 2005. (<http://www.government.se/sb/d/574/a/93693>)

¹⁵¹ Government Office of Sweden, *Sida's Strategy for Humanitarian Assistance-2008-2010*, Appendix to Government Decision (UD2007/47656/SP), 2007

¹⁵² Sida, *Guidelines for Sida grants to non-governmental organizations for humanitarian projects*, 2007 February, p5. (http://www.sida.se/Publications/Import/pdf/sv/Guidelines_1686.pdf)

¹⁵³ Government Offices of Sweden, *Pluralism - Policy for Support to Civil Society in Developing Countries within Swedish Development Cooperation*, 2009 (<http://www.government.se/content/1/c6/13/13/60/8c589318.pdf>)

性を強調したが、その中で、紛争時および紛争後においてCSOはとりわけ重要な役割を果たすと位置付けている。

Sidaの人道支援の根底には、「不可欠な人道主義」、すなわち、ある国家が人道的環境を達成できない場合には、国際的な義務として人道主義が追求されるべきであるという考え方がある。また、ニーズへの特化、効率的な人道支援、といった指針¹⁵⁴のほか、「よき人道支援ドナー原則」(Good Humanitarian Donorship Principles)を掲げ、被援助側との対話を通じた課題の共有を重視している¹⁵⁵。

なお、人道支援に関するSida内の担当部署は、人道ユニット(Humanitarian Unit)である¹⁵⁶。同ユニットは、2007年1月から2012年6月までの同ユニットが管理する予算のうち約30%がCSOに提供されていると概算している。さらにそのうち23%が地域またはグローバルな活動に、34%が紛争時または紛争後の国に、43%が紛争以外の緊急事態(天災等)が発生した国に拠出されているとしている¹⁵⁷。

7.3.2 予算

スウェーデンは政府による公的人道支援の直接拠出額の2011年実績で世界第6位であった。支援金の約4分の1は赤十字国際委員会を通じた拠出およびスウェーデン赤十字を通じた国際赤十字・赤新月社連盟への拠出である¹⁵⁸。

Sidaは2014年予算の公表に当たり、8つの重点分野のうちのひとつを「ニーズがもっとも高い場所での人道支援」を掲げている¹⁵⁹。

7.3.3 緊急人道援助全体に占める NGO 支援額の割合

Sidaの2013年の報告によれば、Sidaの二国間支援のなかで2012年にSidaからの支援額上位20カ国に対して拠出した金額の合計は17億5,000万SEKであったが、そのうち15%の2億8,000万SEKが人道支援分野であった¹⁶⁰。また、二国間支援と多数国支援を併せた数値については、Sidaの2008年から2010年の人道支援の援助額は約75億SEK、2011年は22億7,000万SEKであった。Sidaの人道支援の50%以上は国連機関を通じて提供されている。

7.3.4 自国 NGO 支援制度の概要

Sidaは、スウェーデン国内および国際的なCSOと「戦略的パートナー合意」を締結してい

¹⁵⁴ Sida, *Guidelines for Sida grants to non-governmental organizations for humanitarian projects*, 2007 February, p.7 (http://www.sida.se/Publications/Import/pdf/sv/Guidelines_1686.pdf)

¹⁵⁵ Tasneem Mowjee and Judith Randel, *Evaluation of Sida's Humanitarian Assistance – Final Synthesis Report*, 2010, p.16 (<http://www.oecd.org/derec/sweden/48561363.pdf>)

¹⁵⁶ 2012年時点。

¹⁵⁷ Sida, *Review of Civil Society Support Modalities at Sida HQ and Swedish Embassies*, p.9

¹⁵⁸ Sida ウェブサイト “Humanitarian aid saves lives and alleviates suffering” (<http://www.sida.se/English/About-us/our-fields-of-work/Peace-and-security/Humanitarian-aid/>)

¹⁵⁹ Sida ウェブサイト “Sida administers half of Sweden's development aid budget” (<http://www.sida.se/English/About-us/Budget/>)

¹⁶⁰ Sida, *Sida's Development Cooperation in Figures 2013*, p.3

る（上記 7.1.2 に示した 3 つの枠組みのうち③）。これらのCSOは人道・紛争関連活動に際してSidaから資金を受け取り、CSO独自のイニシアティブと責任の下で活動を行う。Sidaは一定のアセスメントをCSOに対して行い、そのうえで4年間に渡り協力関係を維持することとなった¹⁶¹。この複数年度方式は2011年に開始された¹⁶²。

なお、2007年1月から2012年6月までの累計では、CSOを通じた人道支援プロジェクトの件数は736件に上り、その総額は47億SEKとなった。うち、紛争時または紛争後の国に対する支援は全体の34%の16億SEKであった¹⁶³。

7.3.5 緊急人道援助スキームの具体的内容

上述のとおり、Sidaは2011年よりCSOとの提携関係を4年間継続させるスキームを開始した。これは、持続性や迅速性の確保をも狙ったものと考えられる。

Sidaは、CSOの人道支援プロジェクト実施にあたって、「人道支援プロジェクトのためのNGOへの資金供与に関するガイドライン¹⁶⁴」を発表している。同ガイドラインは、冒頭でスウェーデンおよびSidaの人道支援の考え方を示し、そのうえで申請者の資格基準、Sidaの資金によって手当てされる対象範囲、Sidaによる審査方法等を規定している。また、申請書類も説明されている。

申請者の資格基準は、7.2.3において示した基準と近く、以下のとおりである¹⁶⁵。

スウェーデン申請団体の資格要件

1. 民主的な構造を持ち、会員は開かれており、規約と役員選出委員会組織を有する
2. スウェーデン国内に本部事務所と登録された住所を持つ
3. 民主的な構造と非営利または協同組合としての成り立ちを持ち、民主的な指針に則って社会開発分野での業務を実施している
4. スウェーデンにおいて最低2年間の活動実績があり、文書化された年次活動報告書と財務報告書を有する。
5. 被援助国において、直接、または現地団体との協力関係を通じて少なくとも1年以上の業務実績がある。
6. 過去の資金プロジェクトにおける報告義務を果たしている。

申請基金の資格要件

¹⁶¹ Sida ウェブサイト “Support to humanitarian aid through civil society”
(<http://www.sida.se/English/Partners/Civil-society-organisations/About-cooperation-with-civil-society/Support-to-humanitarian-aid-through-civil-society/>)

¹⁶² 2012年もアセスメントによる選別プロセスが継続

¹⁶³ Sida, Review of Civil Society Support Modalities at Sida HQ and Swedish Embassies, 2013, p.65

¹⁶⁴ Sida, Guidelines for Sida grants to non-governmental organizations for humanitarian projects, 2007 February
(http://www.sida.se/Publications/Import/pdf/sv/Guidelines_1686.pdf)

¹⁶⁵ 同上 p.11

上記 2～6 に加え、

7. 民主的な組織によって設立され、民主社会に活動基盤を有し、民主的な価値と利害関係者や公共に対して開かれている
8. 基金形式を選択した説得的な理由がある
9. 透明性を確保するための内規がある
10. 一定の期間にわたり活動する理事会組織がある、等

国際 NGO も上記に対応し、または、Sida が合理的に期待する基準を満たしていれば資金供与を受けることができる。

「人道支援プロジェクトのための NGO への資金供与に関するガイドライン」では、管理費（オーバーヘッド）に関しては、プロジェクト費用の 7% を上限に供与されるが、合理的に説明できない場合にはそれより低くなる場合もある。管理費には、財務管理、事務所借り上げ費、利子の支払い、マネジメント費等が含まれる。また、管理費は国際または現地提携団体における発生分も含まれる¹⁶⁶。

なお、上記ガイドラインとは別に、「小規模人道プロジェクトのための一般資金ガイドライン¹⁶⁷」がある。同ガイドラインでは、1 年以内の小規模プロジェクトを迅速に運営することを狙っている。ここでは、管理費の上限はプロジェクト費用の 5% とされている¹⁶⁸。

7.3.6 ジャパン・プラットフォームに相当する組織の有無とその運営体制

上述のとおり、ジャパン・プラットフォームのように別組織で活動している運営体制はとられておらず、人道支援を行う CSO が個々に Sida と「戦略的パートナー合意」を締結する形式がとられている。

7.3.7 安全確保のための措置

Sida はガイドラインにおいて、安全確保のための対応を申請団体に求めている。すなわち、リスクおよびリスク管理に関し、申請団体は応募書類において説明しなければならず、リスクを最小化する方策も提案することが求められる。災害地域の安全性については申請団体が評価のための仕組みを有していることが期待される。また、Sida の求めに応じ、安全計画を更新しなければならない¹⁶⁹。

¹⁶⁶ 同上 p.12

¹⁶⁷ Sida, *Guidelines for general grants for minor humanitarian projects*, 2006 October
(http://www.sida.se/Publications/Import/pdf/sv/Guidelines_1684.pdf)

¹⁶⁸ 同上 p.5

¹⁶⁹ Sida, *Guidelines for Sida grants to non-governmental organizations for humanitarian projects*, 2007 February, p.17

8 EU

8.1 NGO 支援の概要

8.1.1 NGO の定義

2000年に署名された欧州連合とアフリカ・カリブ海・太平洋諸国（African, Caribbean and Pacific Group of States）間のコトヌー協定¹⁷⁰、非政府主体（Non-State Actors）に対して、開発における役割があることが初めて明記され、非政府主体とは、「民間セクター、労働組合組織や市民社会組織を含めた経済・社会パートナー」と定義された。

2002年には、欧州委員会のディスカッションペーパー「欧州委員会とNGOs：パートナーシップの強化¹⁷¹」の中で、NGOの活動分野が多岐にわたるため、NGOについて一般的な定義を設けることは困難であると述べられ、NGOの特徴として個人的な利益を創出するための組織ではなく、自発的な参加による何らかの公的な枠組みを有し、政府や公的機関、政党や商業団体から独立している点が示された。さらに、2002年にはEUは「非政府主体のEC開発政策への参画¹⁷²」をまとめ、NGOやビジネス団体等を含む非政府主体との関係構築に関する考察を行っている。

2012年にEU閣僚理事会で採択された「民主主義と持続可能な開発のルーツ：対外関係における欧州の市民社会に対する取り組み¹⁷³」では、市民社会組織を「全ての非政府、非営利、無党派、非暴力の組織であり、人々が政治的、文化的、社会的、経済的であれ共有された目標や理想を追求するために組織しているもの」と定義している。そして、開発のために、EUとNGOを含む市民社会との関係を強化し、より戦略的なアプローチを採用することを提唱している。

8.1.2 NGO との連携・支援

欧州委員会のNGOによるプロジェクトへの直接の資金拠出は、2002年ではおよそ10億ユーロとされ、特に人道支援に約4億ユーロ、開発面では社会セクターに7,000万ユーロ、教育分野に5,000万ユーロであった¹⁷⁴。

EUにおける開発支援の担当部局は、欧州援助協力・開発総局（Directorate General for Development and Cooperation-Europe Aid）である。また、NGOに対しては、ヘルプデスクが

¹⁷⁰ コトヌー協定の発効は2003年。

¹⁷¹ EC Commission Discussion Paper, *The Commission and Non-governmental Organisations: Building a Stronger Partnership*

¹⁷² Commission of the European Communities, *Communication from the Commission to the Council, the European Parliament and the Economic and Social Committee, Participation of Non-State Actors in EC Development Policy*, COM (2002) 598 Final, 2002

¹⁷³ European Commission, *Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions, The roots of democracy and sustainable development: Europe's engagement with Civil Society in external relations*. Com (2012) 492 Final, 2012

¹⁷⁴ EC Commission Discussion Paper, *The Commission and Non-governmental Organisations: Building a Stronger Partnership*, p.2

設置され、NGOの資金申請などのサポート体制ができています。

EUにおいてNGOが利用可能なスキームとしては、主に3つ挙げられる(表8.1)。欧州近隣諸国およびパートナーシップ・インストルメント(European Neighbourhood and Partnership Instrument: ENPI)は、2007年から開始されたスキームで、東欧および地中海地域を対象としている。また、欧州開発基金(European Development Fund: EDF)は、アフリカ・カリブ海・太平洋(ACP)諸国およびEU加盟国の海外領土を対象としている。開発協力インストルメント(Co-operation Instrument: DCI)は、地理的プログラムとテーマ別プログラムが設けられている。

表 8.1 EUにおけるNGOが利用可能なスキーム

支援スキーム	地理的範囲	対象国数	平均供与額	2007-2013年の供与額
欧州近隣諸国およびパートナーシップ・インストルメント(ENPI)	アルジェリア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、エジプト、グルジア、イスラエル、ヨルダン、レバノン、リビア、モルドヴァ、モロッコ、パレスチナ自治区、ロシア、シリア、チュニジア、ウクライナ	17	16億ユーロ	112億ユーロ
欧州開発基金(EDF)	ACP諸国、EU加盟国の海外領土	79	37億ユーロ	227億ユーロ
開発協力インストルメント(DCI)	【地理的プログラム】 ラテンアメリカ、アジア、中央アジア、湾岸地域、南アフリカ	47	14億ユーロ	169億ユーロ
	【テーマ別プログラム】 全ての途上国	全ての途上国		
	ACP諸国の砂糖議定書国	18		

(出所) EUウェブサイト (http://ec.europa.eu/europeaid/how/finance/geographic_en.htm)
(http://ec.europa.eu/europeaid/how/finance/dci_en.htm)

8.2 開発援助分野におけるNGOに対する支援

8.2.1 NGO支援担当部署

EUの開発支援の担当部署は、欧州援助協力・開発総局(Directorate General for Development and Cooperation-Europe Aid)であり、EUの開発政策の策定やセクター別政策の設定を実施している。

8.2.2 ドナーと連携関係にある NGO 連合体の概略

欧州における NGO の連合体としては、開発および人道支援に係る NGO の連合体である CONCORD (European confederation of Relief and Development NGOs) がある。CONCORD は、27 の国レベルの NGO 団体、17 の国際的 NGO ネットワーク、2 つのアソシエート会員で構成され、全体で 1,800 以上の NGO を代表する組織であり、2003 年に EU 機関の開発政策における主要な対話機関となるべく設立された。事務局をベルギーに置く非営利機関である。

表 8.2 CONCORD 加盟の国際 NGO ネットワークおよびアソシエート会員

ネットワークメンバー	ActionAid, ADRA EU, APRODEV, Caritas Europa, CARE International, CBM International, CIDSE, EU-CORD, Handicap International, IPPF European Network, Islamic Relief Worldwide, Oxfam International, Plan International, Save The Children International, Terres des Hommes IF, Solidar, World Vision International
アソシエート会員	Alda, World Wide Fund for Nature

(出所) COCORD ウェブサイト (<http://www.concordeurope.org/members>)

欧州委員会では COCORD と対話の他、欧州委員会ではしばしばパブリック・コンサルテーションを実施し、市民社会からの意見を取り入れている。

8.2.3 資金申請から契約までのプロセスと申請団体の資格

EU の一般予算および第 10 次欧州開発基金 (European Development Fund : EDF) に関する規定¹⁷⁵は、EU の対外活動に関する契約手続きに定められている¹⁷⁶。申請可能者に関する国籍要件は、次表で挙げられた国の国民、またはこれらの国において設立された法人である。したがって、NGO についても、この条件に当てはまる場合は国籍要件を満たすことになる。

¹⁷⁵ 人道支援は含まない。

¹⁷⁶ *Practical Guide to contract procedures for European Union external actions*, Applicable from 14 March 2013

表 8.3 国籍要件

(a) EU 加盟国
(b) 欧州経済地域の加盟国
(c) 加盟前支援制度 (Instrument for Pre-Accession Assistance) を受けている EU 加盟候補国もしくは加盟可能性のある国
(d) EU の支援の直接の裨益国
(e) EU 予算による調達および無償資金の場合は、OECD DAC で特定された途上国。EDF の場合は、国連の定義による全ての低開発途上国。
(f) その他国籍要件の免除が認められた第三国
(g) 欧州委員会による対外支援における相互アクセスに関する決定で含まれる国。低開発途上国における相互アクセスは、DAC 加盟国には自動的に付与される。地域プログラムで低開発途上国が含まれる場合は、相互アクセスが当該地域プログラムに付与される。

(出所) Practical Guide to contract procedures for European Union external actions, Applicable from 14 March 2013, p.11

EUによる無償資金 (Grant) は、物品購入などの契約とは異なり、営利目的ではなく、政策目標を達成するためにプロジェクトまたは申請者の運営費用を通じた支援を、EUに対して申請するものとなる。また活動結果の成果は、無償資金受領者のものとなる。一般的に、無償資金では、EUは費用の全てを負担するわけではなく、一部を負担し、無償資金の受領団体や他のドナーがその他の部分を負担する必要がある。ただし、緊急人道支援や基本的人権の保護などの場合には、全ての費用をEUが負担する場合もある¹⁷⁷。

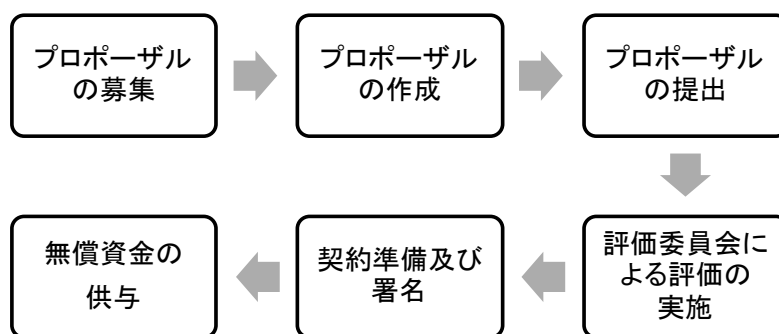


図 8.1 EU における無償資金申請プロセス

(出所) Practical Guide to contract procedures for European Union external actions, Applicable from 14 March 2013 を参照に作成

¹⁷⁷ Practical Guide to contract procedures for European Union external actions, Applicable from 14 March 2013, pp.109, p.115

8.2.4 経費規定

EU が支援する経費は、支援対象となる予算の一部となる。この割合は、プロポーザル募集時に設定されており、申請者はそうした規定に従って予算を作成することになる。

無償資金を供与する際には、実際に無償資金受領者が支出した費用から算出する方法と単純費用方法 (simplified cost options) が用いられる。

単純費用方法とは、ユニット費用方式 (unit costs)、一括払い方式 (lump sums)、定率方式 (flat-rate financing) の3つに分かれる。

表 8.4 単純費用方法

方式	内容	例
ユニット費用計上方式	事前に特定可能な費用で、ユニット当たりの費用により計上する	<ul style="list-style-type: none"> ・内部規則や平均費用に基づく1カ月あたりの人件費 ・小額の現地における交通費や地方において発生する多数の小額の費用で、証憑を提出することが困難な費用
一括払い方式	事前に特定可能な費用で、全体的に費用を網羅する	<ul style="list-style-type: none"> ・オープニングのためのイベント開催に関する全体費用 ・ビデオ作製にかかる全体費用
定率方式	事前に特定可能な費用で、割合を掛けることにより費用を算出する	<ul style="list-style-type: none"> ・現地事務所や関連費用 (維持、セキュリティ、共有の自動車)などを割合で算出する場合 ・間接費

(出所) Annex K, Guidelines and Checklist for Assessing Budget and Simplified Cost Options

一般的に、単純費用方法による費用が、各無償資金受領者¹⁷⁸で間接費を除いて6万ユーロを超える場合は、このような単純な費用計算は認められない。

EUの無償資金において計上できる費用として、まず事業に直接かかる費用である直接対象費用 (direct eligible cost) が挙げられる。さらに、緊急時にかかる留保 (Contingency reserve) も計上可能である。これは、直接対象費用の5%を超えない金額を計上することができる。当該費用を用いる際は、EU側の事前の承認が必要となる。

次に、間接費 (indirect cost) が挙げられる。間接費は、事業に直接結びついた特定の費用と明確に示すことができない費用であるが、活動の直接費用と関連して間接的に発生する経費とされ¹⁷⁹、直接対象費用には含まれない費用と定義されている。具体的な間接費用を計上することもできるが、無償資金の運営をより効率的にするという観点から、直接費用に対する7%までの定率を用いることが推奨されている。定率を用いる際には、間接費の支出を証明する文書を提出しなくともよいためである。

ただし、一般的に活動にかかる諸経費 (overhead cost) を全て、間接費 (indirect cost) の中で計上しなければならないわけではなく、適切な根拠を示すことによって直接費用に計上することが可能な場合もある。例えば、無償資金受益者の組織全体で間接経費の割合が

¹⁷⁸ 当該無償資金受益者の関係団体も含む。

¹⁷⁹ Annex II General Conditions applicable to European Union-financed grant contracts for external actions, p.14

7%を超えている場合には、一部の諸経費がプロジェクトで供与される間接費 7%ではまかなえない状態が生じる。しかし、団体の中では間接経費とみなされている経費の一部を、プロジェクトの直接経費として申請することも可能である。ただし、このような場合は直接費として計上できる根拠を説明した文書も合わせて提出しなければならない。

予算に計上できない費用としては、債務や利子を含む債務に関するサービス費用等が挙げられる。ガイドラインにおいて、計上可能な費用としては次のとおりである。

表 8.5 予算計上可能費用

1. 人件費 (Human Resources)
1.1 現地スタッフ給与 (社会保険やその他関連費用)
1.1.1 技術スタッフ
1.1.2 総務スタッフ、サポートスタッフ
1.2 外国人スタッフ給与 (社会保険やその他関連費用)
1.3 出張にかかる日当
1.3.1 外国
1.3.2 現地
1.3.3 セミナーや会議参加者
2. 旅費 (Travel)
2.1 外国旅費
2.2 内国旅費
3. 設備および供給品 (Equipment and Supplies)
3.1 自動車の購入またはレンタル代
3.2 家具、コンピューター機器
3.3 機械、道具類
3.4 部品、機械設備等
3.5 その他 (明示することが必要)
4. 現地事務所 (Local Office)
4.1 自動車にかかる費用
4.2 オフィス賃貸料
4.3 消耗品、事務用品
4.4 その他サービス (電話・FAX、光熱費、維持費)
5. その他費用、サービス (Other costs, services)
5.1 出版費用
5.2 研究調査費用
5.3 監査等にかかる費用
5.4 評価にかかる費用
5.5 翻訳・通訳費
5.6 金融サービス (銀行保証にかかる費用)
5.7 会議・セミナーに関する費用
5.8 ビジビリティ費用 (バウチャー、ステッカーなど)
6. その他費用 (Other)
7. 1-6 の合計
8. 緊急時における留保 (Provision for contingency reserve) : 7 の最大 5%
9. 直接費用合計 : 7+8
10. 間接費用 (indirect cost) : 9 の最大 7%
11. 対象費用 : 9+10
12. 税金 (Tax)
13. 合計供与額 (Total accepted costs)

(出所) Justification of the Budget for the Action, Annex e3c

8.2.5 実施案件のモニタリング・事業終了後のチェック体制

財務報告および進捗報告の義務があり、ガイドラインによると支払い請求時に合わせて最終の財務報告およびプロジェクトの報告書を提出することになっている。

なお、欧州委員会が中間評価もしくは事業評価を実施する場合には、無償資金受領者は、評価またはモニタリングを実施するために必要な文書や情報を提供することとなっている。さらに、評価が欧州委員会または無償資金受領者のどちらかが実施した場合には、報告書を他方に提供することとなっている (Article 8)。またガイドラインには、財務報告に関して、インテリム報告および最終報告のフォーマットが掲載されている。

8.2.6 安全確保のための措置

無償資金の契約においては、緊急事態が生じた場合には、合意に記載された活動ができない場合でも契約違反とはならないという記述が一般条項に記載されている。緊急事態としては、ストライキ、労働紛争、戦争、暴動、疫病、地滑り、地震、嵐、洪水など様々な例が挙げられている。こうした事態の際には、無償資金受領者のコーディネーターは活動を中止することができる¹⁸⁰。

8.3 緊急人道支援分野における NGO に対する支援

8.3.1 緊急人道援助に対する取り組み

EUにおける人道支援は、人間性、中立性、公平性、そして独立性という原則に基づいて実施されている。人道支援をとりまく環境が複雑化していることを背景に、2006年欧州委員会は、加盟国や人道支援機関と人道支援に関するコンサルテーションを実施した。この成果として、2007年にEUは人道支援に関する欧州コンセンサス (European Consensus on Humanitarian Aid) を採択した¹⁸¹。同コンセンサスでは、人道支援におけるEUの目的や原則を明示するとともに、EUにおける人道支援の枠組みを掲げ、以後のEUの人道支援の基本政策文書となっている。これによると、EUの人道支援は、人道危機もしくはその直後において、生命を保護するために、支援 (assistance)、緊急支援 (relief)、保護活動 (protection operations) を実施し、支援を必要とする人へのアクセスを助け、確保することとされる。

EUにおいて人道支援を担当するのは、欧州委員会人道援助局 (Humanitarian Aid Office) である。ECHOは1992年に設置され、2010年に人民保護 (Civil protection) 分野が管轄に追加された。

8.3.2 予算

ECHOの予算は年々増加しており、コミットメントベースで、2012年は約13億4,000万

¹⁸⁰ Annex II, General Conditions applicable to European Union-financed grant contracts for external actions

¹⁸¹ The European Parliament and the European Commission, *Joint Statement by the Council and the Representatives of the Governments of the Member States meeting within the Council*, 2008/C/25/01

ユーロに達成した（図 8.2）。2012 年は予算の約半分がアフリカへの支援に割り当てられている。地中海地域、中東への支援およびアジア・ラテンアメリカ、カリブ海・太平洋地域に対してそれぞれ 20%となっている（図 8.3）。

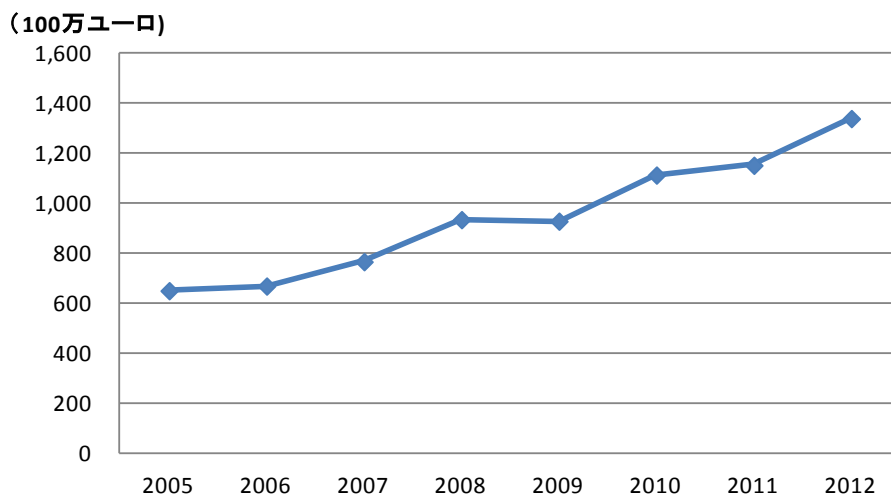


図 8.2 ECHO の予算推移

(注) コミットメントベース

(出所) DG ECHO, Geographical Breakdown of Commitments 2005-2012, Global Overview より作成 (http://ec.europa.eu/echo/files/funding/figures/budget_implementation/AnnexII.pdf)

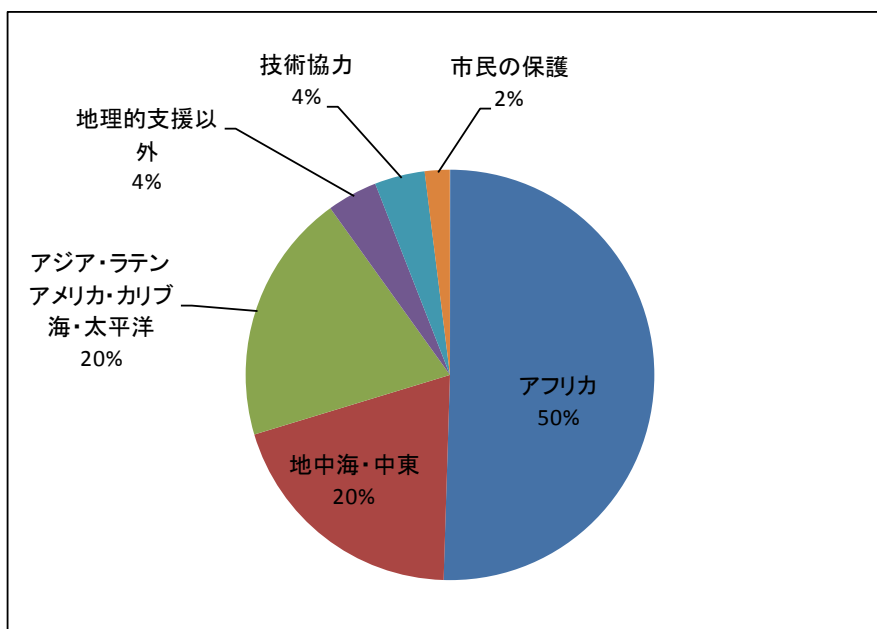


図 8.3 ECHO の予算配分 (2012 年)

(注) コミットメントベース

(出所) DG ECHO, Geographical Breakdown of Commitments 2005-2012, Global Overview より作成 (http://ec.europa.eu/echo/files/funding/figures/budget_implementation/AnnexII.pdf)

8.3.3 緊急人道援助全体に占める NGO 支援額の割合

ECHO の資金供与においては、NGO が大きな割合を占め、2012 年では全体の約 44%が NGO に供与され、国連機関への拠出額（約 42%）を若干上回っている。

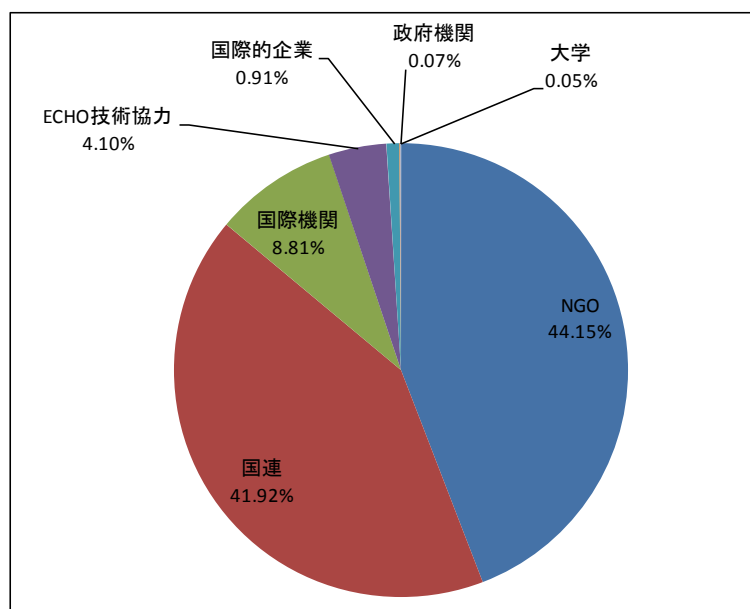


図 8.4 パートナー別資金供与割合（2012 年）

（出所）ECHO ウェブサイトより作成

http://ec.europa.eu/echo/files/funding/figures/budget_implementation/AnnexVI%20.pdf

8.3.4 NGO 支援制度の概要

ECHOが直接に現場に支援を実施することではなく、200 余りのNGO、国連組織、国際機関¹⁸²といったパートナーを通じて支援を行っている。ECHOのパートナーとなるためには、パートナーシップ枠組み合意（Framework Partnership Agreement：FPA）を締結する必要がある。FPAを締結するためには、人道支援に関する欧州理事会規則¹⁸³に基づく基準、財政規則、FPA申請規則で定める基準を満たしていなければならない。

（1） NGO の国籍

2012年にECHOから供与を受けたNGOの国籍をみると、イギリスが約32%と最も多く、次いで、フランス（18%）、スペイン（8%）と続いている。

¹⁸² 赤十字国際委員会や国際赤十字・赤新月社連盟

¹⁸³ Council Regulation (EC) No 1257/96 of 20 June 1996 concerning humanitarian aid

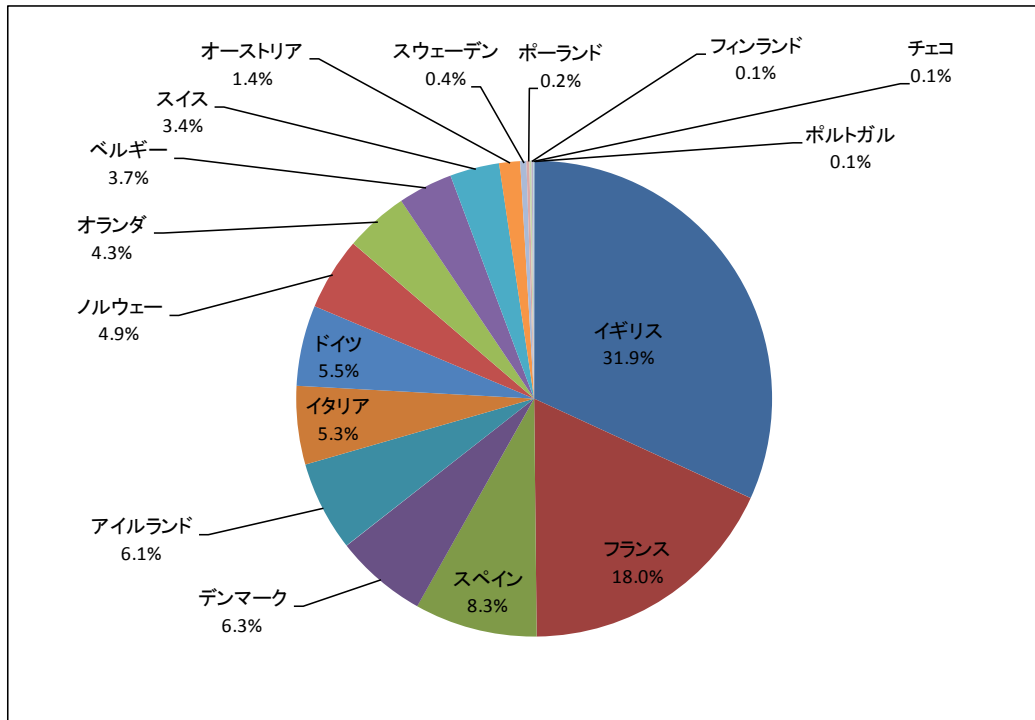


図 8.5 ECHO から供与を受けた NGO 国籍別 (2012 年)

(出所) ECHO ウェブサイトより作成

(http://ec.europa.eu/echo/files/funding/figures/budget_implementation/AnnexVI%20.pdf)

(2) 経費規定

ECHOとのパートナーシップに当たる一般規定¹⁸⁴によると、直接費 (Direct Cost) は活動の実施に直接結びついた特定の費用とされ、もし当該活動が実施されなかった場合には費用が発生しなかった費用である。直接費には、人件費、旅費、設備のレンタル・購入費用、活動に関する物品の購入、活動実施により直接発生する費用、活動実施パートナーにかかる費用、裨益者への金融サポート等の費用、現場におけるインフラ費用、物品受領・配布の場合にかかる費用が挙げられている。

¹⁸⁴ European Union, *General Conditions Applicable to Humanitarian Aid Actions Financed by the European Union*, Annex II General Conditions

表 8.6 供与の対象となる直接費用

項目	内容
人件費	活動実施に係る人員の人件費。給与のほか、社会保険、保険費用等も含むが、これらの費用が当該組織の通常の給与方針と適合している必要がある。
旅費	活動実施に際する旅費や日当。本部職員の現地視察費についても、活動に直接的に関連した、当該組織の通常の慣行に沿っている場合は計上可能。複数のプロジェクトの視察ミッションの場合は、当該活動にかかる経費分のみ対象となる。
設備のレンタル・購入費用	活動に直接に関係する設備の減価償却費、レンタル、リース、購入費。設備が新品または中古品であるかに関わらない。
活動に関する物品にかかる費用	活動に関連した物品に関する、運搬、保管、配布費用
活動実施により直接発生する費用	例えば、活動実施国への送金にかかる銀行手数料、情報宣伝費、活動の評価・モニタリング費、品質保持のための措置、人員やボランティア以外にかかる保険費用、翻訳費、資料作成費等
活動実施パートナーにかかる費用	活動実施を他のパートナーと実施する場合
裨益者への金融サポート	現金支給、現金支給で発生する費用
現場におけるインフラ費用	活動に直接関連した費用。例えば現地事務所費など。ただし、複数の目的がある場合には、当該活動に関する割合のみが対象となる。
物品受領・配布の場合にかかる費用	現物支給の物品の受領や配布に係る費用など

(出所) General Conditions Applicable to Humanitarian Aid Actions Financed by the European Union, Annex II General Conditions

間接費は、活動の実施と直接結び付けることができない費用とされる。特別の合意がない限り、間接費は供与の対象となる直接費用7%の定率で請求することになっている。ただし、人道支援組織が7%より低い間接費を請求する方針を取っている場合は、その限りではない。

(3) 報告・監査

活動終了後、活動の実施に関する報告書と財務報告書の双方を提出し、最終請求を行う。

8.3.5 緊急人道援助スキームの具体的内容

緊急事態が発生した場合に、迅速、かつ効率的に対応するために、ECHO 内に緊急対応調整センター (Emergency Response Coordination Centre : ERCC) が設置されている。ERCC では24時間体制の対応を実施している。

8.3.6 ジャパン・プラットフォームに相当する組織の有無とその運営体制

ECHOはパートナーとの会議を開催している。また、ECHOのパートナー組織に向けたウェブサイト¹⁸⁵が開設され、情報提供を行っている。さらに、ECHOでは資金の申請の方法、

¹⁸⁵ DG ECHO Partners ウェブサイト (<http://dgecho-partners-helpdesk.eu/>)

プロジェクトの実施方法など様々な事項に関する研修をNGOに対して実施し、NGOの能力強化にも努めている。

8.3.7 安全確保のための措置

ガイドラインでは、緊急事態が発生し、人道支援従事者や裨益者の安全に対して重大な脅威が発生し、活動を実施することが不可能もしくは極めて困難な場合には、無償資金受領者側から、契約を終了させることが可能という条項が入っている。ただし契約書の終了に関しては、欧州委員会に対して、理由を付した通知が必要となっている。

9 UNICEF

9.1 NGO 支援の概要

国際連合児童基金（United Nations Children's Fund : UNICEF）は、子供の権利保護を促進し、子供の基本的ニーズの充足を支援し、子供たちの潜在能力を十分に引き出すための機会を拡大することを使命としている¹⁸⁶。UNICEFの活動は、相手国政府との合意を通じて、相手国政府と協働で実施している。事業を実施するに当たり、市民社会組織や民間セクターをパートナーとして実施している。

2009年、UNICEFは「パートナーシップと協力的関係のための戦略枠組み」をまとめた¹⁸⁷。さらに、2012年に当該枠組みのレビューが実施され¹⁸⁸、パートナーシップにおけるUNICEFの成果を拡大するため、3つのアプローチが提唱された。まず、子供のための活動成果を重視するため、パートナーシップにおける成果枠組みが掲げられた。続いて、パートナーシップが複雑化する状況を背景に、重要なマルチのパートナーシップへの投資が挙げられている。第三に、より効果的なパートナーシップのためUNICEFを強化することが掲げられた。このように、UNICEFでは、NGOに対して支援を与えるという考え方ではなく、NGOを含む市民社会組織との戦略的パートナーシップを通して、より効果的に子供のための活動を実施していく方針となっている。

UNICEFは、2009年の戦略枠組みにおいて、市民社会を公的セクターや営利セクターから独立した自立した団体の場で、集团的利益や考えを進めていくものと定義している。市民社会組織として国際NGO、国内NGO、コミュニティ組織、市民運動、アドボカシー団体、労働組織、宗教組織、専門のボランティア団体、女性団体、財団、民族団体、独立のメディア、ソーシャル・ネットワーク、シンクタンクおよび研究機関が挙げられている¹⁸⁹。

パートナーシップの形態としては3つあり、UNICEFからの資金供与を伴わない枠組み合意（Memorandum of understanding : MoU）、UNICEFからの資金の供与を伴うプログラム協力合意（Programme Cooperation Agreement : PCA）および小規模資金供与合意（Small-scale funding agreement : SSFA）がある¹⁹⁰。

¹⁸⁶ ユニセフ ウェブサイト (http://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_mis.html)

¹⁸⁷ UNICEF, *UNICEF strategic framework for partnerships and collaborative relationships*, 2009

¹⁸⁸ UNICEF, *Report on the implementation of the strategic framework for partnerships and collaborative relationships*, 13 September 2012

¹⁸⁹ UNICEF, *Civil Society Guide to Working with UNICEF*, 2012, p.7

¹⁹⁰ また、その他にコントラクター契約となる特別サービ合意（Special service agreement: SSA）がある。SSAは一般競争入札による選定プロセスが実施される。SSAで実施される事業内容としては、給水設備や小学校校舎の改修等、インフラ面での支援が多い。

表 9.1 パートナーシップの形態

MoU	UNICEF と一つまたは複数の CSO パートナーとの間に結ばれるグローバル、地域、又は国レベルの合意。各主体はそれぞれの資金・資源を用いて、共同目標達成を目的に活動する。主に、UNICEF や CSO、市民社会ネットワークとの戦略アライアンス締結の際等に用いられる。
PCA	法的に拘束力のある合意。協働プログラムの実施や人道介入の際に用いられる。合意は、UNICEF および CSO が協働で策定する。10 万米ドルを基準として、二種類の PCA がある。UNICEF と CSO の双方がプロジェクトの実施に対して貢献を行う必要がある。カントリープログラムのサイクルや緊急支援時のサイクル内であれば、どのような期間合意でも可能。
SSFA	法的に拘束力のある合意。SSFA は 2 万米ドル未満の場合に用いられる（2010 年 1 月現在）。

（出所）UNICEF, Guidelines UNICEF Programme Cooperation Agreements and Small Scale Funding Agreements with Civil Society Organisations, December 2009 および UNICEF ウェブサイト
http://www.unicef.org/about/partnerships/index_60043.html
http://www.unicef.org/policyanalysis/index_52259.html

UNICEF の 2012 年の支出は 38 億 6,600 万米ドルであった¹⁹¹。また、UNICEF では、緊急人道支援は、国連統一人道アピールプロセスに従って実施されることが多い。また、国連人道問題調整事務所内に設置されている国連中央緊急対応基金（Central Emergency Revolving Fund : CERF）からも UNICEF に資金が割り当てられている。

UNICEF は、開発および人道支援分野の双方において NGO への拠出の全体額は公表していない。

9.2 開発援助分野における NGO に対する支援

9.2.1 NGO 支援担当部署

UNICEF は現場主導型の組織であるため、NGO とのパートナーシップも各カントリー・オフィスに任されている。各カントリー・オフィスの代表に権限が与えられている。

他方で、UNICEF 本部の民間ファンドレイジング・パートナーシップ部 (Private Fundraising and Partnerships Division) が、民間セクターや市民社会との連携を管轄している。しかし、これは主にアドボカシー活動であり、CSO に対する支援の供与は行ってはいない。

9.2.2 資金申請から契約までのプロセスと申請団体の資格

UNICEF の PCA においてパートナーとなる CSO は、UNICEF の活動の実施や貢献の面でパートナーと位置づけられる。CSO の選出基準は、技術的な専門性、活動内容、スタッフの技術、活動の地理的範囲、国内で疎外されている集団へのアクセスや動員する能力といった観点から選ばれる。

PCA の締結には、プログラムの内容、共同の作業計画、および予算が記述されたプログラ

¹⁹¹ UNICEF, Annual Report 2012, p.5

ム文書が必要である。2009年のガイドラインによると¹⁹²、PCAにおいては、パートナーが、UNICEFに対してプロポーザルを提出して、資金を申請するというプロセスではなく、UNICEFとパートナーの共同作業を通して、プログラムドキュメントを作成することになっている点が特徴である。また、プロポーザルは各カントリー・オフィスに設置されたPCA検討委員会（PCA Review Committee）によって検討されており、プログラムに対する支出の権限は各カントリー・オフィスに任されている。

9.2.3 経費規定

PCAでは、3種類の費用の予算計上が認められている。まず、第一の費用はプログラム費用である。これはCSOとのパートナーシップの目標達成やPCAによって期待される結果に貢献すると判断されるインプットにかかる費用である。例えば、ワークショップや研修などの活動に関する費用、裨益者や裨益機関を直接に支援するために供給される物品などが挙げられる。

第二の費用は、直接プログラム・サポート費用（Direct Programme Support Costs : DSPC）である。これは、プロジェクト実施によって直接的に生じる運営や総務にかかる費用であり、全体のプロジェクト費用の25%まで計上することが認められている¹⁹³。通常、UNICEFの各カントリー・オフィスはパートナー組織とともに、現地で業務を実施する上に適切な経費が何であるか検討する。通常は、DSPCの割合は25%を下回っている。ただし、人道危機などの緊急支援の現場において、セキュリティ費用が増加する場合などは、カントリー・オフィス代表の権限で、例外的に25%以上の直接プログラム・サポート費用を割り当てることができる。このようにUNICEFでは、現場の判断が重視され、状況に応じた柔軟な対応を行うことが可能になっている。

第三番目の費用は、間接費に当たる間接プログラム費用である。これは、UNICEFのパートナーの一般的な費用を支援するための項目であり、プログラムにおいて特定することができないサポート費用とされる。これは、プログラム費用とDSPCにおける資金供与額の合計に対する7%の定率が与えられる。

なお、SSFAでは間接プログラム費用の予算計上は認められていない。

¹⁹² Guidelines, *UNICEF Programme Cooperation Agreements and Small Scale Funding Agreements with Civil Society Organisations*, December 2009, pp.11-12

¹⁹³ UNICEFからCSOに拠出される供給品の価値は全体のプロジェクト費用に含まれるが、間接プログラム・サポート費用はプロジェクト費用に含まれない。

表 9.2 PCA の予算の構成

予算項目	規定	例
(A) プログラム費用	プログラムの実施に直接関わる費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップや研修などの活動に関する費用（会場代、宿泊代、ロジ費用） ・裨益者や裨益機関を直接支援するための供給品 ・資料の作成・配布費用 ・調査・検討・協議や評価にかかる費用 ・裨益者・裨益機関のための技術協力 ・プログラム目標を直接的に支える通信費用
(B) 直接プログラム・サポート費用	プログラム費用の最大 25% が原則	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラムのモニタリング・評価にかかる出張費用 ・プログラムの実施人員や技術協力の給料やサポート費用（日割計算を行うことが可能） ・CSO が所有する自動車および維持費用（ただし活動に直接的に用いられる場合） ・プログラムの直接サポートのために使われるオフィス設備 ・計画・運営に関する費用（代表、計画、運営、調整などに係る給与（日割り）や関連費用 ・プログラムに直接関係する運営サポート費用（日割） ・プログラムに関する総務サポート関連費用（財務および情報関係なども含む） ・モニタリング・評価費用（注） ・監査に関する費用 ・プログラムのサポートから直接発生するその他の費用（オフィス賃貸料、オフィス維持費、水道・電気代、通信台、事務要員など）
(C) 間接プログラム・サポート費用	(A) および (B) の UNICEF からの資金供与分に対する 7% を定率供与	-

（注）モニタリング・評価に関しては、裨益者のモニタリングにかかる費用であったり、評価が活動の目的であったりする場合は、直接プログラム費用に計上し得る。

（出所）Guidelines, UNICEF Programme Cooperation Agreements and Small Scale Funding Agreements with Civil Society Organisations, December 2009, pp.16-17.

9.2.4 実施案件のモニタリング・事業終了後のチェック体制

モニタリング・評価はプログラムの重要な要素と位置付けられており、プログラム文書に盛り込まれている。このようにモニタリング・評価のデザインおよび実施をパートナーである CSO と実施することは、活動を実施するにあたっての重要な能力強化の一つとみなされている。

プログラムの進捗や財務状況の報告の頻度については、締結された各 PCA の実施期間や規模により異なる。一般的には、四半期ごとの財務報告と 6 ヶ月毎に分析を含んだ進捗報告の提出が求められる。SSFA は規模も小さいことから、報告の義務は PCA と比較すると、より簡易になる。

プログラムの評価に関する計画は、プログラム文書内に記述されるとともに、評価にかかる費用も予算に含めることができる。

9.2.5 安全確保のための措置

開発援助および人道支援の双方において、UNICEF はパートナーの安全確保についての責任を負わない。しかし、UNICEF とパートナー間では、セキュリティ情報に関する交換などは適宜実施している。

9.3 緊急人道支援分野における NGO に対する支援

9.3.1 緊急人道援助に対する取り組み

UNICEFの緊急人道支援実施、政策、国連システム内外の人道支援におけるパートナーとの調整は、緊急プログラム室 (Office of Emergency Programmes: EMOPS) が担当している¹⁹⁴。また、緊急人道支援への現場における対応は、各カントリー・オフィスが実施する。

人道支援におけるUNICEFの活動枠組みは人道支援時の子供のための中核コミットメント (Core Commitments for Children : CCCs)¹⁹⁵である。これは、相手国政府、市民社会組織、国連機関、ドナーといったパートナーとの密接な協力によって実現されるものと位置付けられている。CCCsによると、人道的状況 (Humanitarian Situation) とは、「人道的な必要性が大きく、かつ複雑であり、幅広い国際的な人道支援機関の大規模な支援や資源を必要とし、マルチ・セクターによる対応が必要な状況」とされる。また、緊急事態は、「多くの人数の人々の命や生活を脅かし、人々の生存や介護、保護を確保するために、特別の活動が必要とされる状況」と定義される¹⁹⁶。

人道支援におけるUNICEFの原則は、全ての人々がいかなる状況においても人間らしく扱われるとともに、差別なく全ての人に支援が行われ、紛争の中でどちらの対立側に対してもくみしないという人間性、公平性、中立性の3つが掲げられている¹⁹⁷。

9.3.2 予算

人道支援については、国連のデータベースであるファイナンシャル・トラッキング・サービスの統計によると¹⁹⁸、2012年に人道分野では約6億4,700万米ドルの資金が各国ドナーからUNICEFに供与されている。2013年は大きく増額し、約12億1,000万米ドルがUNICEFに供与されている。その内、CERFからのUNICEFの拠出は、2012年は1億2,800万米ドル (全体の約26%)、2013年は1億1,600万米ドル (約24%) であり、WFPに次いで2番目に大きな供与をCERFから受けている¹⁹⁹。

前述のように、UNICEF から NGO へ供与される資金に関する統計は公表されていない。資金供与ではないが、UNICEF の緊急支援プログラム等では、NGO の人材を現地に2、3カ

¹⁹⁴ UNICEF ウェブサイト (http://www.unicef.org/emergencies/index_68714.html)

¹⁹⁵ UNICEF, *Core Commitments for Children in Humanitarian Action*, May 2010

¹⁹⁶ UNICEF, *Core Commitments for Children in Humanitarian Action*, May 2010, pp. 4-5

¹⁹⁷ UNICEF, *Core Commitments for Children in Humanitarian Action*, May 2010, p.6

¹⁹⁸ Financial Tracking Service, 2014年3月13日ダウンロード

¹⁹⁹ CERF ウェブサイト (<http://www.unocha.org/cerf/cerf-allocations/agency/2014-agency>)

月派遣するというシステムがある。人件費は NGO 側の負担となり、UNICEF にとっては緊急援助で不足しがちな専門性を持った人材を補強することもできるとともに、NGO の能力強化にも寄与する制度である。

9.3.3 緊急人道援助スキームの具体的内容

CCCsによると、緊急事態における迅速性を確保するために時間枠を設定している。これによると、発生より 72 時間はマネジメントおよび活動のために必要な活動とされ、発生より 8 週間は、緊急事態に対する対応および早期復旧に必要な活動の期間とされる²⁰⁰。

9.3.4 安全確保のための措置

前述のように、CSO に関して UNICEF が安全上の責任を負うということはない。しかし、UNICEF は人道支援を実施するにあたって、UNICEF は安全リスクアセスメントを行い、安全計画を策定している。最低安全基準（Minimum Operational Security Standards : MOSS）が定められており、この水準に必要な措置を取ることになっている。

²⁰⁰ UNICEF, *Core Commitments for Children in Humanitarian Action*, May 2010, p.5

10 UNDP

10.1 NGO 支援の概要

UNDPによるNGOの定義は、「人道支援あるいは開発援助を目的とし、政府から独立して設立された自発的で非営利のグループもしくは組織」とされている²⁰¹が、UNDPの各資料やガイドラインにおいては、一般的に「Civil Society (市民社会)」と称している。なお、Civil Society (市民社会)については、「非営利の活動に従事する非政府の組織あるいはアクター」とし、狭義のNGOだけでなく、政治アドボカシー活動や宗教団体、女性団体、ボランティア教会やメディア、地域コミュニティ等も包含する用語として認識されている。

2012年、UNDPは市民社会のエンパワーメントおよび市民社会との協働を促進するため、「市民社会および市民参画に係る戦略 (UNDP Strategy on Civil Society and Civic Engagement)」を策定した。UNDP本部でNGOを含む市民社会組織を担当する渉外・広報局 (Bureau of External Relations and Advocacy) の市民社会課 (Civil Society Division) が2009年に策定した戦略ペーパー「A UNDP Global Strategy to Strengthen Civil Society」を踏まえ、多様な市民社会アクターとのより革新的な連携強化 (Innovative relationship) のため、UNDP内の様々な関係部²⁰²との協調・インプットを踏まえ策定された。

新たな戦略が策定された背景としては、援助の効率性や成果の明確化、民間資金フローの増加等、開発援助を巡る潮流の変化と、アラブの春をはじめとする市民主導の民主化 (Civic-driven change) の動向等、市民社会の役割の高まりが挙げられる。これら昨今の状況を踏まえ、UNDPは、市民社会を単なる事業実施者ではなく「重要な開発アクター」とし、市民社会によって提供されるサービスと政策的インパクトのリンケージ強化の必要性を提唱している²⁰³。また、UNDPと市民社会が有する能力、付加価値、競争優位等を比較分析し、市民社会組織の能力強化に向けた実用的で有効なアプローチの開発を重視している。

同戦略ペーパーで提唱された UNDP による市民社会との連携の新たなビジョンおよび優先事項は以下のとおりである。

²⁰¹ UNDP ウェブサイト

(<https://info.undp.org/global/popp/frn/Pages/non-governmental-organizations-ngo-implementation-execution.aspx>)

²⁰² Bureau for Crisis Prevention and Recovery, Bureau for Development Policy/ Democratic Governance Group, Capacity Development Group, HIV/AIDS Group, Gender Team, Bureau of Management / Procurement Support Office, Regional Bureau.

²⁰³ UNDP Strategy on Civil Society and Civic Engagement, 2012

市民社会との連携・参加促進に向けたUNDPの戦略²⁰⁴

(新しいビジョン：上位目標)	
現場での開発成果のダウンストリーム化および政策的インパクトのアップストリーム化 (to achieve both ‘downstream’ local development results and ‘upstream’ policy impact)	
(優先重点分野)	
1)	市民社会活動のための環境整備 (UNDP 含む国連の能力強化 (規則枠組みや NGO プラットフォーム等含む))
2)	途上国の民主化や人間開発における市民活動の推進
3)	UNDP と市民社会のパートナーシップ強化 (国や地域レベルでの対話メカニズム ²⁰⁵ の促進)

これらの上位目標および重点課題の実現に向けた具体的な主要行動計画として、以下が挙げられている。

- A) 重点分野や活動の見直しに向けた UNDP の市民社会との協働事業に係る包括的な外部評価の実施
- B) Programme and Operations Policy and Procedure (POPP) のモダリティーの最大化
- C) 成果志重視型年次報告書 (Result-Oriented Annual Reports (ROAR))²⁰⁶における成果指標の報告強化
- D) UNDP 本部の国事務所 (Country Office) に対する支援能力の強化
- E) 市民社会との協働成果の発信強化
- F) 開発課題に関わる多様なステークホルダーのコンソーシアムへの参加
- G) UNDP 実務主任クラスによる定期的な市民社会の活動への参加・貢献
- H) 市民社会による現場オペレーションの制度的改善や活動に係るアドボカシーを行う定期的な枠組み等、国連と市民社会の対話の促進

また、市民社会との連携推進に係る具体的な重点分野は、以下のとおりとされている²⁰⁷。

- ・ 貧困削減 (Fighting Poverty)
- ・ 民主社会構築 (Building Democratic Societies)
- ・ 紛争予防／復興支援 (Preventing Crisis, Enabling Recovery)
- ・ 環境保護 (Protecting the Environment)
- ・ エイズ撲滅 (Halting and Reserving HIV/AIDS)
- ・ 女性のエンパワーメント (Empowering Women)

²⁰⁴ UNDP Strategy on Civil Society and Civic Engagement, 2012

²⁰⁵ 2009 年、UNDP は市民社会および他国開発ドナーと「プラットフォーム HD2010」を設立。国家横断的な市民社会の参画と人間開発を図る次世代のビジョンを意見交換する会合 (2011 年に閉鎖)。

²⁰⁶ 特に、ジェンダーやエイズ対策、貧困削減や人権等、NGO 始め市民社会の活動が活発な分野において重視されている。

²⁰⁷ UNDP fastfacts paper, 15 June 2013

・イノベーション／能力強化 (Fostering Knowledge, Innovation and capacity development)

これに加え、市民社会との協働に際しUNDPの各国事務所でどのような連携ニーズがあるか、また、その優先順位についてもリスト化している²⁰⁸。

なお、UNDPにより公表されている資料において、NGO支援額は他の支出額と区別されていないため、UNDPの支出に占めるNGO支援額の割合は算出できない。

また、UNDPによるNGOへの支援形態として、実施主体契約 (Execution)²⁰⁹、委託契約 (Contract)、助成金支援 (Grants)のいずれかの形で連携をし、プログラムやプロジェクトを実施している。実施主体契約では、実施するパートナー組織が、予算管理、報告書作成を含むプロジェクト全体の管理責任を担う。実施主体契約、委託契約、助成金提供においてもNGOは対象となりうる²¹⁰。

表 10.1 UNDPによるNGOへの支援形態別オペレーション

	実施主体契約	委託契約	助成金
概要	個別事業の事業実施主体を担う。(実施責任はNGO)	特定の事業や分野についてNGOに委託する事業(提供したサービスにのみ実施責任がある)	NGOにより提案・実施される活動の資金サポートを行うもの。
選定方法	事業プロポーザルの審査およびNGOの能力評価	国連開発計画 (UNDP) のガイドラインに沿った競争方式での選定	選考委員会により決定。革新的なアイデアや新規性の有無、事業継続の可能性やインパクトや資金の妥当性等が評価対象。
合意方法	事業協力合意 (Project Cooperation Agreement) .	専門サービス調達契約 (Procurement contract-typically contract for professional services.	MOU (Memorandum of Understanding)
支援額	上限なし (個別案件別に検討)	上限なし (個別案件別に検討)	\$150,000.
会計報告	次期概算前払いを受けるため四半期毎の支出報告の提出が必要	案件毎に検討	案件毎に検討

(出所) UNDP, *National Execution (NEX) Finances and NGO Execution Finances*

²⁰⁸ UNDP *Strategy on Civil Society and Civic Engagement*, 2012, Annex2. Indicative list of Country Office demands in civic engagement

²⁰⁹ (1) 国家が実施主体となる契約 (National execution)

(2) 国連機関、あるいは多国籍開発銀行が実施主体となる契約

(3) NGOが実施主体となる契約 (NGO execution)

(4) UNDPが実施主体となるもの。ただし、例外的に許可されるものに限る。

²¹⁰ UNDP, *National Execution (NEX) Finances and NGO Execution Finances*

10.2 開発援助分野における NGO に対する支援

10.2.1 NGO 支援担当部署

NGO等市民社会との連携推進については、UNDP本部の渉外・広報局 (Bureau of External Relations and Advocacy) の市民社会課 (Civil Society Division) が主管している²¹¹。UNDPは他国連機関と同様、各国事務所常駐代表に権限を委譲しているため、NGOをはじめとする市民社会との具体的な連携事業の実施は、各国事務所 (country office) が主体となる。そのため、市民団体やNGO に対する支援額の予算、実績、割合についての統計情報は公開されていない²¹²。

本部の市民社会課では、市民社会との連携推進に係る方針の策定や手続き (NGO の定義、NGO 案件申請の審査・承認等) のマニュアル化、および、関連情報の整備を担当している。なお、前述したUNDP Strategy on Civil Society and Civic Engagement (2012) 等、市民社会との連携に向けた戦略や方針策定の際には、各国事務所および本部内で市民社会との連携に関係する部署 (紛争予防・復興局 (Bureau for Crisis Prevention and Recovery) や開発政策局の各セクター部 (Bureau for Development Policy/ Democratic Governance Group, Capacity Development Group, HIV/AIDS Group, Gender Team)、マネジメント局 (Bureau of Management)、調達支援事務所 (Procurement Support Office)、地域局 (Regional Bureau) と協働して策定している。また、各国事務所に対するアドバイザー役・調整役を担っており、本部側での支援体制の強化のため人材育成を図っている²¹³。

10.2.2 ドナーと連携関係にある NGO 連合体の概略

NGOの連合体は存在しないが、UNDPが市民社会との連携を図ることを目的に、市民社会諮問委員会 (Civil Society Advisory Committee)²¹⁴をUNDP 総裁直属の委員会として設置している。この諮問委員会は 2000 年に設立され、先進国と途上国の様々な市民団体やNGOの代表者 15 名が委員 (任期 3 年) として選出されている²¹⁵。委員会の下に課題別の小委員会があり、小委員会が実際の活動単位となり、ニューヨークで毎年年次会合が開催されて

²¹¹ UNDP, *Strategy on Civil Society and Civic Engagement*, 1 October 2012

²¹² 照会したところ統計の公開は行っていないという回答があった。

²¹³ 同上

²¹⁴ UNDP ウェブサイト

(http://www.undp.org/content/undp/en/home/ourwork/partners/civil_society_organizations/advisorycommittee/)

²¹⁵ 現在参加している市民団体は以下のとおり。

Association for Women's Rights in Development (Costa Rica/ Mexico) , Founder-Director, Egyptian Initiative for Personal Rights (Egypt), Operations, International Center for Not-for-Profit Law, Washington D.C. Office (Hungary), Center for Indigenous People's Autonomy and Development(Nicaragua),Third World Network Africa Ghana),Worldwide Initiatives for Grantmaker Support (Brazil/ Canada),Africa Civil Society Platform on Principled Partnership (Kenya), Society for the Promotion of Area Resource Centres (India),Finn Church Aid(Finland), Friends of the Earth Malaysia, and Third World Network, Geneva Office (Malaysia) ,Centre for Human Rights and Development Studies(Serbia), Mainyoto Pastoralists Integrated Development Organization(Kenya), International Trade Union Confederation and the associated Global Union Federations, Brussels Office (Australia), Global Philanthropy Forum (USA)

いる。

2008年の外部評価を踏まえ、市民社会とのより戦略的な関係構築および政策的インパクトの向上強化に向け、青年団体等、関連グループを含めた新体制で結成された他、人間開発指標の策定等、UNDPの具体的な事業プロセスにも参画することになった²¹⁶。

10.2.3 資金申請から契約までのプロセスと申請団体の資格

(1) NGOの資格申請・登録制度／資金供与プロセス

支援形態別の申請手続きおよび資金供与プロセスは、10.1のとおりである。なお、NGO実施主体契約の場合、事業遂行に際し十分な実施能力や管理能力、経理・会計報告能力があるかを確認するため、UNDP各国事務所が、NGO能力評価（capacity assessment）を実施し選定する。

(2) 助成金スキーム

① 小規模助成ファシリティ（Small Grant Facilities：SGF）

活動現場で中心的な役割を果たす途上国の地域社会組織（Community-Based Organization）、国際NGOやローカルNGOを対象に、1件あたり5万ドル（一部戦略的な事業は15万ドル。間接費は対象外）を供与上限とする小規模な助成金支援制度²¹⁷である。同制度で対象とする事業は1年～3年程度の開発現場における事業である。過去20年以上に亘り12,000件以上の事業に助成金を供与しており、その対象は64%がNGO、34%がCBO、残りがその他の非営利団体となっている²¹⁸。

② 課題別信託基金（Thematic Trust Funds：TTF）

UNDPは各種基金を運営管理する役割も担っており、UNDP本部の開発政策局（BDP）が各地域局との連携し運営している。NGOの活動と特に関係するTTF²¹⁹は、貧困信託基金（Poverty Thematic Trust Fund（PTTF））およびガバナンス信託基金（Governance Thematic Trust Fund）である。貧困信託基金²²⁰は、人権や平等、社会包摂等、中長期的な貧困削減に資する事業を対象とし、ガバナンス信託基金は、選挙制度支援や地方分権化と地方レベルのガバナンス、行政・公務員に係る制度改革等の係る事業を対象としている。

①の小規模助成ファシリティは活動現場で中心的な役割を果たす途上国の地域社会組織

²¹⁶ 同上

²¹⁷ UNDP the GEF Small Grants Programme Operational Guidelines PartIII Implementation and Administration of SGP Grants

²¹⁸ UNDP ウェブサイト (https://sgp.undp.org/index.php?option=com_content&view=article&id=108&Itemid=162)

²¹⁹ 様々な課題やイシュー別に信託基金を設けており、環境とエネルギーに関する信託基金や法秩序信託基金、麻薬対策信託基金等がある。

²²⁰ UNDP ウェブサイト

(<http://www.undp.org/content/undp/en/home/ourwork/povertyreduction/poverty-thematic-trust-fund--pttf-/>)

(Community-Based Organization) や NGO が主なパートナーである。また、②の課題別信託基金は途上国と先進国の NGO、③のパートナーシップ・ファシリティは先進国 NGO を対象としている。

10.2.4 経費規定

(1) 支払い形態

NGOの事業実施に対する主要な支払い方法としては、前払い現金支援制度 (Direct Cash Transfer (advances) modality)²²¹がある。NGOへの前払い支援額は、現地事業審査委員会 (Local Project Appraisal Committee) により当該NGOの事業運営能力が査定され、そのレベルによって初動資金用の前払い概算額が決定し、事業協力合意 (Project Cooperation Agreement) にも明記される。また、その後の支払いについては、四半期毎に提出される会計報告 (資金会計実績書もしくは最終報告書等) がUNDPに受理された後、概算ベースでの分割前払いを受けることが可能である。

(2) 管理費

NGO との実施主体契約および委託契約に係る管理費は、国連機関の標準管理費支援率である 10%を目処に支援するとしているが、基本的には見積が根拠となり、委託の際の交渉によって決定される。

なお、助成金の場合、支援額は 1 プロジェクトにつき 5 万ドルである (ただし戦略的な事業と認められる場合最大 15 万ドル) が、助成金申請をする際に、NGOが挙げる項目の中で正当であると認められる間接費を、特に上限を設けずに支援するという形をとっている。SGF の場合、プロジェクトに関連する管理費は含まれるが、一般的な管理費や間接費は対象外である²²²。

10.2.5 実施案件のモニタリング・事業終了後のチェック体制

NGOにより実施される事業はすべて、NGO実施主体契約や助成金等支援形態に関わらず、通常は毎年、監査が義務付けられる²²³。事業実施契約の場合、事業協力合意においてNGOが外部監査を受けることも明記されている他、概算前払いを受けるためには四半期毎の会計報告を提出が求められる²²⁴。

また、UNDP 本部の内部・外部監査 (非政府の外部組織による監査) が実施される。なお、UNDPの内部・外部監査については、各国事務所における支出報告だけでなく、事業の実施、モニタリング等全てのマネジメントプロセスを対象に実施される。なお、「協調現金

²²¹ UNDP ウェブサイト

(<https://info.undp.org/global/popp/frm/Pages/non-governmental-organizations-ngo-implementation-execution.aspx>)

²²² SGP 事業ガイドライン (GEF SGP Operational Guidelines)

²²³ (<https://info.undp.org/global/popp/frm/Pages/non-governmental-organizations-ngo-implementation-execution.aspx>)

²²⁴ UNDP, *National Execution (NEX) Finances and NGO Execution Finances*

給付制度（Harmonized Approach to Cash Transfers : HACT）の実施有無で、監査対象が異なる²²⁵。

10.2.6 安全確保のための措置

UNDP は対象を CSO に特化した安全確保の措置に係る情報は公開していない。

10.3 緊急人道支援分野における NGO に対する支援と課題

10.3.1 緊急人道援助に対する取り組み

UNDP の緊急人道支援に係る担当部署は、本部の危機予防復興支援局（Bureau for Crisis Prevention and Recovery : BCPR）（2001 年設立）である。当局は、紛争予防と復興支援の推進に向け、特に自然災害への緊急支援対応や、治安部門改革（警察）・武装解除・地雷除去・紛争予防等の平和構築活動を実施している。

各国事務所によるタイムリーかつ有効な緊急援助が可能となるよう、戦略の策定、手続きの整備や制度開発を行う他、支援物資や人材派遣、関連情報の収集等、危機状況への緊急対応に向けた各国事務所をサポートする役割を担っている²²⁶。

他方、緊急支援に係る事項や対応を決定する本部危機理事会（Crisis Board）は、各国事務所および本部の 12 の部署がメンバーとなっており、迅速な意思決定・実施に向けた UNDP 内部における部署横断的な連携体制が喫緊の課題としている²²⁷。なお、BCPR 内に NGO や市民社会との連携を主管する部署は特に設置されていない。

また、UNDP は、国連内における紛争予防と復興支援の中心的役割を担っており、BCPR が窓口となり、国連システム全体の緊急援助活動の調整や連携を推進している。国連内の PKO 局（Department of Peacekeeping Operations : DPKO）および政治局（Department of Political Affairs : DPA）、人道問題調整局（UN Office for the Coordination of Humanitarian Affairs : OCHA）と共同で紛争国や災害発生地での連携事業を実施する他、「予防的活動に係る国連内部連携枠組み（UN Inter-agency Framework team for Preventive Action）²²⁸」や「早期復興に係る連携（UN Inter-Agency Standing Committee Cluster Working Group on Early Recovery）²²⁹」を設立する等、国連内の様々な関係部との横断的連携や戦略の立案を進めている。また、BCPR の局長は OECD の「紛争と脆弱性に係る国際ネットワーク（International Network on Conflict and Fragility : INCAF）」の共同議長を兼任する等、EU や世界銀行等、国連外の機関との連携を積極的に推進している。

²²⁵ UNDP ウェブサイト

<https://info.undp.org/global/popp/frm/Pages/audit-of-nex-ngo-projects.aspx>

²²⁶ BCPR Annual Report 2011, *Preventing Crisis Enabling Recovery*

²²⁷ 同上、key challenges and lessons learned

²²⁸ 現場における紛争予防イニシアティブ等、国連政治局（DPA）と協働で国連による紛争予防戦略の策定を行う枠組み。

²²⁹ 2005 年に設立、国連内の人道支援や開発援助に係る部署の 31 人のメンバーで構成。

なお、UNDP の各国事務所の常駐代表は国連人道調整官を兼務しており、危機発生時と紛争直後等、現地では、これらの機関との調整・連携を担っている。

10.3.2 予算

2011 年度、UNDP による緊急人道支援分野で出された拠出額は、14,800 万ドルである。そのうち、「紛争予防と復興の信託基金（CPR TTF）」を通じて拠出されたのはその 75%（11,140 万ドル、各国事務所への配分拠出額（UNDP Regular Resources for Crisis Prevention and Recovery（TRAC 1.1.3））は 25%（3,700 万ドル）である²³⁰。後者の TRAC 1.1.3 の特徴として、拠出額の 65% が 15 の重点国（パレスチナやハイチ、コンゴ民主共和国、ソマリア、パキスタン等）に集中している（2011 年度）。

緊急人道支援分野での支出額の内訳は以下のとおりである。紛争予防と復興に係る支出が一番多く、次いで、早期再建（early recovery）分野、災害リスク削減（disaster risk reduction）、政策／プログラム支援（policy program support）、ジェンダー・平等（gender equality）が次いでいる。

表 10.2 UNDP 緊急人道支援分野の拠出内訳（スキーム・分野別）（2011 年度）

紛争予防と復興の信託基金 （CPR TTF）	支出額（US \$）	各国事務所への配分拠出額 （TRAC 1.1.3）	支出額（US \$）
・紛争予防と復興	637,888,000	・紛争予防と復興	17,589,000
・災害リスク削減	13,395,000	・災害リスク削減	6,803,000
・早期再建	21,699,000	・早期再建	7,100,000
・ジェンダー・平等	5,479,591	・政策／プログラム支援	5,499,000
・政策／プログラム支援	7,008,309		

（出所）BCPR Annual Report 2011, UNDP financial summary より作成

10.3.3 緊急人道援助全体に占める NGO 支援額の割合

緊急人道支援分野における NGO への支援額の統計は作成されていない²³¹。

10.3.4 自国 NGO 支援制度の概要

10.2.5 に記載のとおり、国籍に関係なく NGO を事業パートナーとしている。

10.3.5 緊急人道援助スキームの具体的内容

UNDP では、NGO は支援対象ではなく、政策対話に関するパートナー・アドバイザー、また「紛争予防と復興の信託基金」を通じた業務実施上のパートナーとして位置付けてい

²³⁰ BCPR Annual Report 2011, *Preventing Crisis Enabling Recovery*

²³¹ 照会したところ、NGO への支援額としての統計はとっていないという回答があった。

る。「紛争予防と復興の信託基金」での事業実施パートナーは、NGO だけではなく、他の国連機関、政府機関、民間会社も含まれる。

(1) 紛争予防と復興に係る課題別信託基金 (Thematic Trust Fund for Crisis Prevention and Recovery (CPR TTF))²³²

紛争予防や復興に関する活動を行う NGO は、UNDP が実施するプロジェクトの実施パートナーとして参加できる。各国 UNDP 事務所は、実施パートナー (NGO) と協議して作成したプロポーザルを本部に提出する。プロポーザルは、BCPR の優先分野と、UNDP の拠出金と拠出条件に照らし合わされ、迅速に審査される。

支払いや一般管理費に係る支援対象経費の内訳は、本部に情報が集約されておらず、詳細は不明である。プロジェクトに関する報告は NGO が、評価は実施委託をした現地事務所が行うこととなっている。

(2) ファスト・トラック制度 (Fast Track Policies and Procedures)²³³

ファスト・トラック制度 (FTP) は、以下のいずれかが発生した場合、各国事務所代表の申請後、48 時間以内に正式に発動される。

- ・ OCHA もしくは国連国担当部 (UN Country Team) により危機的状況が報告された場合
- ・ 緊急無償が BCOR により承認された場合
- ・ SURGE (緊急危機対応プログラム)²³⁴が発動された場合
- ・ UNDP 各国事務所により、戦略的対応かつ即時的な対応が必要と判断された場合

対象事業はUNDPの全ての事業およびプログラムであり、制限は特に設けていない。ファスト・トラック制度適用においては、各国事務所は申請フォーム (Fast Track Activation Form) を提出する必要がある。FTP適用が決定後は、関連部署²³⁵にも共有され、迅速な支援供与のための国連システム内での連携強化が推進されている。

10.3.6 ジャパン・プラットフォームに相当する組織の有無とその運営体制

市民社会諮問委員会に、紛争予防と復興に関する小委員会 (Crisis Prevention and Recovery

²³² UNDP ウェブサイト

(http://www.undp.org/content/undp/en/home/ourwork/crisispreventionandrecovery/crisis_preventionandrecoverythematictrustfund/)

²³³ UNDP ウェブサイト

(<https://info.undp.org/global/popp/ft/aftpp/Pages/Activating-Fast-Track-Policies-and-Procedures.aspx>)

²³⁴ Supporting UNHCR Resources on the Ground with Experts on mission の略。災害発生後 72 時間以内に、訓練を受けた専門人材を派遣する緊急派遣プログラム。早期復興における全体マネジメントの他、必要不可欠なサービスや基礎的なインフラ整備事業を支援し、国々の早期復興のために被災者の短期雇用の創出を図るもの。

²³⁵ Deputy Directors for relevant Regional Bureau、Head of Regional Service Centre、Regional Bureau Crisis Focal Point、Executive Office、Deputy Director BCPR、Procurement Support Office、Organizational Development Unit/Office of Human Resource 等

Sub-Committee) が設置されている。ニューヨークでの定期会合を通じ、復興への NGO 参加、紛争後の状況に合わせた NGO 活動マニュアルの改訂や、復興支援における UNDP と NGO の連携の強化等、BCPR と共同して推進している。

10.3.7 安全確保のための措置

UNDP は対象を CSO に特化した安全確保の措置に係る情報は公開していない。

11 UNHCR

11.1 緊急人道支援分野における NGO に対する支援

国連難民高等弁務官事務所 (United Nations High Commissioner for Refugees : UNHCR) は、難民の保護と支援を行うために 1950 年に設置された国連機関である。UNHCR では、NGO を支援対象組織としてではなく、実施パートナー (Implementing Partner : IP) として位置づけている。UNHCR にとっての実施パートナーとは、UNHCR が署名された文書によって特定されたプログラムやプロジェクトの実施を委託した組織のことであり、当該組織は、「署名文書に示されたリソースの使用および成果を出すことに関して、完全な責任と説明責任を負うものとされる。さらに、実施パートナーは、政府組織、政府間組織、NGO、国連組織やその他の非営利団体とされる²³⁶。

UNHCR では、毎年 NGO との対話会合を開催し、NGO との対話の機会となっている。2013 年は 3 日間にわたって実施され、世界各国から 220 の国際・国内 NGO、国連機関、国際機関が参加し、難民保護に関する様々な議題に関して議論が行われた。

この他にも、UNHCR では NGO とのパートナーシップを強化するため、2012 年に UNHCR と NGO のパートナーシップに関するレビューを共同で行うことを目的として、NGO との対話 (Structured Dialogue with NGOs) を実施した。同レビューでは、今後のよりよいパートナーシップ実現のための提言をまとめている。

UNHCR は人道支援機関であることから、本章では緊急人道支援に関する項目について記述する。

11.1.1 緊急人道援助に対する取り組み

UNHCR は難民支援・保護をマנדートとし、さらに国内避難民 (Internally Displaced Persons) も保護対象者としている。国内避難民は国境を超えないで当該国内で避難民となっているため、国際条約による保護の対象とならない。しかし、難民と国内避難民の発生原因は同じであったり、双方が抱える課題や問題も同じであることが多い。こうした状況を背景に、UNHCR では国内避難民の保護や支援も実施している。

UNHCR では、緊急事態の際に迅速で柔軟性のある対応を行うために、緊急時のマニュアルを策定しているが²³⁷、このマニュアルによると、難民の緊急事態とは、難民の生命や生活が、即時かつ適切な対応が行われなければ脅かされる事態であり、大規模かつ例外的な措置が必要とされる場合、と定義される²³⁸。

²³⁶ UNHCR, *Global Report 2012*, p.75

²³⁷ UNHCR, *Handbook for Emergencies*, Third edition, 2007

²³⁸ UNHCR, *Handbook for Emergencies*, Third edition, 2007, p.4

11.1.2 予算

UNHCR の事業は、主に各国政府による任意拠出金、一般からの寄付金により成り立っている。その他、運営管理費の一部として国連予算からの拠出金を一部受け取っている。

2012 年当初の予算は、2011 年に 360 億米ドルで承認されたが、2012 年に発生した緊急人道支援の対応により、76 億 9,270 万米ドルに上る 7 つのプログラムのための予算を組んだ。そのため、最終的に 2012 年末の予算は 43 億米ドルに達した。

UNHCR の支出を地域ごとにみると、アフリカが 41% と最も大きな割合を占め、続いて中東・北アフリカ地域の 22% となっている。

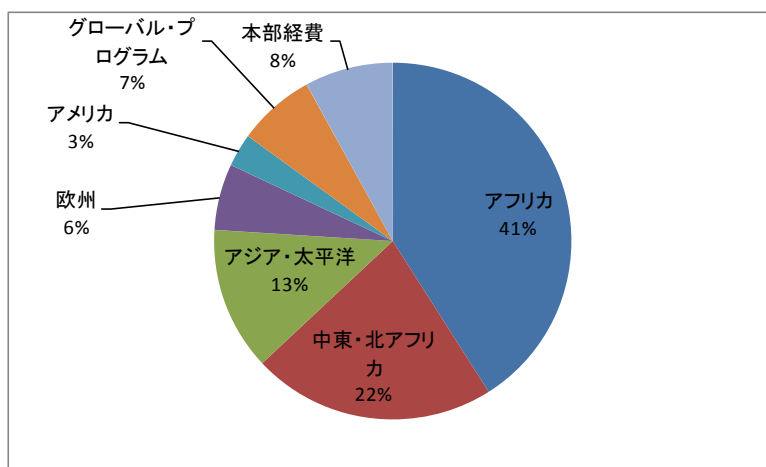


図 11.1 UNHCR の支出割合 (2012 年)

(出所) UNHCR, *Global Report 2012*, p.105

11.1.3 緊急人道援助全体に占める NGO 支援額の割合

UNHCR が実施する人道支援活動において、国際 NGO と現地 NGO が重要な役割を担い、戦略的パートナーとされる。2012 年、UNHCR が資金を拠出したり、パートナーとして活動した NGO 数は全体で 755 に上る。そのうち、603 は国内 NGO であり、154 が国際 NGO であった。国際 NGO に対しては、全体供与額のうち 45% を占める、3 億 9,510 万米ドルであった。続いて、国内 NGO に対する拠出は 3 億 1,410 万米ドルとなり、全体の 35% を占めた。政府機関に対しては 13% (1 億 1,170 万米ドル)、政府間組織に対しては 7% (6,470 万米ドル) であった²³⁹。

²³⁹ UNHCR, *Global Report 2012*, p.76

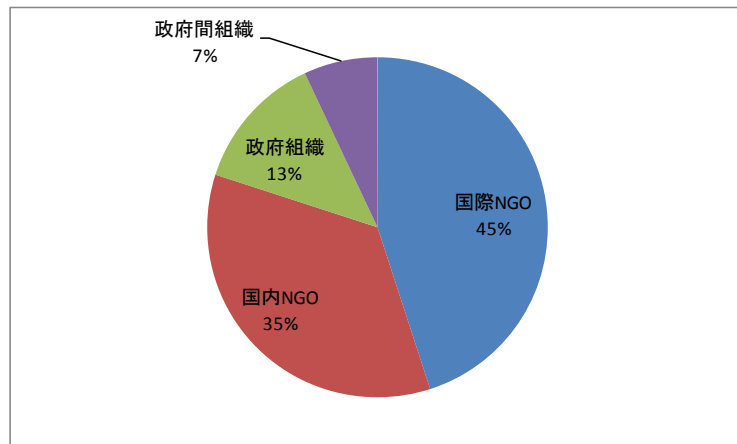


図 11.2 UNHCR におけるパートナー別拠出割合 (2012 年)

(出所) UNHCR, *Global Report 2012*, p.76

11.1.4 NGO 支援制度の概要

前述のとおり、UNHCRにとって、NGOは実施パートナーとされる。実施パートナーとして選定する際には、組織の規模、性格、資金供与対象のプロジェクトが実施される場所などが考慮されるが、さらに以下の点も考慮される²⁴⁰。

- ・ 本部が設置されている国や活動国において、法的に登録された組織であること
- ・ 活動国において銀行口座を有し、UNHCR の活動において生じた支出のため、別の口座を設けたり、支出記録をつけることができること
- ・ 年次の監査を受けた財務報告などを通して、財務状況を示すことができること
- ・ プロジェクト実施にあたって UNHCR の規則や手続きを遵守し、UNHCR の政策を尊重し、活動国の法律・政策を遵守すること

難民支援の状況は各国や地域によって異なるから、各国のUNHCRの代表は実施パートナー選定にあたって、サービスの質、対応の迅速性、現地での経験、組織側からの貢献、スタッフの継続性、UNHCRの経験、国際NGOであるか又は国内・現地NGOであるか、NGO単体のプロジェクトであるかコンソーシアムであるか、出口戦略といった選定基準を追加することができる。なお、出口戦略とは、最終的に難民、現地スタッフや現地コミュニティへの研修や採用を通じた、当該実施パートナーによる活動縮小や段階的な撤退計画のことである。ただし、実施パートナー選定にあたっては柔軟性を維持し、難民へのサービス提供のための有効性、効率性や質を確保することが重要とされる²⁴¹。

なお、活動パートナー (Operational Partner) とは、難民保護・支援のために UNHCR との

²⁴⁰ UNHCR, *Partnership: An Operational Management Handbook for UNHCR's Partners*, Revised edition, February, 2003, pp.30-31

²⁴¹ 同上 p.31

パートナーシップのもと活動する組織であり、政府や政府間組織、NGO、国連組織を指し、活動パートナーの中で、UNHCR と活動実施のための合意を締結した組織を実施パートナー（IP）という。

UNHCRが、NGOの実施パートナーとプロジェクト実施の合意を締結する場合、パートナーシップであるという了解のもとNGO側もプロジェクトに対する資源の貢献を行うものとされるが、同時にUNHCR側もNGOに対してサポート費用（Support costs）および活動費用（Operational costs）を拠出する。サポート費用は、活動実施に係る支援や運営によって生じる費用であり、活動費用は活動そのものによって生じる費用である。2003年のマニュアルでは、サポート費用の割合は、2003年のマニュアルでは5%とされているが²⁴²、2008年に実施された間接費に関する報告書によると²⁴³、2007年に7%に引き上げられたという。この調査によると、サポート費用としては、活動国内における費用と場合によって国際NGOの本部経費を含めることができる。また、調達費用が大きいプロジェクトの場合は、UNHCRがサポート費用の算出にあたって、調達費用を除外することも可能である他、国際NGOの外国人スタッフの給与に上限を設けている。

11.1.5 緊急人道援助スキームの具体的内容

UNHCRは緊急事態における対応を強化するために、幅広いスキルを持ったチームを素早く派遣できるような体制をとっており、緊急対応（Emergency Response Team：ERT）チームのロスターを設けている。また、コペンハーゲンとドバイには、緊急時のための非食糧物資を保管し、必要なときに供給できるようにしている。そのため、UNHCRでは、新たな緊急事態が生じた際には、72時間以内に300人以上のスキルを持った人材を動員することができるようになっている。

さらに、東京にはeCentreが設置され、アジア・太平洋地域における緊急時の準備や対応能力を高めるための研修や能力強化のための活動を実施している²⁴⁴。

また、緊急時の具体的な難民支援活動のために、UNHCRではUNHCRの職員や人道支援に係る人々に向けたハンドブックもまとめている²⁴⁵。

11.1.6 安全確保のための措置

実施パートナーのスタッフの安全責任は、UNHCRではなく、当該実施パートナーにある。実施パートナーは、情報収集、スタッフへのセキュリティ状況に関するブリーフィングの徹底、安全計画などの措置を取ることとされる。ただし、UNHCRも、可能な範囲でNGOのパートナーの通信確保や設備へのアクセスに対して支援を行う²⁴⁶。

²⁴² 同上 p.77.

²⁴³ *Development Initiatives, Good Humanitarian Donorship, Indirect Support Cost Study: Final Report*, 4 July 2008, p.19

²⁴⁴ eCentre ウェブサイト (<http://www.the-ecentre.net/>)

²⁴⁵ UNHCR, *Handbook for Emergencies*, Third edition, 2007

²⁴⁶ UNHCR, *Partnership: An Operational Management Handbook for UNHCR's Partners*, Revised edition, February,

難民保護・支援活動は、しばしば武力紛争地域で実施されるが、UNHCRでは人道支援従事者の安全確保という観点から、UNHCRのスタッフのみならず、実施パートナーも含んだ安全措置のマニュアル²⁴⁷を2011年にまとめている。このマニュアルの中では、難民支援活動を実施する中で生じ得る脅威およびそれらに対する対応を説明している。

2003, A-7

²⁴⁷ UNHCR, *UNHCR Manual on Security Persons of Concern*, 2011

12 ADB

12.1 NGO 支援の概要

12.1.1 NGO の定義

アジア開発銀行（Asia Development Bank : ADB）は、NGO 等市民社会の組織すべてを含め「市民社会組織」（Civil Society Organization）と称し、連携の対象としている。従って、以下における ADB の NGO 支援は、狭義の NGO ではなく、広義の CSO として記す。

ADB が定義する CSO は以下のとおり 8 類型に分類されている。

表 12.1 ADB における CSO の類型

種類 (Type)	定義 (Definition)
各国/地方または国際NGO National/Local or International Nongovernment Organizations (LNGOs/INGOs)	専門性を有する中間的な非営利組織。経済・社会開発、人権、公共の福祉、または緊急支援等に係る情報やサービスを提供する。民間ボランティア団体等。 例) 赤十字社、WWF、オックスファム等
コミュニティ・ベースの団体 (Community-Based Organizations (CBOs))	草の根団体。団体会員が有する課題への直接の解決策を追求し、福祉を進展させる。経済、社会、宗教、レクリエーションに関わる問題などを扱う。 例) 水使用に係るグループ、マイクロファイナンスの連合体等
非公式または組織化されていない地域社会グループ (Informal or Unorganized Civil Society Groups)	特定の事項またはニーズに対しボトムアップで独自に立ち上げられる市民社会グループ。法的に登録されておらず、規制対象とはならない。 例) 非公式コミュニティのネットワーク
基金 (Foundations)	他団体や機関、個人に対して、科学、教育、文化、宗教等の事前目的の資金を提供する非営利・慈善基金。 例) フォード財団
職業団体 (Professional Associations)	特定の職業に従事するメンバーの利益を代表する団体。職業の資格基準を規定する場合もある。 例) エンジニア団体、商工会議所等
独立研究機関/学識経験者 (Independent Research Institutes/Academia)	研究・分析の実施および研究結果や提言の周知を行う独立非営利組織。 例) Public Works Research Institute
労働組合 (Labor Unions)	公式に組織化された労働者の団体。集団的にメンバーの利益の実現を目指す。業種別の団体の場合も多い。また、参加に複数の団体を有するアンブレラ団体もある。 例) フィリピン労働団体会議
CSOの連合体/ネットワーク/ アンブレラ組織 (Coalitions/Networks of CSOs/Umbrella Organizations)	活動地域、メンバー、または目的や活動分野を共有する複数のCSOの団体 例) カンボジアNGOフォーラム

(出所) ADB, *Strengthening Participation for Development Results - An Asian Development Bank Guide to Participation*, 2012, p51.

12.1.2 NGOとの連携²⁴⁸

ADBは貧困撲滅を目的とする広範な活動においてCSOとの連携を重視している。具体的には、CSOは、草の根レベルでこれまで公的援助機関が対象とし得なかった活動を行い、辺境地域の状況を明らかにし、専門性や知見を提供するとともに、先進的なアプローチを取り、支援対象者のプロジェクト参加を促すことでも強みを発揮していると位置付けている。

ADBが実施する全プロジェクトの4分の3以上において、CSOは企画、実施ないし評価の段階で参加している。そのセクターは広範に及ぶが、農業、教育および都市計画などの分野でとりわけCSOとの連携が多い。また、プロジェクトレベルでの協力に加え、ADBの国別戦略立案やレビューにおいてもNGOはステークホルダー対話でのインプットを通じて貢献している。

ADBは政策、戦略および実務のいずれの面においてもより活発にCSOの参加を取り込むことを目指している。2008年に承認されたADBの長期戦略計画である「戦略2020²⁴⁹」は、活動計画、予算調達および実施のいずれの段階においても、ADBとCSO、地域団体、労働団体等との連携は、さらに中心的な役割を果たすものになっているとしている。

2010年に承認された借款、資金供与および同関連技術支援の81%、独立技術支援の37%において何らかの形でCSOの参加があった。同年は、ADBメンバー途上国全てがADBプロジェクトにおけるCSO参加実績を報告したり、コンサルテーションプロセスであるPublic Communications Policy (PCP)においてプロジェクトに影響を受ける複数の団体と対話を行ったりといった活発な動きがみられた年でもあった。

ADBの国別パートナーシップ戦略 (Country Partnership Strategy : CPS) においても、対象国政府や他の援助機関とともに、CSOからも多くのインプットを受けている。

なお、ADBは「ADBのCSOとの協力に関する年次報告書」(ADB Cooperation with Civil Society : Annual Report) を作成・公表²⁵⁰しており、ADB本部および各国におけるCSO関連活動に関する包括的な情報源となっている。現在のところ公表されているのは2012年4月の2010年版報告書²⁵¹までであるため、本章の記載は2010年の実績や活動に関するものを最新として扱う部分がある。

²⁴⁸ ADB ウェブサイト “ADB and Civil Society, Overview” (<http://www.adb.org/site/ngos/overview>)

²⁴⁹ ADB ウェブサイト “Strategy 2020: Working for an Asia and Pacific Free of Poverty”

(<http://www.adb.org/documents/strategy-2020-working-asia-and-pacific-free-poverty>)

²⁵⁰ ADB ウェブサイト “ADB Cooperation with Civil Society Annual Reports”

(<http://www.adb.org/documents/series/adb-cooperation-civil-society-annual-reports?ref=site/ngos/publications>)

2005年版より現タイトル。1997年から「NGO報告書」等として、年次または隔年で公表。

²⁵¹ ADB, *ADB Cooperation with Civil Society Annual Report 2010*

(<http://www.adb.org/sites/default/files/2010-ngo-annual-report.pdf>)

12.2 開発援助分野における NGO に対する支援と課題

12.2.1 NGO支援担当部署²⁵²

ADB には、2001 年より、NGO・市民社会センター（ADB's NGO and Civil Society Center : NGOC）が設置され、ADB 内の関係スタッフのネットワークを図りつつ、市民社会の ADB 業務への参加を支援している。同センターは、地域・持続的発展部（Regional and Sustainable Development Department : RSDD）の Public Management, Governance, and Participation Division の下に位置づけられている。

同センターは、以下の役割を果たしている。

- ・ 市民社会団体が持つ知識と経験を ADB 事業にとりいれる
- ・ アジア太平洋地域における市民社会団体の課題と活動領域を常に把握する
- ・ 市民社会団体との対話を継続し、ADB の市民社会とのコミュニケーションを管理する
- ・ ADB と市民社会団体との戦略的提携を特定し発展させる
- ・ 市民社会団体との知識共有や生産的な協力のための ADB の組織能力を向上させる
- ・ ADB 職員にリソースとガイダンス、研修を提供する。

同センターは、ADB 内に「市民社会団体ネットワーク」（The CSO Cooperation Network）という組織を設けている。同ネットワークのメンバーは関連部署約 30 名のスタッフ（「CSO アンカー」と呼ばれる）であり、同センターは以下を目的に CSO アンカーに対して調整と研修を実施している。

- ・ 実施に関わる部署（operational departments）における CSO 関係のニーズを監視、評価する。
- ・ 同センターの年次活動プログラムにインプットを与え、同センターの活動の優先順位づけをする。
- ・ ADB 全体を通じた NGO との協力に関連する活動の一貫性とシナジーを確保する。
- ・ ネットワークおよび ADB における知識とグッド・プラクティスに関する活発な交換を実現する。

なお、同ネットワークのメンバーは、実施に関わる部署のスタッフ（CSO アンカー）、代表部・代表事務所の市民社会専門家、RSDD、対外関係部（Department of External Relations）、Office of the Secretary、独立評価部（Independent Evaluation Departments）のスタッフ（CSO アンカー）、事務局オフィス（Office of the Secretary）など ADB の他の部署のスタッフである。

12.2.2 ドナーと NGO の連携概略

ADB は連携関係のある NGO を公式に連合体として組織化はしていない。

²⁵² ADB ウェブサイト “NGO and Civil Society Center” (<http://www.adb.org/site/ngos/ngo-civil-society-center>)

ADB本部および各国事務所はプログラムやイベントを実施する際にCSOの参加を得ている。

例えば、ADBは2013年5月のデリーにおける年次総会開催時に「市民社会プログラム」(Civil Society Program²⁵³)を行い、将来に向けた対話を実施した。

各国の事務所においても公式な連合体の組織化はみられないが、それぞれCSOとの対話や連携等を行っている。2010年に各国で行われたCSO関連の活動の例を以下に紹介する²⁵⁴。

- ・カンボジアにおいて、ADB事務所は主要なCSOとの対話の機会として年2回のラウンドテーブル会合を実施している。例えば、2010年5月のラウンドテーブル会合では、国別評価および分野別評価の結果、貧困対策、農業支援および地域開発の各分野における最近の進展等についてADB側から説明し、CSOからの質問や意見を聴いた。
- ・ラオスにおいて、2010年9月、同地の非営利団体ネットワーク(Lao Non-Profit Associations Network)の会合にADB事務所担当者が参加した。他の支援機関とともに、ADBはラオスにおける活動状況について報告した。
- ・ベトナムにおいて実施中のマイクロファイナンス機関の公式化プロジェクトにおいて、ADB事務所はマイクロファイナンス機関の実務能力の強化と持続的な市場に基づくマイクロファイナンスに関する周知を目的にセミナーを開催し、ベトナム政府、ADB、支援のイニシアティブをとる日本大使館等の関係者らに加え、多数のCSOからも参加を得た。

なお、ADB内部においてのみアクセス可能なCSOデータベースが存在する²⁵⁵。

12.2.3 資金申請から契約までのプロセスと申請団体の資格

ADBにおいては、CSOに特化した申請から契約までのプロセスを公表しているわけではない。但し、ADBは「CSOソースブック：CSOとの協力に関するスタッフガイド」(2012)のなかで、CSOによる応札や契約における留意点に言及している。

ADBはCSOに関する資格要件審査制度を有してはいない²⁵⁶。プロジェクト、プログラムの内容や性質等によって決定される。例えば、コンサルタントとしてCSOを採用する場合には、一般的なコンサルタント登用に関するガイドラインが適用される。

ADBはCSOを採用する際に利用可能な質問票を準備している。これは、UNDPが2006年に発表した質問票に修正を加えたものであり、(i) 法人格、(ii) 信頼性、(iii) 使命とガバナンス、(iv) 構成者と支援、(v) 技術力、(vi) 管理能力、(vii) 運営能力、および(viii) 財務能力の各分野に関し、それぞれ数～10数項目の質問から成るものである²⁵⁷。

しかし、上記質問票に基づいて得た情報に関しても、活用するためには、「ADBのプロジ

²⁵³ ADB Civil Society Program (<http://www.adb.org/annual-meeting/2013/csp>)

²⁵⁴ ADB, *ADB Cooperation with Civil Society Annual Reports 2010*, p.17

²⁵⁵ ADB CSO Sourcebook: A Staff Guide to Cooperation with Civil Society Organizations, 2008, p. 44 (<http://www.adb.org/sites/default/files/pub/2008/CSO-Staff-Guide.pdf>)

²⁵⁶ 同上 p.67

²⁵⁷ 同上 pp. 45-49

エクト担当者が、(i) 業務の実施にあたり特定の選択基準を構築すること、(ii) 最も適切な選定プロセスを特定することについて最終的な責任を負わねばならない²⁵⁸」としている。

12.2.4 経費規定

ADBはCSOに特化した経費規定を公開していない。ADBが公開している各種のプロジェクト運営に係るガイドライン等²⁵⁹にもCSOに係る特記はみられないことから、CSO（および同関係者）による実施であることを理由に、他と異なる経費規定やその運用を設けてはいないと理解される。

12.2.5 スキームの概況と一例

ADBはCSOに対象を特化して直接の資金供与を行う枠組みは有しない²⁶⁰。ADBのプログラム・ローンの一部がCSOに提供される場合はあるが、CSOによって実施される案件に特化したスキームを有しているわけではない。

CSOも資金供与の対象となるプログラムの一例として、日本政府貧困撲滅基金（The Japan Fund for Poverty Reduction: JFPR）が挙げられる。同基金は、2000年5月に日本政府が約9,000ドル（約100億円）を出資して設立された信託基金であり、貧困削減活動、およびその関連の社会的開発活動を支援するために無償資金を提供している。

同基金による活動にCSOが参加する方法は以下のとおりである。

- ・ コミュニティグループやNGOなどのCSOは、ADBスタッフとともに無償資金供与プロジェクトのコンセプトや計画立案に参加することができる。ADBスタッフが基金に申請し、CSOはADB事務所と契約を締結のうえ実施に参加することとなる。
- ・ JFPRの基金は中央または地方政府、またはCSOによって実施され得る。実施主体は特定の活動の履行に際してCSOからサービスを調達することができる²⁶¹。

JFPRの下に行われる調達は、ADB調達ガイドライン（Procurement Guidelines）の最新版²⁶²に従って行われることとされている²⁶³。

12.2.6 実施案件のモニタリング・事業終了後のチェック体制

ADBはCSOによって実施される案件に特化したモニタリングや事業終了後のチェック体制を公開していない。通常の場合に対するモニタリングや事業終了後のチェックと同様の運用がなされているものと解される

²⁵⁸ 同上 p.45

²⁵⁹ たとえば、ADB *User's Guide to Procurement of Works—Small Contracts*, 2014、*Loan Disbursement Handbook*、*ADB Technical Assistance Disbursement Handbook*, 2010 等に、NGOやCSOに関する言及は見られない。

²⁶⁰ ADB *CSO Sourcebook: A Staff Guide to Cooperation with Civil Society Organizations*, p. 69.

²⁶¹ 同上 p.29

²⁶² 現時点での最新版は2013年3月発行。なお、一般管理費に関する規定はない。ADB, *Procurement Guide*, March 2013 (<http://www.adb.org/sites/default/files/Guidelines-Procurement.pdf>)

²⁶³ ADB *Project Data Sheet*, Women's Entrepreneurship Development Project, 21 January 2014, p3 (<http://www.adb.org/projects/46010-001/main>)

12.2.7 安全確保のための措置

ADB は対象を CSO に特化した安全確保の措置に係る情報は公開していない。

13 考察

本調査では、主要援助国として、米国、カナダ、英国、フランス、ドイツ、スウェーデンの6か国、主要国際機関として、EU、UNICEF、UNDP、UNHCR、ADBの5機関を対象に、各国・機関のNGOに対する支援策を概観してきた。それぞれの支援策の概要を表13-1にまとめた。各国・機関のNGO支援に関しては、その概要を可能な限り開発、人道支援に分けて考え、また、具体的な申請スキーム方法について申請方法から特に経費規定に着目して調査を実施した。以下に、考察として本調査により明らかになった最近のNGO支援の傾向や特徴を挙げたい。考察にあたっては、日本のNGO支援策との違いなどにも留意した。

13.1 開発援助・緊急人道支援実施のパートナーとしてNGOの役割の確立

欧米諸国および国際機関においては、NGOはシンクタンク、労働組合、宗教団体、社会運動組織、慈善団体なども含む広義の意味での市民社会組織（CSO）の一部として捉えており、開発・人道におけるNGO支援においてもこれら団体を含む場合も多い。調査対象とした各国・機関ともCSOを自分たちが目指している目標や重点課題の実現のためには重要かつ不可欠なパートナーとして位置づけており、CSOとの連携に関する戦略文書や主要文書にその旨明記している。最近の援助協調の議論にも挙がっているが、多様な開発アクターとの協調が援助効果向上に貢献することから²⁶⁴、CSOを真に対等なパートナーとして捉えている。特に、援助の現場で実際にプロジェクト活動を行う実施者を直接有しない欧米ドナーや国際機関にとっては、CSOの役割は彼らの目的を実現させるためには必要不可欠な存在となっており、これまで以上にCSOの役割が開発・人道支援の場で確立されている。第1章で示した通り、CSOに対する開発・人道支援拠出割合は、国・機関によって異なるが、各国・機関とも過去5か年で一定程度の支援を継続していることがわかる。近年においては特に緊急人道支援に関する実施に関し、CSOの役割が増している。

13.2 連携するCSOの判断基準

援助協調の最近の議論および各国の政策の変化に伴い、CSOとの連携においても「結果重視」、「透明性の確保」、「アカウンタビリティ（説明責任）の向上」、そして「投資に見合う価値」といった判断基準が強調されている。特に欧米のドナーでその傾向が強く、自己評価においてもこうした項目を基に実施することが義務づけられている。日本のNGO支援スキームにおいてもプロジェクト・デザイン・マトリックス（プロジェクトを論理的に組み立てた一覧表。ログフレームとほぼ同一）の策定とともに、モニタリング・評価においてはアウトプットの他、アウトカムやインパクトまで問われている。しかし、欧米ドナー

²⁶⁴ 例えば2011年に開催された援助効果向上のための釜山ハイレベル会合など。

においてはその傾向が強い。これらを基準として連携する CSO の選定や、また場合によっては資金の配分に関しパフォーマンスベースで配分するようになってきている。特に英国では採択された CSO が実施するプロジェクト年次レビューの他、外部民間コンサルタントによりスキームの中間評価や終了時評価の実施を行うこととしており、更なるアカウントビリティの向上を図っている。人道支援において事前登録の資格を取った団体でもパフォーマンスが悪ければ資格を剥奪されることとなっており、団体としていかに効果的、効率的な成果を目に見える形で示せるかが問われており、そしてそれを第三者から評価されて示せるかが求められている。更に、一定のプロセスを経て採択された CSO に対しても、契約前に民間会計事務所に企画書や見積書、団体の能力が更に精査され、外部専門家からの意見を取り入れ改善を行ってから署名に至るといったプロセスを取っているなど、パートナーへの資金供与に際し、不正や誤用が起きないように健全な実施のために最善の注意を払っているドナーもある。

13.3 支援スキーム

支援スキームには、大きく大別して二通りの方法がある。一つは、貧困削減や MDGs に寄与、あるいは特定のセクター（女子教育等）など、特定の目的のために実施されるプロジェクトに拠出されるプロジェクトベースの支援スキームと、もう一つは、一定の条件を満たした CSO（ほとんど大規模）と戦略的にパートナーシップを結び、その団体が実施する支援に対して拠出するスキーム（米、英、スウェーデンで実施）である。

プロジェクトベースの支援においては、要請型と提案型、あるいはよりドナーと民間セクターとの契約に近い契約型（井戸 10 本の掘削、小学校の建設など建設案件）がある。要請型や提案型の場合、随時受け付けているスキームもあるが（カナダの国際開発プロジェクト基金等）、期間を区切って募集し、応募を募るスキームの方が多くである（英国の PPA、GPAF、UK Aid Match 等、フランスの FISONG 等）。これは、管理する援助機関の職員数が少ないことも影響しており、手続きコストの削減のため年 1-2 回の募集で締め切っているとも言える。英国は、GPAF など小規模 CSO の申請が多いスキームに関しては申請プロセスにおいても外部委託しているものや、基金自体の運営管理も外部委託しているものもある。

一方、戦略的パートナー型の支援では、CSO は戦略的に合意した目的に寄与するのであれば、地域やセクターを問わずに実施でき、英国の PPA は複数年契約が可能であるため（支払は年毎）、CSO の財政の予測性も確保できるような仕組みとなっている。

日本の NGO 支援スキームは基本的に提案型あるいは要請型のプロジェクト型のスキームであり、戦略的パートナー型のスキームは現在存在していない。提案型以外は応募を随時受け付けている。また単年度会計であるため 1 年毎の契約となっている。なお、米国も単年度会計であるが、戦略的パートナー型の支援も実施しており、毎年 NICRA を決定するた

めの協議を行っており、結果的に長期に亘る継続的なパートナーシップ関係を築いている。

13.4 間接費の取り扱い

間接費に関しては、各国・機関により解釈や規定は様々である。特に間接費に関し詳細な規定や定義はせず、「直接プロジェクトに関係しない経費」として捉え、ケースバイケースで対応している国やスキームもあった（英国、米国）。このような国のスキームでは、間接費の上限を決めておらず、申請する団体が自分たちで判断して間接費（管理費）を計上し、ドナーと協議の結果プロジェクトのアウトプットやアウトカムを出すために必要と判断される費目であれば計上することができる。そのため、団体やプロジェクトによって個別に判断されており柔軟性が高い。ただし、認められた費目に関しては監査が入るため、目的外に使用された資金は精算の対象外となる。

一方、カナダ（自国NGOに対し開発資金は12%、人道資金は最大7.5%）、フランス（7%、場合によって12%）、EU（最大7%）、UNICEF（7%）等は、間接費として基本的に一定の割合が決定されている（UNICEF等は現地事務所の裁量で変更もあり）。間接費は、基本的に直接経費に割合を乗じて算出するものである。調査の結果、一定割合を課している国・機関において間接費を算出するためのその母数となる直接費の項目には、人件費、旅費、設備投資費、現地事務所費、その他プロジェクトに係る経費（運輸・通信、出版、監査、評価、会議セミナー等）といった直接事業にかかる経費が網羅されている。この点で、日本のNGO連携無償資金協力と比べて、大きく異なっていることが分かった。日本のNGO連携無償資金協力では、5つの重点課題²⁶⁵に対するプロジェクトの場合は直接事業費の5%を一般管理費（間接費）として計上することができる。この間接費は、団体本部の役員報酬や、職員給与手当、退職金等、プロジェクトに関係しない団体の運営資金にまで手当てすることが認められている。しかし、日本のNGO連携無償資金協力と言う「直接事業費」とは、現地で使用する1)資機材の購入費、2)ワークショップ等開催費、3)専門家派遣費、4)研修員招請費の4費目に限られており、例えば今回調査を実施した各国・機関では「直接事業費」として認められている現地スタッフの人件費、現地移動費、事業資料作成費、安全対策費、本部スタッフ派遣費、現地事業後方支援（当該プロジェクトに関わる本部スタッフ人件費等が、費目としては存在するが、間接費を乗ずる際の母数には含まれていない。従って、そもそも間接費のかけ率のみで単純に他国と比較することはできない。しかしながら、日本のNGO連携無償と他ドナーの支援策を比較した場合、直接事業費に係る費目が少ないことから、明らかに間接費は低く抑えられていることがわかった。更に、日本のNGO連携無償の計上費目にはない人件費に係る福利厚生費等FRINGE・ベネフィットも直接事業費として計上することができるなど、ドナーとの協議次第でかなり柔軟な対応をしている国・

²⁶⁵ 開発協力事業、NGOパートナーシップ事業、緊急人道支援事業、地雷関係事業、平和構築事業の5課題。

機関が多いことがわかった。

間接費に関しては今回の調査では時間的制約もあり、主要ドナーからの情報も限られ詳細な分析はできなかった。日本の NGO 支援策の改善のためのインプットを行うためにも更なる調査の必要性があると認識している。

13.5 緊急人道支援のためより迅速な対応ができるメカニズムの構築

近年、緊急人道支援のニーズが高まる中、緊急人道支援戦略に対し見直し、より迅速な対応ができるメカニズムを構築しているドナーも多い（米国、英国、フランス、ドイツ、国連機関等）。戦略としては、国連や EU を中心に議論が進んでおり、人道支援においては政治的な意図は排除し、現地における「ニーズベース」の支援をより強調している。また、人道支援において各国、各団体の間でより調整した活動の必要性が叫ばれている。迅速な対応としては、英国のように 72 時間以内に発動できるように事前登録をしている NGO に限定して資金供与する「即時対応スキーム」が 2012 年に構築されている。カナダにおいても事前に登録する仕組みを有する。緊急人道支援分野においては、人道支援事態にその都度対応するといった「火消し」的な役割のみならず、紛争や災害に強い弾力性のある (resilient) な社会を構築するための支援の必要性が近年重要視されている。

表 13.1 主要援助国・主要機関による NGO 支援の概要 (1/4)

調査項目	米国	カナダ	英国	フランス	ドイツ	スウェーデン
1 担当部署	USAID: ローカル・サステナビリティ部 変革・開発アライアンス室	DFATD(2013年CIDAとDFAITが統合)	DFIDの市民社会部(Civil Society Department)	AFDの対外関係及びパートナーシップ局 (Relations extérieures et partenariats)内に NGOパートナーシップ部(Division du Partenariat avec les ONG)	経済協力開発省(BMZ)市民社会・経済政策・ 民間セクター局(Civil society, economic policy and private sector)	パートナーシップ・革新局 市民社会ユニット (Unit for Civil Society, Department for Partnerships and Innovations局)
2 連合体の有無/概略	Inter Action (ロビー団体)	CCI(約90団体加盟)	BOND(400以上の団体が加盟、NGO代表として 政府へのロビー活動実施、NGO研修、NGO への情報提供、ネットワーク活動。運営資金は メンバーNGOからの加盟料や研修費、また DFIDやビル&メリダゲイツ財団からも支援あり)	Coordination SUD(約130団体加盟)	VENRO (Association of German Development Non-Governmental Organizations)ドイツの NGOネットワーク機関として、開発協力および 緊急援助、開発教育等を行う約118のNGOが 登録。	Forum Syd (スウェーデン最大。159団体加盟) 、LO-TGO Secretariat of International Trade Union (職業団体の連合体)、Olof Palme International Center (26団体加盟)ほか
3 対話フォーラム等の 有無/概略	-	定期的な会合	あり: 年次会合および随時	定期的な会合	・Advisory Council on Innovation(イノベティ ブな開発援助政策の策定・検討に向けた、 NGOをはじめとする市民社会、ビジネス関係 者、学術・文化関係者を含めた諮問委員会) ・VENRO(NGOの規模に関わらず政府との対 話・協働をするためのネットワーク活動)	適宜実施
4 資金申請・契約プロ セス/申請団体の資 格	民間ボランティア組織(Private Voluntary Organizations)としてUSAIDに登録。米国PVO と国際PVOがある。	国際開発プロジェクト基金(Funding for International Development Project)。国内外 の法人(NGOを含む)向けスキームと、カナダの NGO向けのスキームがある。	スキーム毎のガイドラインで規定 ・PPA等CSOとの包括的なパートナーシップ取決 め(3-4年の複数年契約)の他、プロジェクト ベースでのスキームを複数有する。PPAIに関し ては英国以外のNGOも対象。	NGOの設立、活動等に条件あり。最低3年間開 発や国際協力の活動実績を有していること。 NGO向け支援ガイドラインに沿った申請を行う。	「Engagement Global」がBMZの資金申請手続 きに依るコンサルティングを行い資金支援手続 きの窓口となっている。資金支援スキームとし ては2つ(小規模事業支援(37,500ユーロ)と大 規模事業支援(500,000ユーロ))あり。3年以上 の事業経験および事業費の25%の自己負担を 義務付けている。	①枠組み合意を締結した15パートナー組織を通 じた申請、②提案書召喚を受けた申請、③市民 社会を通じた人道支援(4年毎)および④その他 の
5 経費規定						
5-1 一般管理費の定 義	共同の費用目標のために発生する費用で、特 定の費用目標に結びつけることができない費用 (一律の規定はなく、団体によって異なる)	組織の運営や事業にかかる費用(プロジェクト 実施に必要な管理費用)	プロジェクト実施に必要な管理コストおよび事務 所運営費等。特に規定を設けていない。	設備費や本部人件費など。	特定の事業実施と無関係に生じる本社コストや (当該事業に起因する場合を除く)の現地事務 所の設立に係る費用や事務所運営費	プロジェクトの実施に必要な管理費用。通常の 財務管理費、事務所運営費、利子の支払い、 マネジメント費等
5-2 支援条件	連邦政府と締結する契約(NICRA)により間接 費の割合を決定	DFATDが間接費にかかる基本方針を規定。	割合、予算項目毎の上限は特に規定なし。予 算提案内容を精査。基本的にプロジェクトに開 連しないものは計上できない。多くのスキーム でDFIDからの資金は団体の年収の40%を上限 とする。	定率支援のため、証憑提出の必要なし。	一般管理費(直接事業費の4%を上限)	ガイドライン、合意文書等により規定
5-3 適用範囲	個別の契約で交渉ベースで決定	DFATDと締結するコントリビューション契約の適 用範囲内	個別の契約で交渉ベースで決定など、柔軟性 が高い一方、精算時には精査され、請求できな いコストが発生する可能性もある。	定率支援で行う。	直接事業費の4%を上限に計上。なお、直接 事業費には、土地購入代、資機材調達・輸送 費、ローカルスタッフ人件費、ドイツNGOの人件 費、運営経費等が含まれる。	ガイドライン、合意文書等により規定
5-4 適用割合	間接費の割合は団体によって異なる。	12%(①CIDAの支援する事業の直接費の12%ま で。②海外活動に従事する人のみならず現物支 給額200ドル(1日につき)の12%まで。)	包括的契約(PPA)の場合は、団体により異な る(2011-12の実績では、支出の3-14%)。プ ロジェクトベースの支援スキームにおいてもプ ロジェクト毎に申請ベース。	プログラムによって異なる。 Programme Terrain: 直接費の7%または12% Intérêt général: 直接費の7%	定率の対象となる直接事業費の範囲がスキ ームによって異なる。	ガイドライン、合意文書等により規定
5-5 スキーム別の格 差	連邦政府で統一した間接費のスキームとなっ ているため、スキームによる間接費に関する違 いはない	カナダNGOの場合12%。国際NGOの場合交渉 ベース。	基本的にスキームによる違いはない	Programme Terrainでは本部の人件費を間接 費に含める場合は12%となり、含めない場合 には間接費を7%とし、本部人件費を直接費に計 上する。	大規模事業サポートプログラムでは、建設に係 るコストや資機材、種子等の購入費、研修事業 や人件費、ガソリン代等のランニングコストにつ いても支援対象に含めている。(小規模事業サ ポートでは対象外)	あり。(ガイドライン、合意文書等により規定)
6 実施モニタリング	財政報告及び進捗報告の義務	定期監査、財務報告あり	・財政報告および事業進捗報告 ・外部評価者による年次評価、スキーム全体の 評価の実施。	財政報告及び進捗報告の義務	・財務報告書(毎年) ・事業実績報告書(毎年)	年次(完了時)報告書、財務報告の提出義務
7 事業終了後のチェッ ク体制	実施	実施	場合によっては他ドナーと合同評価を実施。	実施	実施	実施
8 安全確保のための 措置	企画書作成時の安全対策の要求	企画書作成時の安全対策措置の記載	企画書作成時に安全対策確認および必要経費 の計上(基本的にNGO責任)	一義的にNGOに安全確保の責任がある。	安全リスク管理に必要な機材や物資、費用を 提案書に計上する必要がある旨、ガイドライ ンに記載あり。	なし
9 その他特筆すべき事 項	NICRAは連邦政府の法律に基づいて決定され る	-	採用されたCSOがDFIDと契約前に民間の会計 事務所(KPMG)により企画書、予算、団体の経 理などが精査され、基準に達しないと契約がで きない仕組みをとる(PPA、GPAF)など、アカウ ンタビリティ向上を重視している。	インフレや為替差損対応の留保のための費用 (Contingency)として、プロジェクト活動費の5% を計上可能。同費用とプロジェクト活動費を合わ せて、直接事業費とする。間接費は、この直接 事業費から算出される。	-	-

表 13.1 主要援助国・主要機関による NGO 支援の概要 (2/4)

調査項目	米国	カナダ	英国	フランス	ドイツ	スウェーデン
1 緊急人道支援の定義・戦略	普遍性、中立性、人間の尊厳、及び米国の国益	人道支援の人道とは生命の重要性、公平性、中立性、独立性をいう	人道支援活動は唯一「必要性」を基準とし、政治的意図を含まない。2011年に実施した英国の人道支援のレビューにより、CSOを協力アクターとしてより重視し、予算も増額している。また、迅速性確保の観点から、下記「即時対応スキーム」を新たに設立。そのほか、緊急人道事態への対応のみならず、災害・紛争に強い社会づくりへの支援を重視してきている。	脆弱な人々を保護し、自然災害や紛争により影響を受けた人々の基本的なニーズに対して応えること	・人道支援政策に関する欧州コンセンサスおよびグッド・ヒューマンリアン・ドナーシップ・イニシアティブの原則の遵守 ・外務省 (Federal Foreign Office) による緊急人道支援: 迅速性、柔軟性、不要な官僚主義の廃止 ・BMZによる和構築分野での取り組み: 「国際平和への貢献」、「紛争予防」、「長期的開発の推進」	災害・紛争時における人命救助、苦痛の緩和および人の尊厳の維持
2 関連政策文書等	外国支援法 (Foreign Assistance Act)	International Humanitarian Assistance "Funding Application Guideline for Non-Governmental Organizations"	"Humanitarian Emergency Response Review: UK Government Response" 2011	Stratégie Humanitaire de la République Française 2012	"Development for Peace and Security - Development Policy in the Context of Conflict, Fragility and Violence" (2013)	Sida's Strategy for Humanitarian Assistance 2008-2010 - Appendix to Government Decision (UD2007/47656/SP), 2007. Guidelines for Sida grants to non-governmental organizations for humanitarian projects, 2007 February
3 担当部署	USAID海外災害援助局 (Bureau for Democracy, Conflict and Humanitarian Assistance内)	外務交際貿易開発省 (DFATD)国際人道支援課 (IHA)	DFID紛争・人道・安全保障部 (CHASE)	危機センター (Centre de crise) (外務省) Direction générale des Mondialisation (外務省) Direction des Nations Unies, des Organisations Internationales, des droits de l'homme et de la francophonie (外務省)	・外務省 (Division VN05): 緊急人道支援 ・経済協力開発省 (Division200:Peace and Security): 復旧・復興に係る活動	Sida: IDNGO協力人道援助紛争管理局
4 予算	41億4,300万米ドル (2012年度)	6億加ドル (2011年)	4億2,200万ポンド (2012年) 二国間援助の8% その他国際機関経由支出	緊急人道ファンド: 約1,547万ユーロ (2012年)	25,900ユーロ (2010年度)	約30億SKE (2011年)
5 緊急人道支援全体に占めるNGO支援の割合	41億9,400万米ドル (2012年)	緊急食糧支援が2.94億ドル 物資供与が2.36億ドル	2009/2010年時点で人道支援の11.2%。近年増加傾向にある。	43% (2012年)	公表されていない	追加情報収集・確認中
6 自国NGO支援制度の概要	特に米国NGOのみに限定しない	特にカナダNGOのみに限定しない	2011/12年の実績で、英国NGO向けの拠出は、全体の38%に留まっている。英国NGOに限定しているのは、CSCF、UKAM、GPAF等プロジェクトベースのスキームの一部である。	フランスのNGOとパートナーシップを構築。	Engagement Global (BENGO) を通じた緊急人道援助NGOに対する資金支援	4年に1度の戦略期間 (Strategic period) 毎に戦略パートナー組織の申請を受け付け (但し国際NGOも対象)
7 具体的支援内容						
7-1迅速性確保の措置	人道・災害発生後の対応が様々決定されており、USAIDが調整の中心となる。	人道・災害発生時に人道支援課(IHA)から緊急通知あり	2012年より72時間以内に始動できる資金スキーム (RRF) を構築。対象はDFIDに事前に登録された団体 (現在37団体) に限られる。	24時間体制の危機センター (CDC) が設置	ドイツ連邦技術支援庁による緊急援助チーム派遣 (海外における自然災害等へも協力チーム)	協力先CSOの登録期間の延長 (4年) を導入中。
7-2プールマネーの有無	緊急プログラムによる資金供与がある	DFATD-IHA Fundingの活用	NGOが持つプールマネーに資金供与がある (Humanitarian Innovation Fund, Star Fund等)	緊急人道ファンド (FUH)	迅速性確保のため、災害や危機への対応に備えるため毎年別予算を計上。	情報なし
8 安全確保のための措置	企画書作成時に安全対策を要求	企画書作成時に安全対策の要求	企画書作成時に安全対策の要求 (予算に治安対策に係る経費を計上することが要請されている)	危機センターが在留フランス人の安全に関する調整を担当	安全に関する合意事項はないが、関連規定は契約ベースで決定される。安全情報 措置は各在外公館からの勧告を受け、NGOが当該国の状況下で申請団体の活動が可能か否かを判断。	申請組織による企画書作成時のリスク分析・リスク管理の要求。また、Sidaがリスクアセスメントを実施し、その要求に応じて組織は安全計画を提出しなければならない
9 アンブレラ組織の有無/概要	Inter Action (ロビー団体)	-	START Network 英国ベースの19の団体が加盟するコンソーシアム	人道対話グループ Coordination SUD (約130団体加盟)	・人道支援調整委員会 (Humanitarian Assistance Coordinating Committee) ・Working Group on Peace and Development (FriEnt)	なし (Sidaが各戦略パートナーシップ組織と個別に連携)
10 その他特筆すべき事項	-	間接費は一律7.5%	人道支援においても間接費に関する規定は特になし。RRFにおいて、パフォーマンスが悪いと判断されたNGOは登録が剥奪されることとなっているなど成果主義が非常に重視されている。	-	-	管理費はプロジェクト費用の7%を上限として認める (但し、小規模プロジェクトの場合には上限は5%)

表 13.1 主要援助国・主要機関による NGO 支援の概要 (3/4)

調査項目	EU	UNICEF	UNDP	UNHCR	ADB
1 担当部署	欧州援助協力・開発総局	各カントリーオフィスで実施。 本部: Private Fundraising Partnership部	渉外・広報局 (Bureau of External Relations and Advocacy) の市民社会課 (Civil Society Division) (開発局 (Bureau for Development Policy) と協働で取り組んでいる。		ADB: 地域・持続的開発局 NGO 市民社会センター (NGO and Civil society Center)
2 連合体の有無/概略	CONCORD (1,800以上のNGO)	-	NGOの連合体は存在しないが、UNDPが市民社会との連携を図ることを目的に、市民社会諮問委員会 (Civil Society Advisory Committee) をUNDP 総裁直属の委員会として設置。		なし
3 対話フォーラム等の有無/概略	定期的な対話やパブリック・コンサルテーションがある	特になし	市民社会諮問委員会 (Civil Society Advisory Committee) による定期会合あり (先進国と途上国の様々な市民団体やNGOの代表者15名が参加。課題別の小委員会が活動単位となり、ニューヨークで毎年年度会合が開催)。		ADB年次総会における市民社会プログラム。各国事務所も適宜実施。
4 資金申請・契約プロセス/申請団体の資格	ガイドラインに沿った申請	技術的な専門性、活動内容、スタッフの技術、活動の地理的範囲、支援対象の人々へのアクセスや動員する能力等の点が考慮される。	支援形態別に、申請手続きおよび資金供与プロセスあり。NGO実施主体契約の場合、UNDP 各国事務所 がNGO能力評価 (capacity assessment) を実施し選定する。		①通常は被援助国政府を通じてプロジェクト参加を申請。②ADBが直接公募するプロジェクトへの参加申請も可能 (市民団体に特化したものではない)。③市民団体を対象とする特定ファンドもあり (水分野の協力ファンド)
5 経費規定					
5-1 一般管理費の定義	事業に直接結びついた特定の費用と明確に示すことができない費用であるが、活動の直接費用と関連して間接的に発生する経費。本部の費用、管理費用、水道費など	活動に直接的に結び付けられない、プログラム実施の際に生じるサポート費用	管理費は、国連機関の標準管理費支援率である10%を目処に支援するとしているが、基本的には見積りが根拠となり、個別案件の交渉によって決定。助成金は正当であると認められる管理費を特に上限を設けずに支援。		上記③ではプロジェクトマネジメント費として事務所借上げ費および付帯費を例示
5-2 支援条件	定率7%の間接費計上が推奨	原則: 定率7%	国連機関の標準管理費支援率である10%を目処に支援。助成金の場合、正当であると認められる管理費を特に上限を設けずに支援		個別の案件毎に異なる
5-3 適用範囲	定率、または間接費にあたる費目を計上する	定率支援	各スキームごと、提案される個別の案件毎に審査で決定 (助成金については上限あり)		-
5-4 適用割合	直接費の最大7% (ただし、定率ではなく、間接費に費目を計上することも可能)	定率支援	個別の案件毎に審査で決定		個別の案件毎に異なる
5-5 スキーム別の格差	十分な根拠がある場合には、一般的な活動にかかる諸経費についても、直接費用として計上することができる。	小規模のSSFAIにおいては間接費計上は認められない。	なし (ただし、助成金のうちSGF の場合、プロジェクトに関連する管理費は含まれるが、一般的な管理費や間接費は対象外とされている)		-
6 実施モニタリング	財政報告及び進捗報告の義務	財政報告及び進捗報告	内部・外部審査あり、財政報告及び進捗報告の義務		実施
7 事業終了後のチェック体制	実施	実施	実施		実施
8 安全確保のための措置	緊急事態が生じた場合の活動の中止条件として、ストライキ、労働紛争、戦争、暴動、疫病等幅広く挙げられている。	現地でUNの枠組みでNGOとの情報交換を実施。	UNDPは対象をCSOIに特化した安全確保の措置に係る情報は公開していない。		-
9 その他特筆すべき事項	-	間接費は、プログラム費用と直接プログラム・サポート費用に対する割合から算出。直接プログラムサポート費用は、プログラム費用の最大25%まで計上が認められるが、緊急時などサポート費用が増大する場合は、カントリーオフィス代表の権限で25%以上を供与可能	・UNDP Strategy on Civil Society and Civic Engagement (2012) に市民社会との連携にかかわる重点、重点分野、クロスセクター・アプローチが明記されている他、連携強化に向けた短期的・中期的アクションプラン (POPPを通じ提供されるスキームの拡充等) が掲げられている。		・「戦略2020」(2008年承認)は、活動計画、予算調達および実施においてADBとNGO、地域団体、労働団体等との連携は、さらに中心的な役割を果たすものになるとした

表 13.1 主要援助国・主要機関による NGO 支援の概要 (4/4)

調査項目	EU	UNICEF	UNDP	UNHCR	ADB
1 緊急人道支援の定義・戦略	ヒューマニティ、中立性、公平性、独立性	人道支援:人道的ニーズのために外部からの支援及び資源が必要であり、複数のセクターにおける対応が必要であること 緊急支援:多くの人々の生命や生活が脅かされ、生命保全、ケア、保護のために通常以上の活動が必要とされる場合	紛争予防と復興支援の推進に向け、特に自然災害への緊急支援対応や、治安部門改革(警察)・武装解除・地雷除去・紛争予防等の平和構築活動	難民の保護をマニフェストとし、難民の保護・支援及び国内避難民も保護対象としている。	
2 関連政策文書等	European Consensus on Humanitarian Aid	The Core Commitments for Children in Humanitarian Action (CCC) (2010)	・UNDP Standard Operating Procedure for Immediate Crisis Response (SOPs) ・Preventing Crisis Enabling Recovery(BCPR Annual Report)	An Operations Management Handbook for UNHCR's Partners	
3 担当部署	欧州委員会人道援助局(ECHO)	特になし	UNDP本部の危機予防復興支援局(Bureau for Crisis Prevention and Recovery:BCPR (2001年設立))。	特になし	
4 予算	13億4,000万ユーロ(2012年)	約6億4,700万米ドル(2012年)	14,800万ドル(2011年度)(「紛争予防と復興の信託基金(CPR TTF)および各国事務所への配分拠出額の合計)	43億ドル(2012年)	
5 緊急人道支援全体に占めるNGO支援の割合	44%(2012年)	公表されていない	緊急人道支援分野におけるNGOへの支援額の統計は作成されていない	45%(2012年)	
6 自国NGO支援制度の概要	ECHOのパートナーとなるためには、パートナーシップ枠組み合意を締結する必要あり。人道支援に関する欧州理事会規則に基づく基準、財政規則等を満たしている必要がある。	-	-	-	
7 具体的支援内容					
7-1迅速性確保の措置	Emergency Response Coordination Centreが設置され、24時間体制での対応を実施	CCCsに基づく緊急対応	Fast-Trackシステムあり(Fast Track Policies and Procedures)。迅速な支援決定のための国連システム内での連携強化の推進	緊急対応チームをロスター登録。72時間以内の専門家の動員。緊急時の支援物資を保管。	
7-2ブルマナーの有無	情報なし	CERF(UN OCHA)のファンド利用	・紛争予防と復興に係る課題別信託基金(Thematic Trust Fund for Crisis Prevention and Recovery(CPR TTF)) ・CERF(UN OCHA)のファンド利用	CERF(UN OCHA)のファンド利用	
8 安全確保のための措置	緊急事態が発生し、人道支援従事者や利益者の安全に対して重大な脅威が発生し、活動を実施することが不可能となった場合等に、無償資金受領者側から、契約を終了させることが可能	UNの枠組みでNGOへの情報提供等を実施。	現地において、UNの枠組みでNGOとの情報交換を実施。	安全確保のためのマニュアルを作成し、UNHCR職員やパートナーと共有	
9 アンブレラ組織の有無/概要	枠組み協定を結んでいるパートナーに対して支援	-	市民社会諮問委員会に、紛争予防と復興に関する小委員会(Crisis Prevention and Recovery Sub-Committee)が設置されている。(ニューヨークでの定期会合を開催)	-	
10 その他特筆すべき事項	ECHOのパートナー組織に向けたウェブサイトが開設され、情報提供が行われている。	-		-	

参考文献

<共通>

CSO ネットワーク 「主要援助国・機関の NGO 間接費支援に関する調査報告書」、平成 16 年度外務省委託事業、2005

財団法人国際開発高等教育機構 「主要援助国・機関の NGO 支援のための資金供与に関する調査報告書：プロジェクトベースとは異なる政策的な支援を中心として」、平成 18 年度外務省委嘱、2007

アイ・シー・ネット株式会社 「主要援助国および主要国際援助機関における NGO 支援策の比較調査」 外務省委託調査、2004

<米国>

USAID, 2013 VOLAG, Report of Voluntary Agencies

Department of State-USAID Joint Summary of Performance and Financial Information, Fiscal Year 2012

Office of U.S. Foreign Disaster Assistance, USAID, Annual Report for Fiscal Year 2012

OFDA, Annual Report 2012

USAID Office of U.S. Foreign Disaster Assistance, Guidelines for Proposals, October 2012

<カナダ>

Canadian International Development Agency Department Performance Report 2012-13, DFATD, 2013

Statistical Report on International Assistance, 2011-2012, DFATD, 2012

Report to parliament on the government of Canada's official development assistance 2012-2013, DFATD, 2013

Funding Application Guidelines for Non-Governmental Organizations, DFATD, 2013

<英国>

DFID, Annual Report and Accounts 2012-13, 2013

DFID, Humanitarian response funding guideline for NGOs, 2012

DFID, Statistics on International Development 2007/08 – 2011/12, 2012

DFID, Humanitarian Emergency Response Review: UK Government Response, 2011

Lord (Paddy) Ashdown, Humanitarian Emergency Response Review, 2011

Independent Commission for Aid Impact (ICAI), DFID's Support for Civil Society Organisations through Programme Partnership Arrangements, Report 22, 2013

<フランス>

AFD, L'Agence Française de Développement et les Organisations de la société civile, Cadre d'intervention transversal 2013-2016

AFD, Plan d'Orientation Stratégique 2007-2011, p.11

AFD, Projets à l'Initiative des organisations non gouvernementales, Le cofinancement des projets et programmes de « TERRAIN », 2012

AFD, Projets à l'Initiative des organisations non gouvernementales, Le cofinancement des projets et programmes d'INTERET GERERAL, version actualisée, 2012

Ministère des affaires étrangères, Stratégie humanitaire de la République Française, le 6 juillet 2012.

Ministère des affaires étrangères, Rapport d'activité sur l'action humanitaire d'urgence 2012

Ministère des affaires étrangères, Le Centre de crise, La diplomatie de l'urgence

<ドイツ>

German Foundation for World Population, Tips and Tricks - East Africa Edition

Engagement Global, Guidelines for promoting development of major projects Private German support in developing countries, 01 October 2007

Good Humanitarian Donorship, Indirect Support Cost Study: Final Report, 4 July 2008

BMZ, Guide for humanitarian assistance (FFO) and recovery and rehabilitation (BMZ), 2012

BMZ, The German Government's 14th Development Policy Report, Federal Foreign Office, Strategy of the Federal Foreign Office for Humanitarian Assistance Abroad, November 2012

BMZ, BMZ strategy paper 2013 -Development for Peace and Security, 2013

<スウェーデン>

OECD, OECD Development Co-operation Peer Review - Sweden 2013, 2013.

Forum Syd, Forum Syd General Conditions - General Conditions for Sida funds to Swedish NGOs channelled via Forum Syd, 2012

Government Offices of Sweden, Pluralism - Policy for Support to Civil Society in Developing Countries within Swedish Development Cooperation, 2009

Government Office of Sweden, Sida's Strategy for Humanitarian Assistance-2008-2010, Appendix to Government Decision (UD2007/47656/SP), 2007

Government Office of Sweden, The Government's Humanitarian Aid Policy, Skr. 2004/05:52, 2005.

Mowjee, Tasneem and Judith Randel, Evaluation of Sida's Humanitarian Assistance - Final Synthesis Report, 2010

Sida, General Conditions, Sida's grants to Swedish non-governmental organizations, 2003

Sida, Guidelines for general grants for minor humanitarian projects, 2006

Sida, Guidelines for Sida grants to non-governmental organizations for humanitarian projects, 2007

Sida, Procurement Guidelines, 2004

Sida, Review of Civil Society Support Modalities at Sida HQ and Swedish Embassies, 2013

<EU>

Practical Guide to contract procedures for European Union external actions, Applicable from 14 March 2013

European Commission, Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions, The roots of democracy and sustainable development: Europe's engagement with Civil Society in external relations. Com (2012) 492 Final, 2012

Joint Statement by the Council and the Representatives of the Governments of the Member States meeting within the Council, the European Parliament and the European Commission, 2008/C/25/01

Commission of the European Communities, Communication from the Commission to the Council, the European Parliament and the Economic and Social Committee, Participation of Non-State Actors in EC Development Policy, COM (2002) 598 Final, 2002

Council Regulation (EC) No 1257/96 of 20 June 1996 concerning humanitarian aid

<UNDP>

UNDP, Preventing Crisis Enabling Recovery BCPR Annual Report 2011, 2011

UNDP, National Execution (NEX) Finances and NGO Execution Finances

UNDP, the GEF Small Grants Programme Operational Guidelines Part III -Implementation and Administration of SGP Grants

UNDP, fast facts paper, 15 June 2013, 2013

UNDP, Strategy on Civil Society and Civic Engagement, 2012

<UNICEF>

UNICEF, Annual Report 2012

UNICEF, Report on the implementation of the strategic framework for partnerships and collaborative relationships, 13 September 2012

UNICEF, Civil Society Guide to Working with UNICEF, 2012

UNICEF, Core Commitments for Children in Humanitarian Action, May 2010

UNICEF, UNICEF strategic framework for partnerships and collaborative relationships, 2009

UNICEF, Guidelines, UNICEF Programme Cooperation Agreements and Small Scale Funding Agreements with Civil Society Organisations, December 2009

<UNHCR>

UNHCR, Global Report 2012

UNHCR, UNHCR Manual on Security Persons of Concern, 2011

Development Initiatives, Good Humanitarian Donorship, Indirect Support Cost Study: Final Report, 4
July 2008

UNHCR, Handbook for Emergencies, Third edition, 2007

UNHCR, Partnership: An Operational Management Handbook for UNHCR's Partners, Revised

<ADB>

ADB, Cooperation with Civil Society Annual Reports 2010, 2012

ADB, CSO Sourcebook: A Staff Guide to Cooperation with Civil Society Organizations, 2008

ADB, Guidelines on the Use of Consultants by Asian Development Bank and Its Borrowers, 2013

ADB, Loan Disbursement Handbook, 2012

ADB, Procurement Guidelines, 2013

ADB, Strengthening Participation for Development Results - An Asian Development Bank Guide to
Participation, 2012

ADB, Technical Assistance Disbursement Handbook, 2010

ADB, User's Guide to Procurement of Works—Small Contracts, 2014